



# パリ協定等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費

平成29年度要求額  
12百万円(新規)

## 背景・目的

- パリ協定・COP21決定において、各国は約束草案（削減目標）の作成・提出・維持、削減目標の5年毎の提出・更新、削減目標は前進を示すこと等が規定。また、全ての国が長期の温室効果ガス低排出発展戦略を2020年までに策定・提出するよう努めるべきとされた。
- G7伊勢志摩サミット首脳宣言において、2020年の期限に十分に先立って長期の温室効果ガス低排出発展戦略を策定・提出することにコミットした。
- 平成28年5月13日に温暖化対策計画も閣議決定され、2030年度26%削減という目標達成に向けた対策・施策の着実な実施が求められている。

## 事業スキーム

委託対象：民間団体 実施期間：平成29～32年度(2020年度)

## 事業概要

### (1) 我が国の約束草案の更新・提出・前進のための経費

パリ協定で規定された削減目標の提出・更新や地球温暖化対策計画の見直しに備え、再生可能エネルギーの導入拡大や交通・社会システムの低炭素化を始めとする目標達成のための対策・施策の検討、見直しを、定量的な分析ツールを用いて実施

### (2) 長期低排出発展戦略策定経費

社会構造のイノベーションの絵姿である長期低炭素ビジョンを土台として、政府全体の長期低排出発展戦略の策定につなげるとともに、シンポジウムや地方ヒアリング等を実施して国民的な気運の醸成を図る。

## 期待される効果

- 我が国の2030年度26%削減目標の更新・前進
- 長期の低排出発展戦略の策定・提出

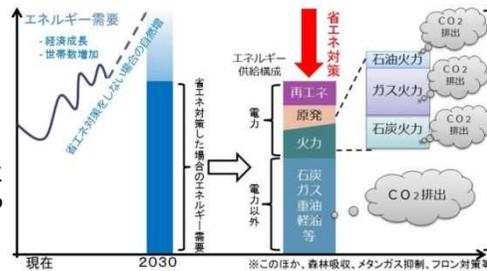
**パリ協定** ・ 5年毎の約束草案（削減目標）の提出・更新  
 ・ 削減目標の前進  
 ・ 長期の温室効果ガス低排出発展戦略の策定

**温暖化対策計画** ・ 温暖化対策計画の着実な実行  
 ・ 温暖化対策の3年毎の見直し

### (1) 我が国の約束草案の更新・提出・前進のための経費

#### ①削減目標達成のための対策・施策検討費

NDCの提出・更新等に向けて、削減目標達成のための対策・施策の検討や見直しを行う。



#### ②再生可能エネルギーの最大限の導入

#### ③社会・交通システムの低炭素化

### (2) 長期低排出発展戦略策定経費

長期低炭素ビジョン（仮称）を土台として、政府全体の長期低排出発展戦略の策定につなげる。

#### <低炭素発展戦略策定による効果>

- パリ協定の長期目標及び今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスの達成のために不可欠
- 長期的に目指すべき社会像を提示することは民間企業や他国に対する社会の低炭素化に向けた力強いシグナル。
- 国民・企業の行動喚起や内外の投資の呼び込み



# パリ協定の実施に向けた検討経費

平成29年度要求額  
156百万円（140百万円）

## 背景・目的

- 2015年末のCOP21では、全ての国が参加する2020年以降の気候変動に関する法的枠組み「パリ協定」を採択
- 2016年以降は、パリ協定の実効性を確保し、世界で対策を進めるため、各国目標等に関する詳細ルール交渉が最重要課題。JCMの活用等の提案等、我が国にとっても有益なルールづくりのため、日本のリーダーシップの発揮が必要
- 2020年までは、2010年に採択されたカンクン合意の下で、途上国の削減行動の準備・実施を促進し、世界全体の排出削減を進めることが必要。また、2020年以降の実施に向けた途上国の能力向上・体制構築を体系的に支援

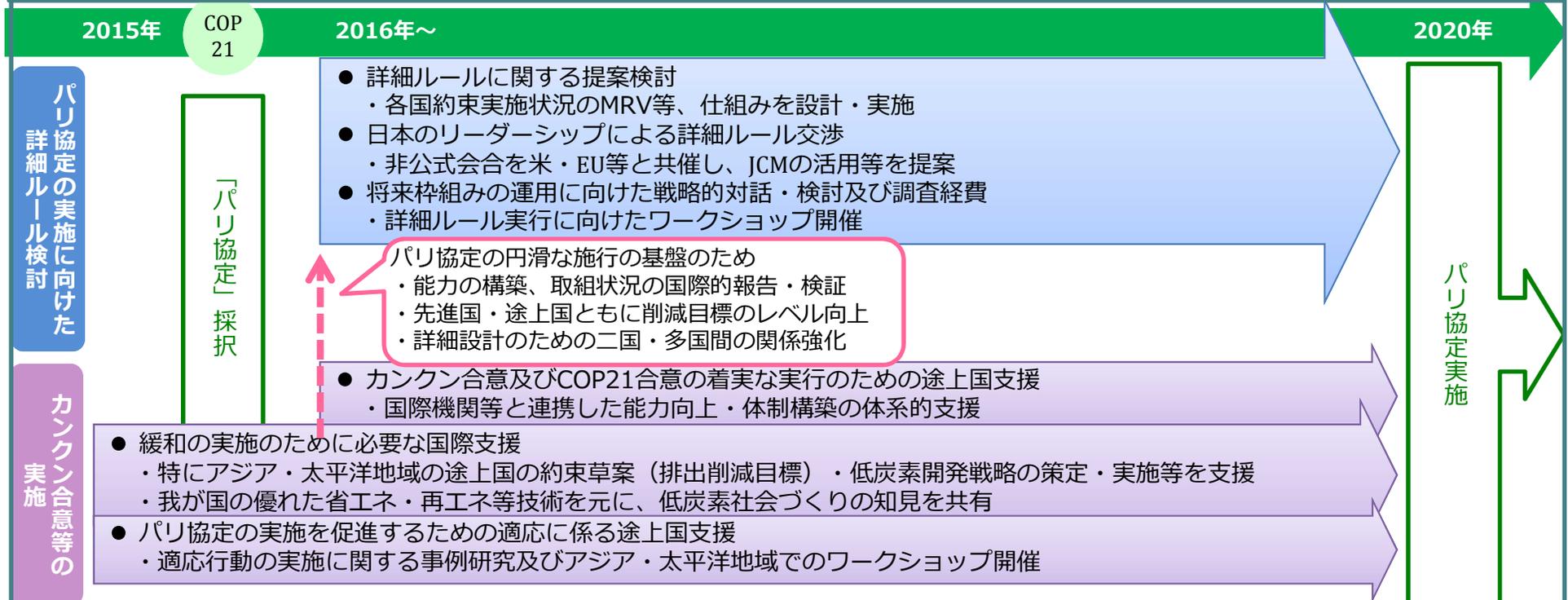
## 事業概要

- 詳細ルールに関する提案検討
- 日本のリーダーシップによる詳細ルール交渉
- 将来枠組みの運用に向けた戦略的対話・検討及び調査
- カンクン合意及びCOP21合意の着実な実行のための途上国支援
- 緩和及び適応の実施支援
- 国際会議（COP等）現地作業支援

## 期待される効果

- パリ協定の下での詳細ルール交渉において我が国から積極的に働きかけるとともに、途上国における排出削減支援を行うことにより、世界全体における確実な排出削減に貢献。

## 事業スキーム





# 二国間クレジット制度の構築等事業

平成29年度要求額  
92百万円 (92百万円)

## 背景・目的

我が国は、途上国における優れた温室効果ガス削減技術等の普及や対策実施による温室効果ガスの排出削減への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施している。

## 事業概要

優れた技術や製品などの提供を行った企業の貢献が適切に評価されるよう、また、途上国における森林減少及び劣化への対策なども気候変動対策として適切に評価されるよう、JCMの構築を進める。

## 事業スキーム

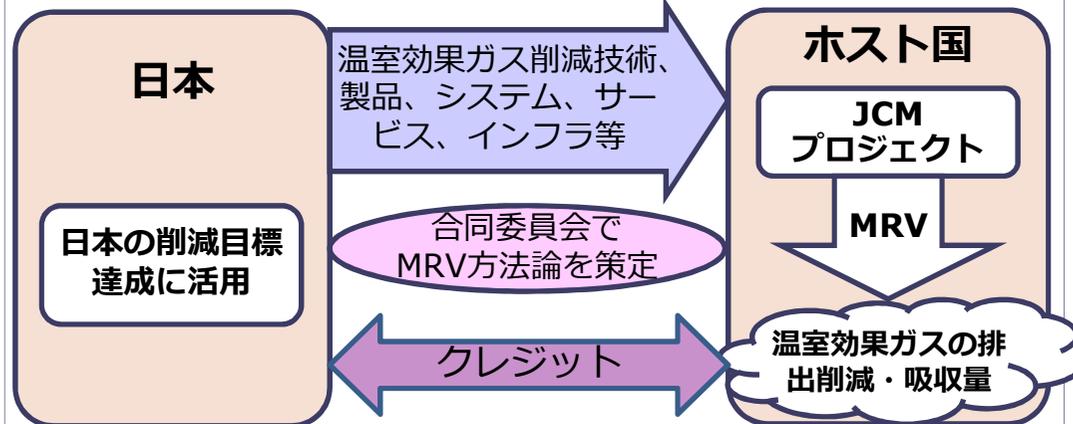
委託対象：民間企業等  
実施期間：継続

補助対象：民間企業等  
補助率：定額

## 期待される効果

JCMを多くの国で構築・実施するとともに、REDD+事業を推進することで、途上国における温室効果ガスの排出削減・吸収と我が国の削減目標達成に貢献する。

## 二国間クレジット制度のイメージ



※MRV：Measurement（測定）、Reporting（報告）、Verification（検証）

## <REDD+>



- 途上国において熱帯雨林の破壊が深刻化
- 一部の国では最大のCO2排出源



- 住民参加による違法伐採監視（モニタリング含む）、災害予防、森林再生
- 代替生計手段の確立

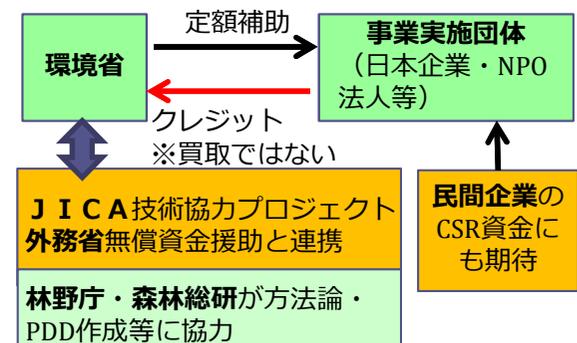
## MRV実施促進（委託）

- REDD+の具体案件に係る方法論の策定、PDDの策定、モニタリングレポートの策定、妥当性確認及び検証等のMRV手続きが適切に実施されるよう支援
- 具体案件についての進捗管理を行うことで、プロジェクトの円滑な実施を促進

## 情報収集・普及（委託）

- 途上国ごとの情報や国連での議論・結論に関する最新情報及び日本政府による支援策に関する情報等を、webサイト「新メカニズム情報プラットフォーム」において広く発信
- 民間企業等からの相談に応じる窓口の設置

## REDD+型JCMプロジェクト補助





## 背景・目的

気候変動の影響は、国内外で既に現れており、今後さらに深刻化する可能性がある。パリ協定では、各国の適応計画プロセスと行動の実施が盛り込まれた。

本事業は、平成27年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」を推進しパリ協定を着実に実施するため、政府施策への適応の組み込み、科学的知見の充実、情報の共有を通じた理解と協力の促進、地域における適応の促進、国際協力の推進を図るものである。

## 事業スキーム

民間事業者等への委託、請負

## 事業概要

(国内)

- 1-(1) 気候変動適応情報プラットフォームの運営
- 1-(2) 気候変動影響中間評価及び適応計画モニタリング手法の開発・改善
- 1-(3) 地域における適応の取組促進

(国際)

- 2-(1) 途上国における適応計画支援のための気候変動影響評価支援及び人材育成
- 2-(2) 先進国等との連携に基づく適応計画実施支援

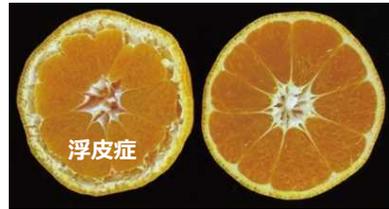
## 事業目的・概要等

## 期待される効果

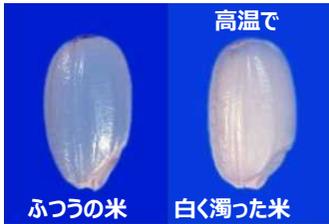
「適応計画」の効果的・効率的な実施

## 適応計画の推進に向けた本事業の全体像

## イメージ



高温多雨により品質低下したウンシュウミカン  
写真提供：農業環境技術研究所



高温で品質低下した米  
写真提供：農業環境技術研究所



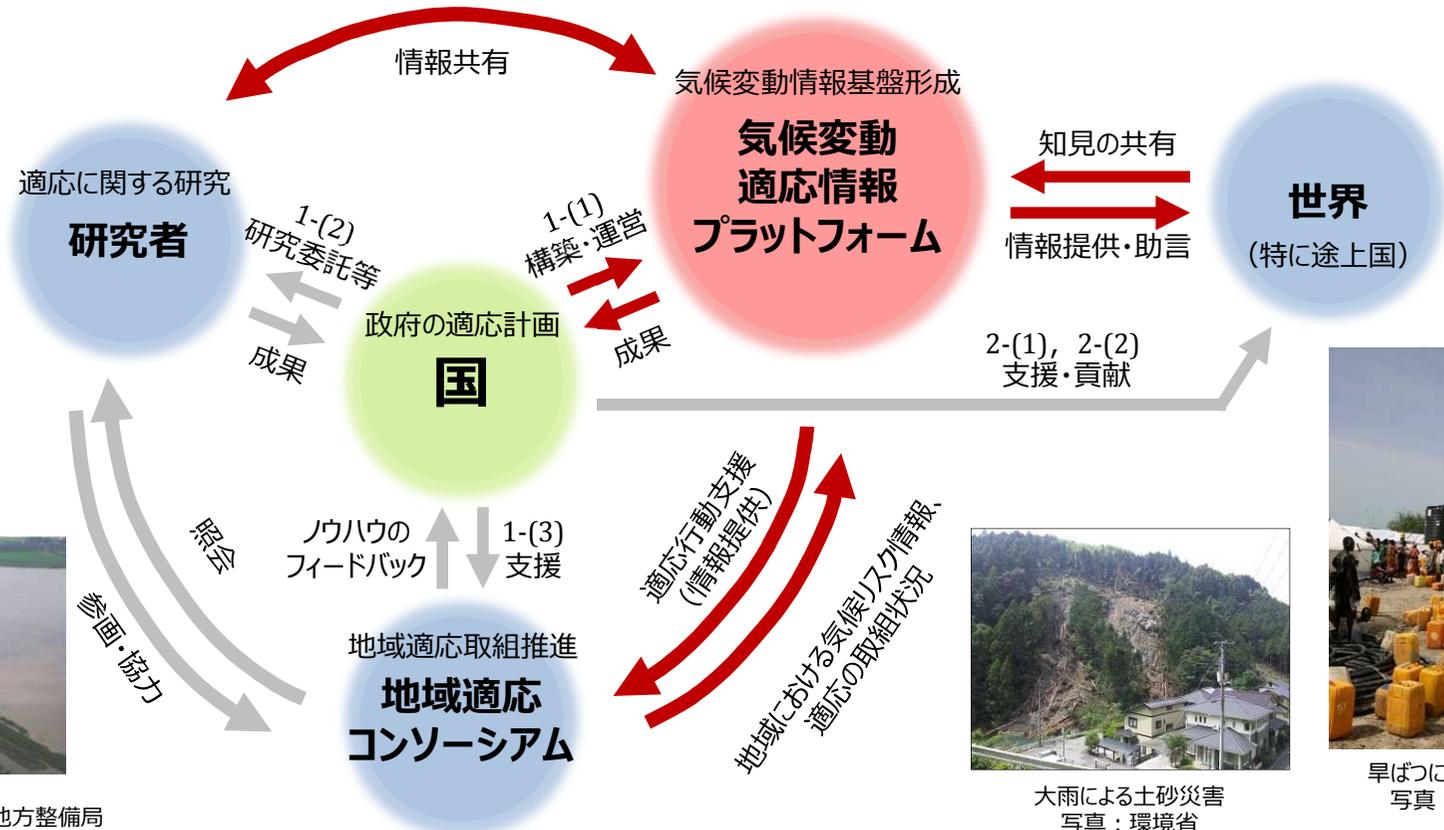
洪水被害  
写真提供：国土交通省中部地方整備局



大雨による土砂災害  
写真：環境省



早ばつによる水不足  
写真：環境省





# パリ協定実施に向けた途上国能力開発支援拠出金

平成29年度要求額  
200百万円（新規）

## 背景・目的

- 2015年末のCOP21にて採択されたパリ協定で、先進国が途上国の能力開発の取組支援を行うべきこと、すべての国に適用される透明性の枠組みを設け、透明性に関する能力開発の支援が途上国に提供されるべきであることが規定された。これを受けて「透明性のための能力開発イニシアティブ（CBIT）」を地球環境ファシリティ（GEF）に設置することを要請。
- CBITはパリ協定における透明性枠組みの主要要素として位置付けられている。
- 温室効果ガス排出量が増加しており対策の推進及びその進捗状況の把握が不可欠な開発途上国における透明性の能力向上がパリ協定の効果的な実施の鍵を握る。パリ協定における透明性枠組み詳細ルール交渉でリーダーシップを発揮するべく、CBITへの拠出を行う。

## 事業概要

- COP21決定において地球環境ファシリティ（GEF）に設置が要請された「透明性のための能力開発イニシアティブ」への拠出を行い、パリ協定の下での透明性枠組み構築に向けたリーダーシップを発揮する。
- 環境省、財務省、外務省においても要求

## 期待される効果

- パリ協定の実施に向けた途上国における能力開発支援を進めることにより、パリ協定に基づく世界全体での排出削減等に貢献する。

## 事業スキーム



## イメージ

COP21



PARIS2015  
ON CLIMATE CHANGE CONFERENCE  
COP21・CMP11

## パリ協定採択

- 先進国が途上国の能力開発の取組支援を行うべきこと、すべての国に適用される透明性の枠組みを設けること、透明性に関する能力開発の支援が途上国に提供されるべきであること等を規定。
- CBITをGEFに設置することをCOP21決定において要請。



- **透明性の能力向上がパリ協定の効果的な実施の鍵。**
- 拠出を通じて透明性枠組み構築にむけたリーダーシップを発揮。
- パリ協定に基づく世界全体での排出削減等に貢献する。



## 背景・目的

- 複雑化、深刻化する途上国における環境問題への対処には、我が国のこれまでの経験や技術を活かした環境分野での支援が求められている。
- 2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)のもと、具体的な技術協力等を進めるとともに、日中韓やASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献。

## 重点項目

- **持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に係る協力**
  - 東アジア首脳会議（EAS）の枠組を活用し、東アジア各国のアジェンダへの取組の分析や目標設定の考え方等の整理を行いつつ、我が国が強みを持つ低炭素技術や廃棄物・リサイクル等の分野において、効果的な支援を行うための戦略を検討。

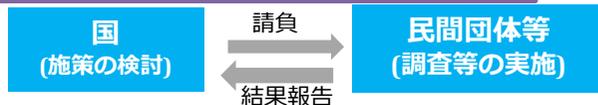
## イメージ

【平成29年度の実施内容】

- ① 持続可能な開発のための2030アジェンダへの東アジア各国の取組や分析・目標設定の考え方などの調査
- ② 以下の観点からの効果的な支援のための戦略の検討
  - 東アジア首脳会議（EAS）の枠組みの活用
  - 各国のニーズ・目標等を踏まえた日本が強みを持つ分野・技術の活用・普及
  - “都市”に着目した先進国と途上国の連携・支援、都市間ネットワークの構築
  - 米国等のEAS加盟国/都市や国際援助機関との連携・強調 など

平成29年度以降の本格的な協力の実施へ

## 事業スキーム



## 期待される効果

- 我が国の国際的な環境協力を進めるため、アジアにおける様々な協力を統合的に推進し、環境協力を牽引するとともに、環境国際協力の戦略的な推進方策の検討及び具体化を推進。

## 具体的な施策

- 途上国におけるSDGs実施支援
- 日ASEAN環境協力対話・東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合
- **持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に係る協力**
- **日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進**
- 二国間協力等の推進
- **日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進**
  - 三カ国の環境大臣が、地域及び地球規模の環境問題に関して率直な意見交換を行い三カ国の協力関係を強化することを目的として、1999年より毎年持ち回りで開催。
  - 平成29年度のTEMM19は、韓国で開催予定。
  - 前回TEMM18で、共同コミュニケを採択。



日本：環境省

中国：環境保護部

韓国：環境部

日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）

## 環境協力に係る日中韓三カ国行動計画のもとでの活動（抜粋）

- ・ 大気汚染に関する三カ国政策対話
- ・ 大気に関するワーキンググループの開催
- ・ 日中韓生物多様性政策対話
- ・ 化学物質に関する政策ダイアローグ
- ・ 3R及び電子電気機器廃棄物の越境移動に関する三カ国セミナー
- ・ 気候変動対策
- ・ 海洋ごみに関する三カ国ワークショップ
- ・ 日中韓環境教育ネットワーク（TEEN） ・ ユースフォーラム
- ・ 合同環境研修 ・ 地方環境政策対話
- ・ 日中韓三カ国環境ビジネス円卓会議 等



## 背景・目的

- ・CFC, HCFC等は、オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書や、国内担保法であるオゾン層保護法に基づき、オゾン層破壊物質以外への転換や監視・測定を継続する必要がある。
- ・また、CFCやHCFCの代替として使用されているHFC（代替フロン）は、オゾン層破壊効果はないが、高い地球温暖化効果（GWP）を有し、ノンフロン・低GWP化を進める必要がある。
- ・さらに、これらCFC, HCFC, HFC（フロン類）について、フロン排出抑制法の着実な施行を通じ、冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類の使用時漏えい防止や回収率向上等を図り、排出抑制対策をより一層推進する必要がある。
- ・モントリオール議定書の対象にHFCを加える改正に向けた対応の検討も必要である。

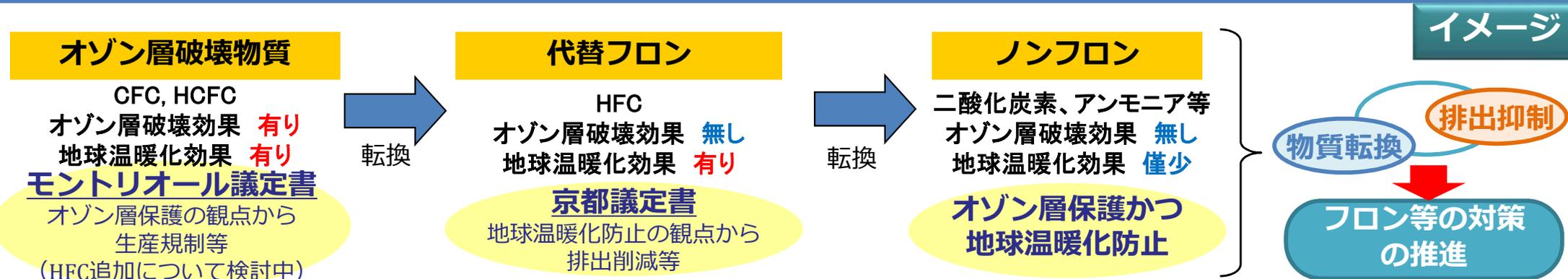
## 事業概要・事業スキーム

本事業において、フロン排出抑制法の運用等、監視・測定、国際取組等を行う。また、モントリオール議定書の改正に向けた対応の検討を行う。

## 事業目的・概要等

## 期待される効果

- ・フロン排出抑制法の円滑な施行等により、フロン類の排出量を大幅に削減し、我が国の地球温暖化対策目標の達成に貢献できる。
- ・モントリオール議定書の改正への対応や途上国のフロン対策支援を通じて、世界全体のフロン類の削減に貢献できる。



## イメージ

- ◎ フロン排出抑制法の確実かつ円滑な実施（フロン排出抑制法の施行）
  - ・ 第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者への立入検査
  - ・ フロン類の漏えい量の報告・公表制度の運用
  - ・ 都道府県が指導を効率的に行うための体制構築の支援
  - ・ フロン類対策の評価検証、漏えい実態調査、回収促進方策検討

- ◎ 監視・測定（オゾン層保護法の施行）
  - ・ オゾン層破壊状況等の評価・公表
  - ・ フロン類等の濃度状況の監視・測定

- ◎ 国際的取組・途上国支援
  - ・ モントリオール議定書の改正検討及び国内対応方策の検討
  - ・ アジアの冷媒フロン等処理対策・物質転換の支援、情報発信



# クールシティ推進事業

平成29年度要求額  
42百万円(43百万円)

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 人工排熱の排出抑制等の「緩和策」には長期的な取組が必要
- ヒートアイランド対策大綱の改定の中で新たな取組に暑熱環境対策としての「適応策」が追加
- 温暖化やヒートアイランド現象等による気温上昇に伴う人への暑熱ストレスの増大

### 事業概要

適応策を中心としたヒートアイランド対策の強化

- ① 適応策を導入したモデル事業の検証及び普及
- ② 街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法等の調査・検討
- ③ 効果的な「暑さ指数」の情報発信の検討
- ④ 熱中症予防情報サイトの継続的提供

### 事業スキーム



※「暑さ指数」とは、人体に与える影響の大きい ①湿度、②日射等からの輻射熱(黒球温度)、③気温の3つを取り入れた熱中症のかかりやすさを示す指標です。

## 「適応策」を中心に調査・検討を実施

## イメージ

- ① 複数の適応策(街路樹、ミスト、打ち水など)を導入したモデル事業(大阪府高槻市、枚方市)の効果検証、まちなかの暑さ対策ガイドラインの普及啓発を図る。
- ② 街路空間の適応策の普及に必要な「導入すべき場所」「導入後の効果」を判定するための指針策定等を行い、さらに「街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法」についても検討に着手する。
- ③ 暑さ指数(WBGT)の情報提供では、特に熱中症が発生しやすい実生活の具体的な場所(建設作業現場と河川敷等)における暑さ指数(参考値)の調査・検討を行う。
- ④ 環境省熱中症予防情報サイトで現在提供している全国約850地点における暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値について、さらに予測精度を高めるため実測地点を四国・沖縄に追加し、インターネットによる熱中症予防のための一層の情報提供を推進する。

### 期待される効果

### 人への暑熱ストレスを低減させる「適応策」の普及を推進

(適応策: 街路樹やミスト、打ち水、日射高反射塗装等による暑熱環境の回避等)

「適応策」の事例  
(左: 緑陰、右: ミスト)



## 背景・目的

## 事業目的・概要等

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間は一年でも特に暑い時期（7/25-9/6）。
- ・大会会期中は日本の夏に不慣れな外国人を含む多数の観客が来訪。大会会場への移動、入場待機、観戦時などに多数が屋外で長時間を過ごすこととなり、熱中症対策が必須。
- ・そのため、熱中症へのかかりやすさを示す「暑さ指数」を把握し、適切な予防的対策に資する。

※「暑さ指数」とは、人体に与える影響の大きい ①湿度、②日射等からの輻射熱（黒球温度）、③気温 の3つを取り入れた熱中症へのかかりやすさを示す指標です。

## 事業概要

(1)主要大会会場周辺の12地区を対象に**気温、湿度等を実測調査**

(2)主要大会会場周辺の12地区の**暑さ指数の推計手法を確立**

## 事業スキーム



## 期待される効果

- ①オリパラ大会の会場関連施設整備等の検討のための基礎情報として関係各機関において活用
- ②熱中症対策として、特にリスクの高い場所での暑さ指数の推計手法を確立し、大会開催期間の熱中症予防情報の発信において活用。

## イメージ

### 現在の実測状況



## 背景・目的

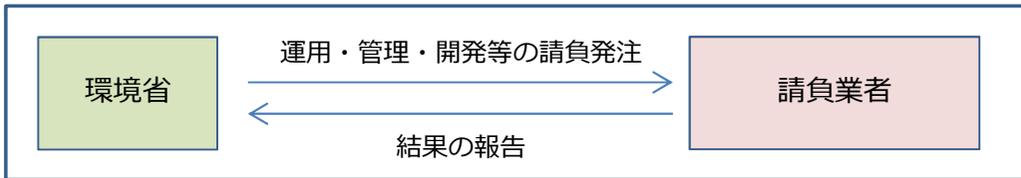
大気汚染防止法に基づく、各種の大気汚染物質の濃度等の大気汚染及び花粉飛散状況の情報提供について、全国で一元的にリアルタイムで表示できるシステムを運用することによって実現している。

PM2.5の注意喚起情報等もリアルタイムで情報提供することにより、健康被害の未然防止及び安心・安全の確保の観点から国民からのニーズも高い。

## 事業概要

- ・全国50の自治体等とオンラインで接続した大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」により、大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報の発令状況等をホームページ上でリアルタイムに公開。
- ・全国120箇所に設置した花粉自動計測器から携帯通信網で接続した花粉観測システム「はなこさん」により、花粉飛散数をホームページ上でリアルタイムに公開。
- ・スマートフォンのアプリを通じて国民が簡便かつ明解にPM2.5の情報にアクセスできるようにすることで「見える化」を促進。
- ・黄砂飛来状況の情報提供やPM2.5に関して国内・国外へ情報提供。

## 事業スキーム

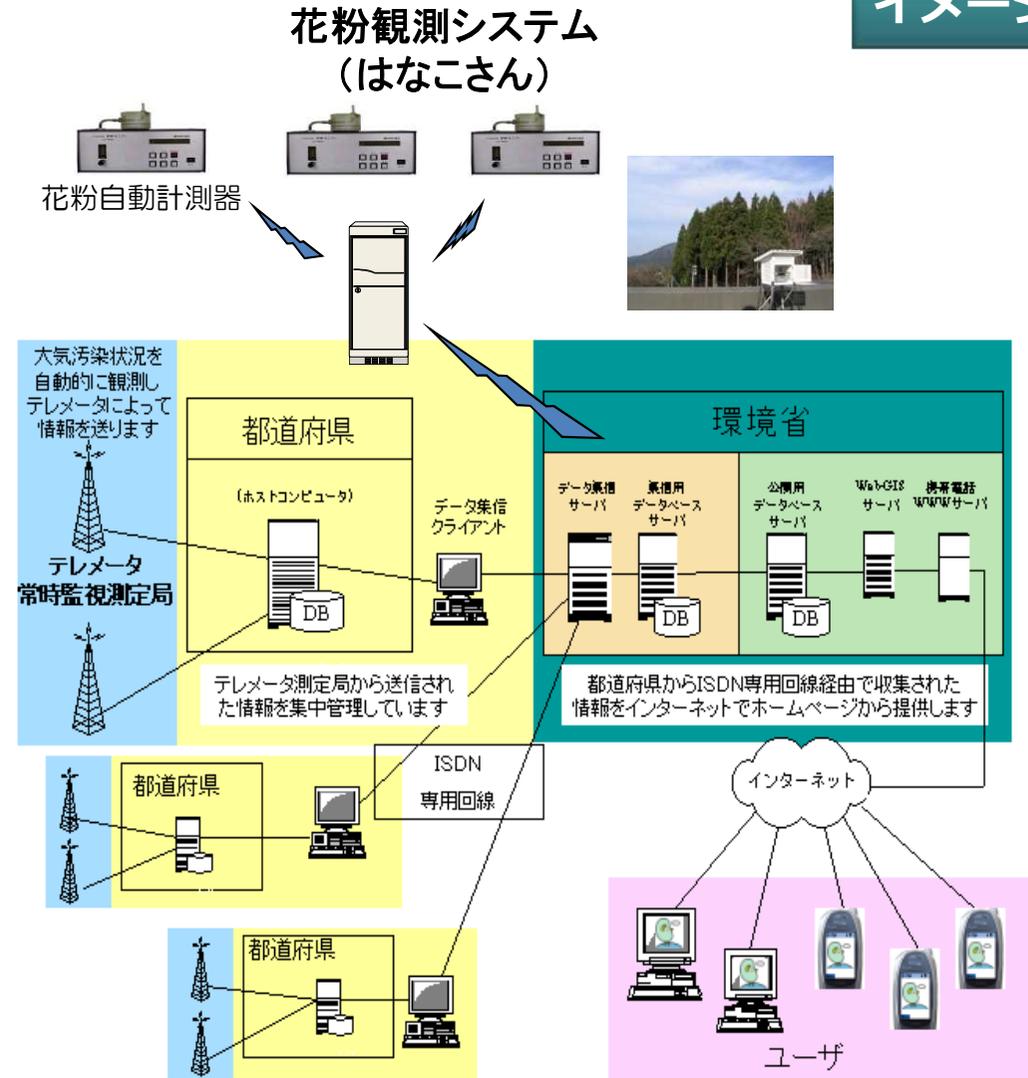


## 期待される効果

大気汚染常時監視及び花粉飛散データを、簡便かつリアルタイムに情報提供することにより、環境基準達成等に係る国民の意識を醸成するとともに、大気環境に対する安心・安全を確保し、健康被害を未然に防止する。

## 事業目的・概要等

## イメージ



### 測定項目

- ・ NO<sub>2</sub> NO NO<sub>x</sub>
- ・ SPM O<sub>x</sub> SO<sub>2</sub>
- ・ CO NMHC PM2.5
- ・ CH<sub>4</sub> THC WD, WS
- ・ TEMP など

## 大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）



# 越境大気汚染対策推進費

平成29年度要求額  
366百万円（342百万円）

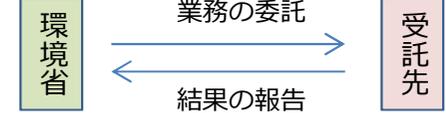
## 背景・目的

- 東アジア地域の急速な発展に伴い、我が国への黄砂や越境大気汚染が懸念される。
- 継続的にモニタリングを実施し、越境大気汚染や黄砂に関する実態解明を着実に推進する。
- 国際的には、EANET参加国のモニタリング等の能力向上を図るとともに、TEMMの枠組みの下、大気汚染に関する政策対話やワーキンググループを通じた協力や、黄砂に関する共同研究を進める。

## 事業概要及びスキーム

- 東アジア地域における越境大気汚染対策のための国際協調推進費（97百万円：民間団体委託）
- 越境大気汚染モニタリング推進費（269百万円：民間及び地方公共団体委託）

### 事業スキーム



## 期待される効果

- 越境大気汚染や黄砂の実態解明、科学的な知見に基づく国際協力の推進。
- 我が国への黄砂や越境大気汚染の緩和。

## 東アジア地域における越境大気汚染対策のための国際協調推進費

### 東アジア地域における大気環境管理戦略の検討

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）活動や日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）の枠組み等を活用した、東アジア地域の大气汚染防止のための戦略の検討。

### EANETの発展の促進

EANET参加国（日本を含む13か国）の協働によるPM2.5・オゾン等のモニタリング強化等。

### TEMMの下での国際協調の推進

TEMM等における合意を踏まえた、大気汚染や黄砂に関する協力（ワーキンググループや技術ネットワークを通じた協力）の推進。

データや  
知見の活用

## 越境大気汚染モニタリング推進費

「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画」（H26年3月改定）に基づき、越境大気汚染・酸性雨の影響を早期把握するための体制構築とモニタリング実施。

黄砂の飛来実態の把握のため、黄砂実態解明調査、飛来状況リアルタイム観測網構築・情報提供等を実施。



## 背景・目的

自動車排出ガス・騒音規制の導入及びその強化により環境は改善傾向にあるものの、大気汚染や騒音に係る環境基準が依然として達成されていない状況

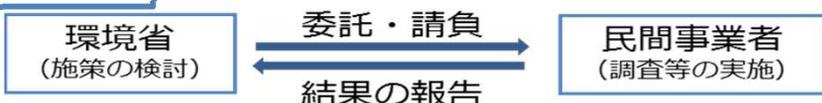
H26年度環境基準達成率 自排局 NO<sub>2</sub> : 99.5%、PM<sub>2.5</sub> : 25.8%  
騒音（幹線道路） : 88.5%

また、排出ガス後処理装置等、高度な排出ガス低減技術の導入により排出ガスの性状が変化し、未規制物質の増加が懸念される

## 事業概要

- ①交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査（16百万円）  
交換用マフラー騒音性能等調査
- ②自動車次期排出ガス規制策定（176百万円）  
・自動車からの排出ガスについて、実使用環境（路上走行時）の気象条件や交通状況等を考慮した排出原単位及び排出量推計の見直しをするとともに、路上走行検査の導入に向けた必要な検証を行う  
・給油時等の燃料蒸発ガス対策に係る調査・検討
- ③使用過程におけるNO<sub>x</sub>後処理装置の性能確保対策（14百万円）  
性能低下メカニズム解明のための調査及び性能確保のための方策を検討
- ④自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析（37百万円）  
・PRTR法に基づく排出量算定のための未規制物質の排出量を調査  
・PM粒子数・成分等の調査及び粒子数による測定方法の検討

## 事業スキーム



## 期待される効果

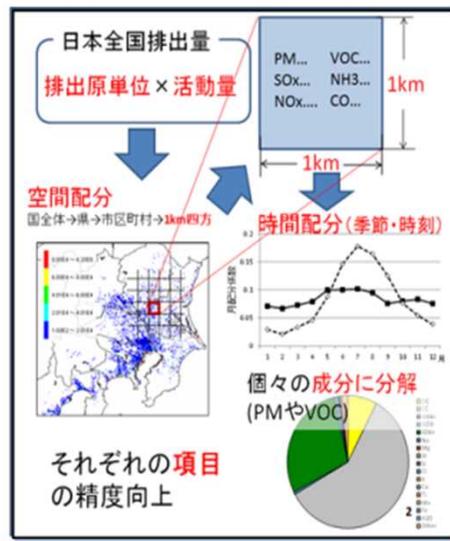
- ・排出量についてより精度よく把握することが可能となる
- ・燃料蒸発ガスの抑制によるVOCの低減
- ・実使用環境を考慮した自動車排出ガス対策等の導入
- ・未規制の排出ガス等に対する新たな規制の導入
- ・使用過程における自動車排出ガス・騒音の低減

## 事業目的・概要等

### ○現行規制の強化・見直しのための実態の把握

#### PM2.5等の排出原単位の作成

シミュレーションのための  
自動車からのPM2.5排出原単位



自動車からのPM2.5等の排出原単位を作成し、時刻別、地点別の排出量の分布を分析するための排出インベントリを作成

## イメージ

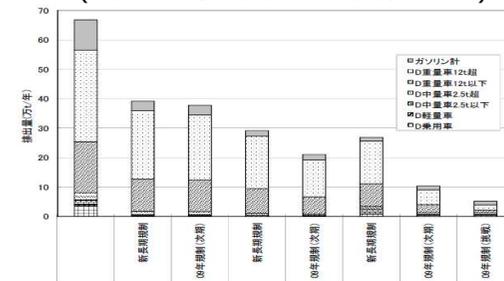
### 車載式排出ガス測定システムによる 路上走行時の排出ガス実態把握



ディーゼル車  
NO<sub>x</sub>排出走行規制へ  
国定環境基準の最高10倍

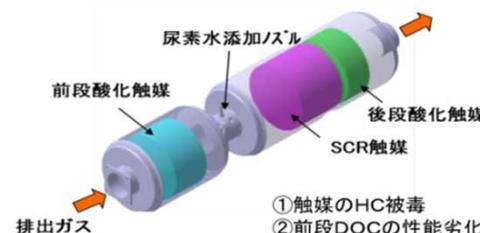
H28.3.4 毎日新聞 1面  
路上走行測定により気象や交通状況を踏まえた排出ガス量の把握が可能

### 規制による削減効果 (ポスト新長期規制導入検討時の例)



### ○使用過程車の排出ガス・騒音対策強化

#### NO<sub>x</sub>後処理装置の使用過程における性能低下対策



NO<sub>x</sub>後処理装置の劣化メカニズムの解明

#### 交換用マフラーの騒音対策



交換用マフラーの騒音低減技術、騒音値等の検証



# 閉鎖性海域環境保全推進等調査費

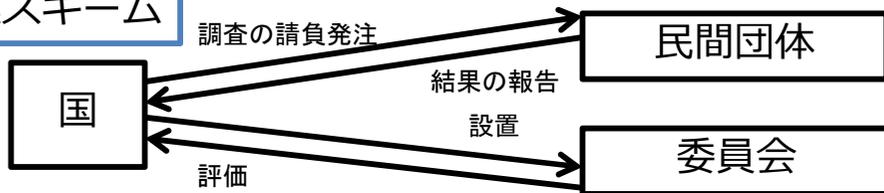
平成29年度要求額  
132百万円（132百万円）

## 背景・目的

- 近年、有明海・八代海等においてシャットネラ赤潮の大規模発生や貧酸素水塊により、過去最大の漁業被害が生じている
- 地元から有明海・八代海等総合調査評価委員会※（以下、「委員会」）に対し、環境異変の原因究明や海域再生への道筋の提示が求められている

- こうした状況を踏まえ、委員会が着実に再生の評価を進めるために必要な調査を早急かつ着実に実施する体制を確立する

## 事業スキーム



## 事業概要

- (1)環境変化の端緒となるデータの収集、整理
- (2)環境異変の原因要因・機構究明のためのデータの収集、整理
- (3)委員会の運営

## 期待される効果

- ・平成28年度に取りまとめられる委員会報告で示される課題について情報収集・整理、委員会へ情報提供
- ・委員会からの要求事項に的確に対応

※ 有明海・八代海等総合調査評価委員会  
「有明海及び八代海等を再生するための特別措置法」に基づき設置されたもの。  
総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海等の再生に係る評価を行う。

## 事業目的・概要等

### 現状

#### ●赤潮の発生

H21.7、有明海・八代海・橘湾で大規模なシャットネラ赤潮が発生

#### ●漁獲量の長期低迷



《地元の声》 早期に環境異変の**原因究明**・再生への**道筋の提示**を

要望

### 環境省

#### ●環境異変を捉える情報

- ・海域全域的な**水温、水質、底質、潮流情報**等
- ・局所的に発生する**貧酸素水塊や赤潮の消長**等
- 環境異変の**原因要因・メカニズムに関する情報**
- ・有明海の特徴である**濁りについての情報**
- ・八代海の**生物生態系についての情報**

再生評価の**科学的根拠**を提供

提供

## 有明海・八代海等 総合調査評価委員会

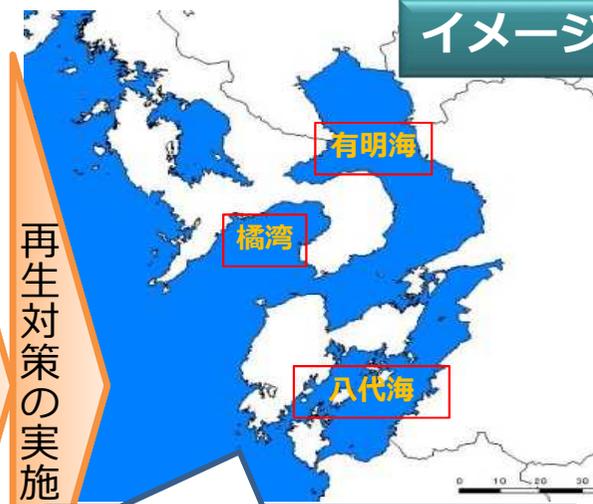


### 【委員会の目標】

- 有明海・八代海等の**海域環境の変化傾向とその変化が生息生物に及ぼす影響の度合い**を把握
- 再生に必要となる**対策(再生対策)が何なのか、また、その行程**を明らかにする

提示

## イメージ



再生対策の実施

- 貴重な自然環境
- 水産資源の回復



## 再生の実現

## 背景・目的

- 瀬戸内海等の閉鎖性海域では、水質は全体として改善傾向である一方、赤潮や貧酸素水塊等の問題も依然発生。
- 生物多様性・生物生産性が確保された「豊かな海」の観点から、藻場・干潟の保全・再生、栄養塩類の適切な管理、気候変動による影響把握等の重要性が指摘されるなど、新たな課題への対応が求められている。
- 平成27年2月に『瀬戸内海環境保全基本計画』が閣議決定、同年10月に『瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律』が公布・施行され、新たな課題への対応を含め「豊かな海」を目指した施策を推進していくこととされた。

新たな課題に対応した調査・検討が必要！

## 事業スキーム



## 事業概要

1. 里海づくり活動促進
2. 底質蓄積・溶出メカニズム調査
3. 気候変動の栄養塩類への影響把握等

## 期待される効果

瀬戸内海等を対象として「豊かな海」の観点から重要な調査・検討等を行い、科学的な知見に基づく適切な海域管理方策をとりまとめるとともに、各海域における里海など「豊かな海」に向けた各種取組を促進する。

## イメージ

平成27年度～

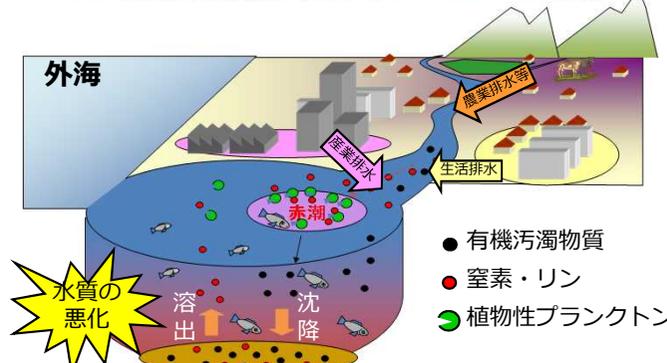
### 1. 里海づくり活動促進



- モデル海域（瀬戸内海）における藻場・干潟の分布調査。
- 様々な水質改善技術の効果等を定量的に把握。

平成27年度～

### 2. 底質蓄積・溶出メカニズム調査



- 底質環境の総合的な調査により現況を把握し、過去の調査結果と比較・分析。
- 底質からの、栄養塩類等の海中への溶出メカニズムを分析・検討。

平成28年度～

### 3. 気候変動の栄養塩類への影響把握等



- 気候変動による影響（水質（栄養塩類等）、生物多様性・生物生産性）の把握。
- 影響を踏まえた適応策の検討。

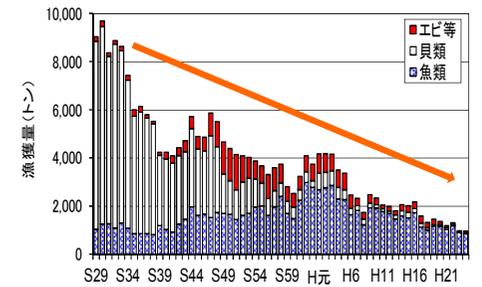
「豊かな海」の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現



# 琵琶湖保全再生等推進費

平成29年度要求額  
32百万円（新規）

## イメージ



## 現状と課題

- 琵琶湖では以下の課題がある
- 流入負荷量は減少傾向にあるものの、CODは高止まり
  - アオコの発生
  - 水草の大量繁茂
  - 在来魚介類の減少（右図）

## 事業内容

水質及び生態系に関する現状、モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業による効果検証等により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う

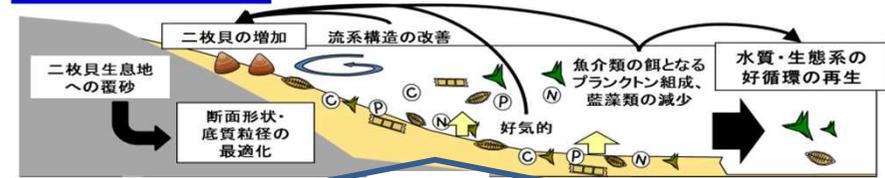
### ○ 琵琶湖の水質及び生態系の保全・再生対策調査

- 水質及び生態系に関する現状把握
- 水質及び生態系モデルによる影響要因と影響度の分析
- 効果的な湖内及び湖辺の環境修復対策等の検討 など

### ○ 環境修復実証事業

- 環境修復実証事業（モデル事業）による改善効果の検証

【施策の方向性(想定例)】



連携

※その他琵琶湖に関連する施策  
水質の汚濁の防止及び改善のための調査研究(継続)等

琵琶湖の健全で恵み豊かな湖沼の保全及び再生の実現

## 背景・目的

琵琶湖では、これまでの水質保全対策によって、湖への流入負荷量は減少傾向にあるものの、環境基準であるCODの高止まり、アオコの発生、水草の大量繁茂や在来魚介類の減少等といった問題が依然として発生している。

また、琵琶湖の保全及び再生に関する法律が平成27年9月に公布、施行され、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図ることが求められている。

このため、主務大臣が策定する琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(28年4月21日策定)、滋賀県が策定する琵琶湖保全再生計画等を勘案しつつ、総合的かつ効果的に関連施策を推進することにより、琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生を図る。

## 事業概要

水質だけでなく生態系を含めた現状の把握、解析モデルによる影響要因や影響度の分析、環境修復実証事業（モデル事業）による効果検証等といった新たな手法により、湖辺の環境修復対策等の検討を行う。

- 水質及び生態系に関する現状把握
- 水質及び生態系モデルによる影響要因や影響度の分析・評価
- 環境修復実証事業（モデル事業）による改善効果の検証
- 効果的な湖辺の環境修復対策等の検討
- 適切な管理のあり方の検討に資する成果の取りまとめ

## 事業スキーム

- 琵琶湖の水質及び生態系の保全・再生対策調査（請負）
- 環境修復実証事業（地方公共団体委託）

## 期待される効果

- 琵琶湖の水質の汚濁の防止及び改善、生態系の保全及び再生の推進。
- 琵琶湖における施策の成果を発信することにより、全国湖沼の保全及び再生に寄与。



# 地盤沈下等水管理推進費

平成29年度要求額  
16百万円 (16百万円)

## イメージ

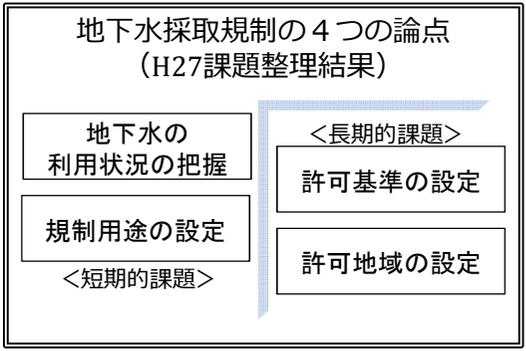
## 背景・目的

【背景】

- 地下水を取り巻く環境の変化・多様化。  
(地盤沈下の継続、水位回復と地下インフラへの影響、新たな需要)
- 「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」であり、「流域として総合的かつ一体的な管理」が必要であるとする新たな考え方(水循環基本法)

【目的】地下水採取規制の最適化を通じた健全な水循環の確保

## 事業目的・概要等



定量的な判断基準の必要性

## 事業概要

- 全国の地盤沈下観測結果と規制条例をとりまとめ、冊子やウェブサイトで公開。【事業内容①】
- 現行の規制地域内において、経年データから地下水採取量と地盤沈下量の関係性を整理し、地下水採取規制のあり方を取りまとめる。【事業内容②】
- 規制地域外で地盤沈下が継続している地域を対象に、地下水採取量や地盤沈下量等の経年データを収集・整理する。【事業内容③】

## 事業スキーム

請負対象：民間団体等

## 期待される効果

【事業内容①】

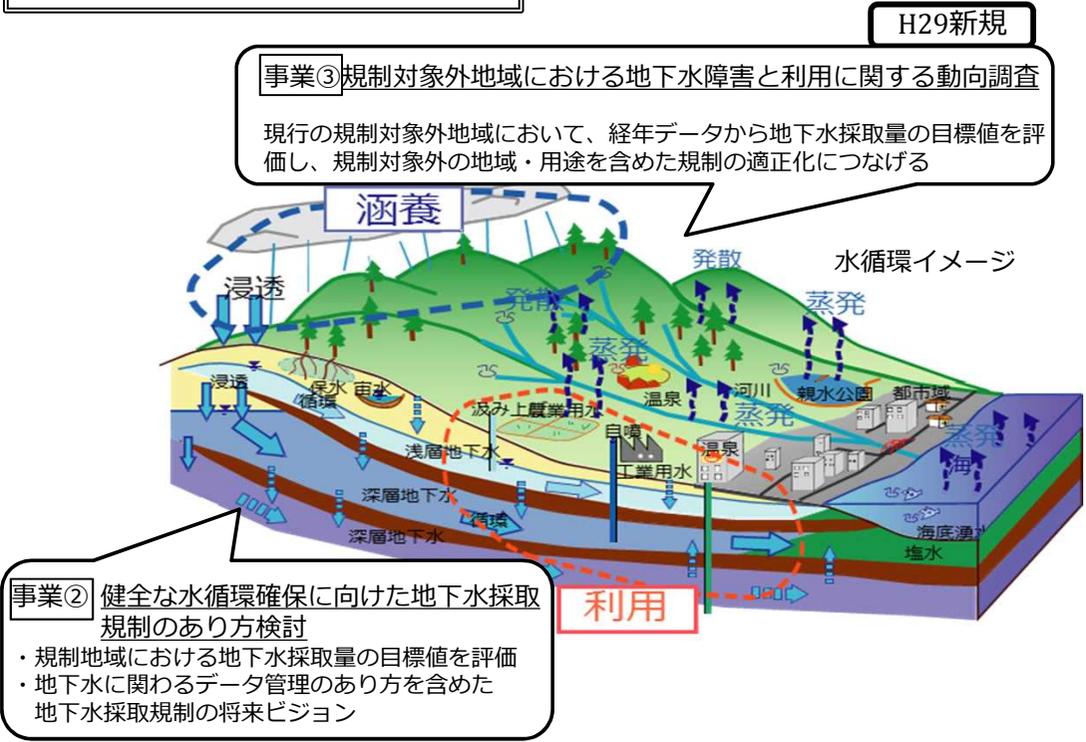
- 地方公共団体の地下水環境に対する意識の向上・情報共有。

【事業内容②】

- 現行の規制地域において、経年データから地下水採取量の目標値を評価し、地下水採取規制の適正化につなげる。
- 地下水に関わるデータ管理のあり方を含めた地下水採取規制の将来ビジョンを取りまとめる。

【事業内容③】

- 現行の規制対象外の地域・用途において、経年データから地下水採取量の目標値を評価し、今後の規制の適正化につなげる。





## イメージ

### ①地下水汚染の把握

硝酸性窒素等の汚染

事業場からの地下水汚染

水循環基本計画  
の策定

②地下水の挙動の  
可視化、地域の関  
係者が使用可能な  
モデルの構築

↓  
ガイドライン  
策定・展開

地域における地下水  
マネジメントの実現

平成23年水質汚  
濁防止法の改正  
による施設への  
構造基準の適用

↓  
③地下浸透規制  
の最適化

健全な地下水環境  
の維持

国民の健康の保護  
・生活環境の保全

## 背景・目的

## 事業目的・概要等

①②水質汚濁防止法に基づく、地下水の水質の汚濁の状況の常時監視結果から、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下「硝酸性窒素等」という。）は、環境基準超過率が高く、対策が急務である。

平成27年7月10日に閣議決定された水循環基本計画に基づき地下水マネジメントを実施するに当たっては、地域における関係者の合意形成が必要となるが、地下水の収支・挙動や汚染メカニズム、取組効果等が見えないことが合意形成の足かせになっている。そのため、国としては、地域関係者が使用可能で汎用性のあるシミュレーションモデルを構築する等、地域の関係者の取組を推進することが必要不可欠である。

③平成23年水質汚濁防止法の改正により、有害物質使用・貯蔵施設等に対し構造基準が適用。この構造基準の適用要件を兼ねている「有害物質を含む」水の基準（以下「地下浸透基準」）について、妥当性を検証すべきとの答申が出され、地下浸透基準のあり方について検証・見直しを行った上で、最適化を行うことが急務である。

## 事業概要

①全国の地下水質測定結果をとりまとめ、汚染原因等の分析と結果の公表をする。

②地下水質シミュレーションモデルの検証、また地域における取組の推進を行うための指針となる実例の収集整理分析を中心としたガイドラインの策定に向けた検討を行う。

③地下浸透基準値が設定されている29項目について、科学的知見を収集・整理した上で、その結果を踏まえ、地下浸透基準値の見直し等を含めたあり方の検討の取りまとめを行う。

## 事業スキーム

環境省  
(施策の検討)

請負の発注



請負事業者  
(調査等の実施)

事業の実施及び報告



## 期待される効果

- ①全国の地下水質の汚染状況を把握できる。
- ②地域における地下水マネジメントの実現により、国民共有の貴重な財産である地下水の価値を向上し、地域活性化に資する。
- ③地下浸透規制の適正化をすることで、健全な地下水環境の維持ができる。



# 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費 (うち、漂着ごみ対策総合検討事業、漂流・海底ごみ対策総合検討事業)

平成29年度要求額  
157百万円 (79百万円)  
うち107百万円 (79百万円)

## 事業目的・概要等

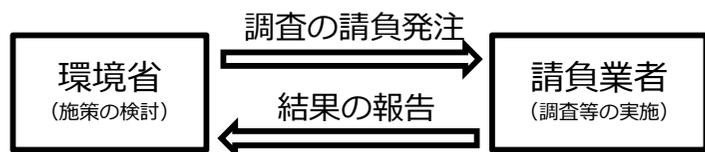
### 背景・目的

- 海洋プラスチックごみの主要排出源である東アジア等（東南アジア含む）の海洋ごみ対策は、世界における喫緊の課題。
- このため、本年5月のG7 富山環境大臣会合において、関係国等へのアウトリーチの重要性について合意。
- 我が国にとっても、東アジア等各国は、海流の上流域に当たることから、我が国近海の海洋ごみ削減のためには、東アジア等各国における海洋ごみ対策の促進が必須。
- 東アジア等各国における海洋ごみ削減のためには、これらの国から排出された海洋ごみの実態把握が急務。

### 事業概要

- 漂流・漂着・海底沈降に係る一連のプロセスを把握するため、マイクロプラスチックを含む漂流・海底ごみの量・分布等の実態を把握するとともに、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の抽出等を実施する。
- H29年度からは、調査海域を拡大し、本州・九州等の近海に加え、我が国南方海域における東アジア等由来の海洋ごみの実態把握を進める。

### 事業スキーム



### 期待される効果

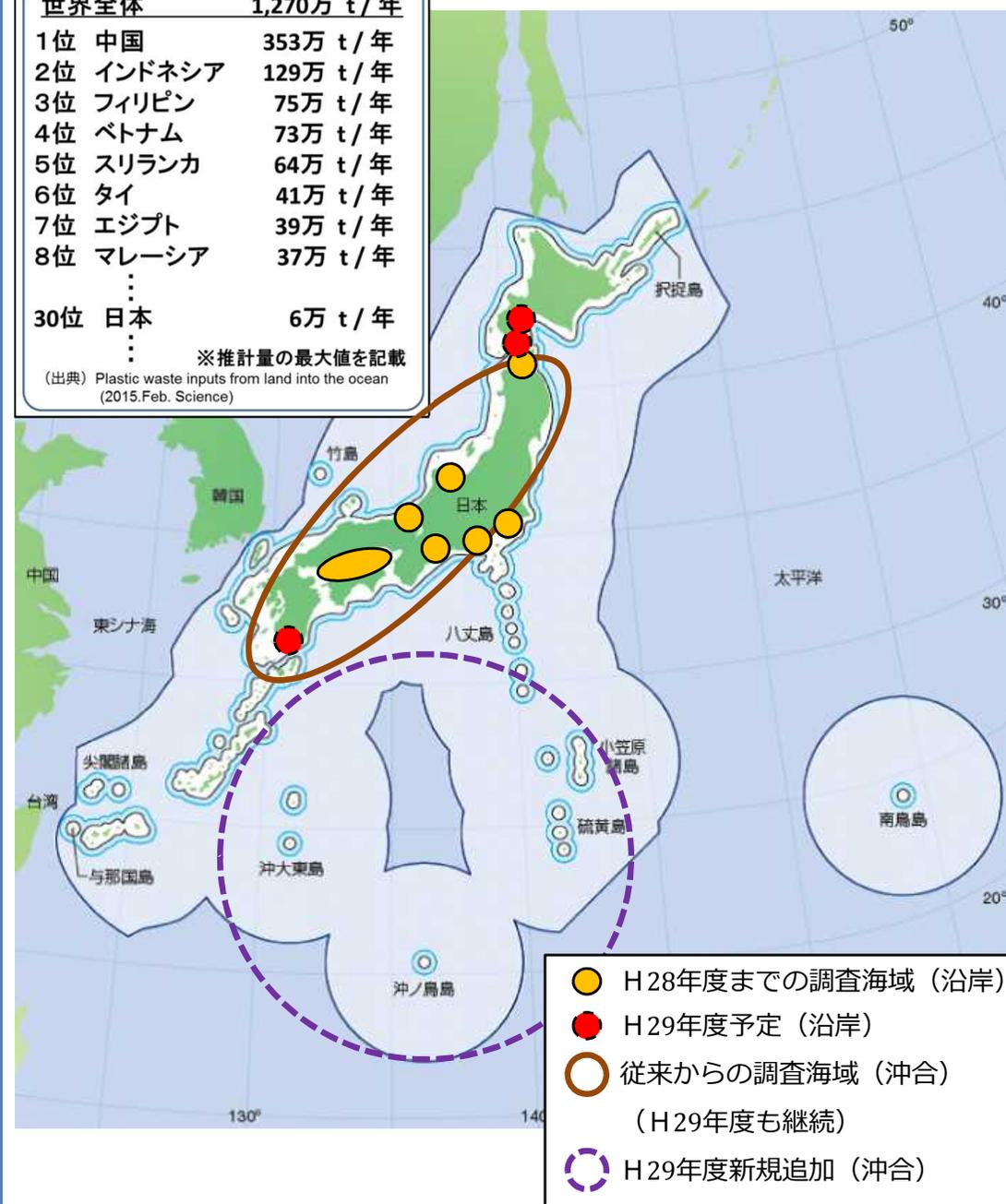
- 主要排出国である東アジア等由来の海洋ごみの実態把握により、当該国における海洋ごみ対策を促進する。
- これにより、我が国近海の海洋ごみを削減するとともに、世界的な海洋ごみ排出量の削減を図る。

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量(2010年推計)ランキング

| 世界全体      | 1,270万 t/年 |
|-----------|------------|
| 1位 中国     | 353万 t/年   |
| 2位 インドネシア | 129万 t/年   |
| 3位 フィリピン  | 75万 t/年    |
| 4位 ベトナム   | 73万 t/年    |
| 5位 スリランカ  | 64万 t/年    |
| 6位 タイ     | 41万 t/年    |
| 7位 エジプト   | 39万 t/年    |
| 8位 マレーシア  | 37万 t/年    |
| ...       | ...        |
| 30位 日本    | 6万 t/年     |
| ...       | ...        |

※推計量の最大値を記載  
(出典) Plastic waste inputs from land into the ocean (2015.Feb. Science)

## イメージ





# 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費 (うち、海洋ごみ国際戦略総合検討事業)

平成29年度要求額  
157百万円 (79百万円)  
うち50百万円 (新規)

## 事業目的・概要等

## 事業概要

- ①海洋ごみに係る戦略的国際展開のあり方を検討する。
- ②東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材を育成する。
- ③モニタリング手法の調和に向けた国際連携を実施する。

## 事業スキーム



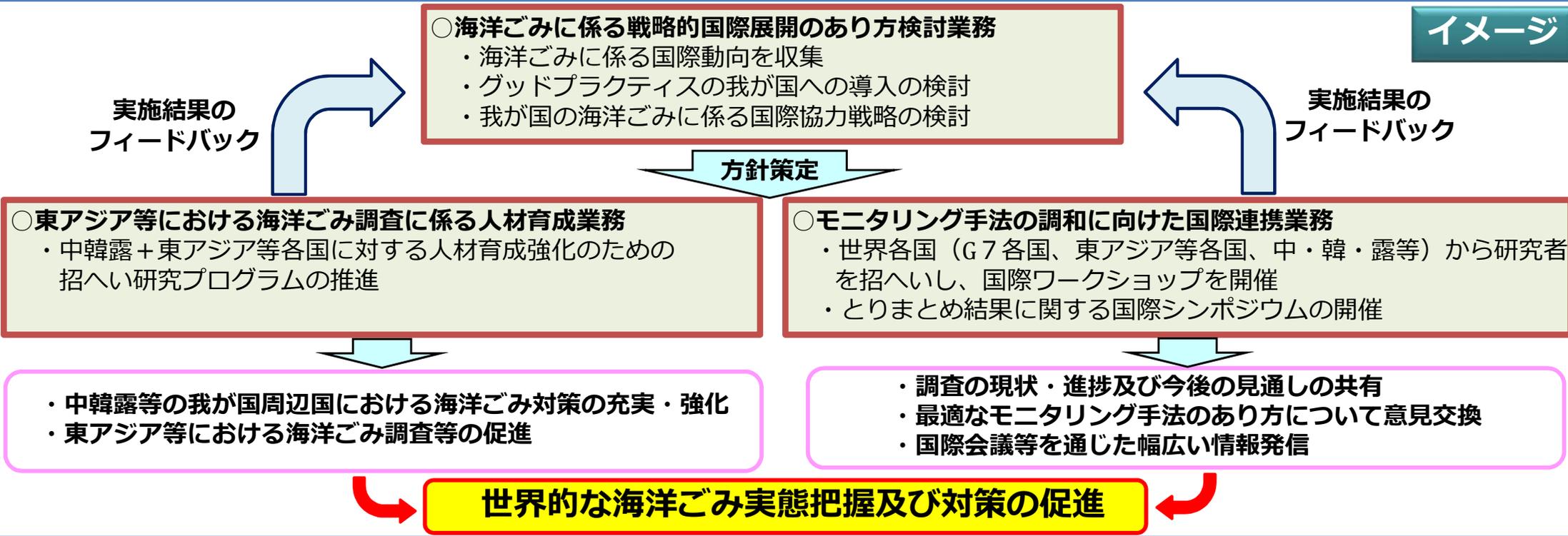
## 期待される効果

これらの取組を総合的に推進することにより、海洋ごみ、とりわけマイクロプラスチックの削減を図り、海洋環境保全に資するとともに、国際協力により、我が国のプレゼンス強化に資する。

## 背景・目的

- 主要排出源である東アジア等（東南アジア含む）における海洋ごみ対策は、我が国のみならず世界にとって喫緊の課題。
- マイクロプラスチックについては、実態把握が急務であるとともに、効果的な実態把握には、モニタリング手法の標準化・調和が必要。
- 2016年5月のG7富山環境大臣会合において、関係国等へのアウトリーチやモニタリング手法の標準化・調和に向けた取組が優先的な施策とされた。
- 海洋ごみについては、国際的に非常に多種多様な取組が実施されているところ。これらの国際動向を適時・的確に調査し、我が国の実情・施策を踏まえて整理することにより、以下の取組を実施する。
  - グッドプラクティスを積極的に導入し、我が国における効果的・効率的な海洋ごみ対策を促進する。
  - 我が国の海洋ごみに係る国際協力施策の戦略的な実施により、各国・国際機関等と連携し、主要排出国等への効果的なアウトリーチを行う。

## イメージ





# 海岸漂着物等地域対策推進事業

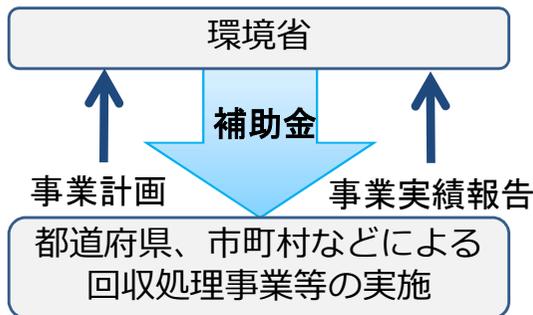
平成29年度要求額  
3,850 百万円（400百万円）

## 背景・目的

日本の海岸には毎年、多くのごみが漂着している。海洋ごみは、国内外を問わず様々な地域由来のものが混在しており、地方公共団体は漂着したごみの処理責任はあるものの、自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあることから、国が補助金による支援を実施し海洋ごみ対策を進める必要がある。

## 事業スキーム

都道府県に対して補助金を一括交付する。市町村事業への補助は都道府県を通じた間接補助事業となる。



## 事業概要

海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

（補助率）

地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2

回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10

（予算実績）平成28年度予算額 4億円 平成27年度補正予算額 26億円

## 期待される効果

全国における海洋ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、将来に亘って海洋の優れた景観を維持・保全することにより、地域社会や漁業・観光等の地域の基幹産業の振興に欠かせない美しく豊かな海の実現に努める。

## イメージ

### 漂流・漂着ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境

沿岸居住環境

船舶航行

観光・漁業



### 海洋ごみの回収処理事業等の推進



重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理事業活動

全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、  
海洋環境の保全等を図る。



# 土壌汚染対策費

平成29年度要求額  
311百万円(288百万円)

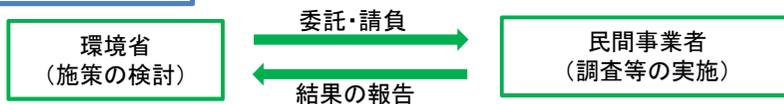
## 背景・目的

- 平成22年の土壌汚染対策法の改正により、汚染土壤のある土地について、区域を分類して指定し(要措置区域、形質変更時要届出区域)、要措置区域における措置や、搬出される汚染土壤の処理施設での処理を義務づけるなど、リスク管理を推進。
- 一方で、土壌汚染が存在する可能性がある土地における調査がすみやかに行われていなかったり、健康被害が生ずるおそれがある区域における対策内容や施工方法の確認が不十分なケースが存在。また、自然由来等の基準不適合土壤についても、人為由来と同様に汚染土壤処理施設での処理が義務づけられており、人の健康へのリスクに応じた規制とすべきという要望がある。

## 事業概要

- 適正な土壌汚染調査・対策の推進  
土壌汚染が存在する可能性がある土地における調査方法、調査結果報告書、措置実施計画、措置完了報告等に係る調査・対策ガイドラインの改訂等。土壌汚染有害物質の基準、土壌溶出量試験等の見直し等。
- 汚染土壤の適正処理推進、自然由来基準不適合土壤等の活用の推進  
自然由来等基準不適合土壤の活用に係る土地ごとの評価方法の確立、評価マニュアルの作成等。  
汚染土壤の処理に係るガイドラインの改訂等。
- 指定調査機関、技術管理者等の能力向上の推進  
技術管理者の役割強化を踏まえた指定調査機関に係るガイドラインの作成、技術管理者試験・講習の実施。  
指定調査機関や自治体を対象とした説明会、研修の実施。

## 事業スキーム



## 期待される効果

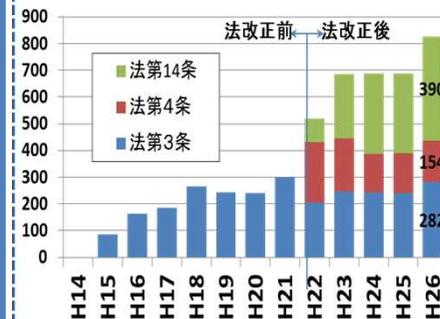
- 汚染のおそれがある土地や人の健康影響を及ぼすおそれがある土地の調査・手続きの強化・迅速化
- 汚染土壤の現場管理・活用の推進等、含有する特定有害物質のリスクに応じた管理の適正化

## 事業目的・概要等

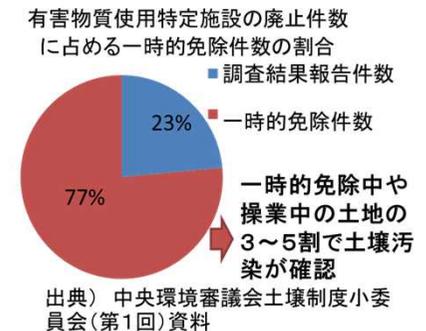
## イメージ

### 土壌汚染対策法の施行状況等

#### 調査結果報告件数の推移



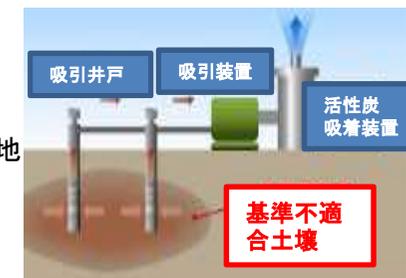
#### 土壌汚染のおそれの存在



### 土壌汚染対策の今後の方向性

○汚染のおそれがある土地や人の健康影響を及ぼすおそれがある土地の調査・手続きの強化・迅速化

- ・一時的免除中・操業中の事業場の土地における調査
- ・調査手続きの迅速化
- ・調査対象範囲の適正化 等



原位置における浄化の例

○汚染土壤の現場管理・活用の推進等、含有する特定有害物質(自然由来を含む)のリスクに応じた管理の適正化

- ・要措置区域内で行う措置に関する計画の届出
- ・自然由来や埋立柱材由来の基準不適合土壤の活用の推進
- ・要措置区域及び形質変更時要届出区域における認定調査の合理化
- ・汚染土壤処理施設に対する監督の強化 等

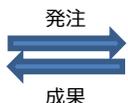


## 背景・目的

- (1) G7富山環境大臣会合及びG7伊勢志摩サミットで定められた「**富山物質循環フレームワーク**」を踏まえ、また、**循環基本計画の改定**に向け、我が国の循環型社会施策をフォローアップ。
- (2) 同計画の中でも、特に、既存の各省ごとの取組では対応困難である2R（リデュース・リユース）や地域循環圏について、**3Rの取組を切れ目なく行い、3Rを深掘り**。
- (3) 循環型社会の総合的・横断的な普及啓発により、**ライフスタイル・ビジネススタイルを変革**。

## 事業スキーム

環境省  
(施策の検討)



請負事業者  
(調査等の実施)

## 事業概要

- ①循環基本計画のフォローアップ・発信（循環型社会の現状・課題把握）
- ②2Rに係る総合的な評価・分析（リデュース・リユース社会の構築）
- ③リユースモデル事業の実施（リユースビジネスの育成）
- ④地域循環圏高度化に向けた支援（地域特性を活かした多様な3R）
- ⑤3Rの取組を促す普及啓発事業
- ⑥循環型社会形成に向けた情報提供事業

## 期待される効果

経済成長と資源消費・環境負荷がデカップリングした循環型社会の形成、それに伴う低炭素化や循環産業の育成、経済・社会への好影響。

## 事業目的・概要等

## 富山物質循環フレームワーク（概要）

- 目標1：資源効率性・3Rのための主導的な国内政策
- 目標2：グローバルな資源効率性・3Rの促進
- 目標3：着実かつ透明性のあるフォローアップ



### ①循環基本計画フォローアップ

定量的に循環基本計画のフォローアップを行い、政府の3R取組状況の現状把握と課題抽出、海外へ発信・共有



※近年、資源効率性（GDP/天然資源等投入量）は横ばい⇒2Rの促進や地域循環圏の強化が必要

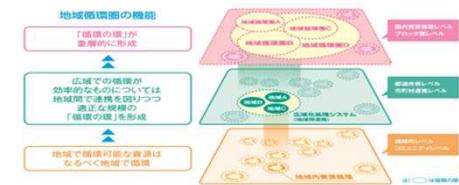
### ②・③2Rに係る総合的な評価分析・モデル事業等

- ・2R（リデュース・リユース）が進む社会経構築のための実態把握と制度的検討
- ・2Rをビジネスベースで進めるためのモデル事業を実施
- ・リユース品を安心して使えるような環境整備や、業界と協力したキャンペーン、公共調達促進の促進。



### ④地域循環圏高度化

- 地域特性に応じた地域循環圏構築のため、
- ・人材育成事業・金融機関との連携
- ・効果分析
- を有機的に行い、地域循環圏の実装を図る。



### ⑤⑥循環型社会形成に向けた取組促進事業

- 3Rに係る国民・事業者・行政の意識の変化を具体的な行動の変化につなげ、ライフスタイル・ビジネススタイルの変化を促す。



## イメージ



## 背景・目的

- 本年度我が国で開催されたG7富山環境大臣会合において、資源効率性に関する共通ビジョン及びG7各国による様々な3R行動を盛り込んだ「**富山物質循環フレームワーク**」を策定し、G7伊勢志摩サミット首脳宣言において支持されている。
- また、昨年度国連で決定された**SDGs(持続可能な開発目標)**では、そのGoalの1つとして、資源の持続可能な管理及び効率的な使用の達成を謳っている。
- さらに、**UNEPの国際資源パネル**（IRP = 気候変動におけるIPCCに相当）による資源生産性向上に向けた政策決定者向けサマリーや**OECD**による政策ガイダンスの報告書がとりまとめられている。
- このように、資源生産性・3Rへの取組が世界的な潮流となっている中で、中長期的な観点からの次期循環型社会形成推進基本計画の検討や新たな施策、国際的な取組の強化を図っていく。

## 事業概要

### (1) 富山物質循環フレームワーク等を踏まえた次期循環基本計画策定事業

- ① 2050年・2030年の循環型社会検討とモデルによるシナリオ分析
- ② 循環型社会を実現するための具体的な目標・指標の検討
- ③ 目標・指標を達成するための個別政策の検討
- ④ 循環型社会の形成による経済・社会便益分析

### (2) 資源効率性・3Rの抜本強化に向けた新政策ロードマップ策定

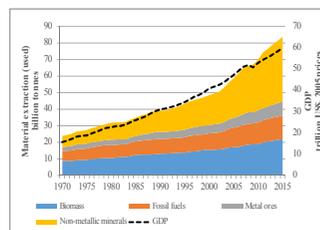
- ① ライフサイクル全体を踏まえた環境負荷評価・認証等
- ② ストック資源の質・量の向上に向けたロードマップ等
- ③ バイオマスプラスチック等再生可能資源利用促進ロードマップ等
- ④ IoT(Internet of Things:モノのインターネット)やAI(artificial intelligence:人工知能)など、技術革新を踏まえた資源効率性向上のポテンシャル分析

### (3) 廃棄物処理等に関わる中長期行動指針の策定

- ① 一般廃棄物処理の現状や取り巻く環境の整理・分析
- ② 一般廃棄物処理に関する中長期行動指針（ビジョン）の策定検討

### (4) 富山物質循環フレームワークフォローアップ事業

- ① G7アライアンスの開催等を通じた富山物質循環フレームワーク全体のフォローアップ
- ② 各国の政策を更に後押しするための国際的な共通理解の醸成
- ③ 非G7国へのアウトリーチ



### 【世界の物質採掘量とGDPの推移】

世界の物質採掘量(色塗部分)は増加し続けており、2000年以降、GDP(点線)を上回るペースで増加しているように見える。世界の物質採掘量は2050年に現在の2倍以上の1,830億トンに達すると予測される。

出典：UNEP（2016）、UNSD（2015）



### 【デカップリング（資源利用と経済成長の分断）】

持続可能な開発と、パリ協定などの気候変動対策実現のためには、経済成長と資源消費・環境負荷のデカップリングが不可欠。

出典：UNEP（2011）

### 【SDGsのうち天然資源の持続的利用に直接依存する目標】

IRPによれば、SDGsの17のGoalのうち、12のGoalの達成が資源効率性向上の取組に依存。

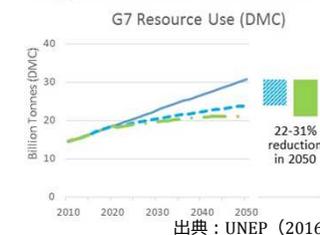
出典：UNEP（2016）



### 【フレームワークにおける共通ビジョン】

地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、ライフサイクル全体にわたりストック資源を含む資源が効率的かつ持続的に使われる社会を実現。

資料：橋本征二ほか「循環型社会像の比較分析」より環境省作成



### 【G7諸国におけるシナリオ予測】

資源効率政策の導入により、気候変動対策と兼ね合わせることで2050年におけるG7の資源採掘量を最大31%削減できる。

既存トレード      資源効率政策      資源効率政策+気候変動対策(2°C目標)

## 背景・目的

平成27年7月に策定された食品リサイクル法の新たな基本方針、同年10月の国連持続可能な開発目標（2030年までに小売・消費レベルでの世界全体の一人当たり食料廃棄を半減）等を踏まえ、特に食品リサイクルが低調な食品小売業者・外食産業についての再生利用等実施率の向上のほか、家庭系食品ロス・食品リサイクルの実態把握の促進・優良事例の展開のための施策を講じる必要がある。

一方、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を受けて、食品関連事業者による転売防止対策に関する省令改正等を行うとともに、食品リサイクル事業者への指導を強化する必要がある。

## 事業概要

1. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R促進事業(13,650千円)  
○食品関連事業者の発生抑制・再生利用等の取組実態調査を実施。

○食品関連事業者等による再生利用等促進のための情報整理事業を実施。

2. 食品関連事業者による取組支援事業(31,446千円)

○食品廃棄物の転売防止対策の観点から、信頼性の高いリサイクル事業者を選択するよう促すため、優良事業者を評価するための客観的な基準を作成するのに必要な調査を実施。

○各地域におけるリサイクルループ形成促進や登録再生利用事業者の育成等のため、リサイクルループ等の事業の実施状況・事業化動向調査、事業者・自治体向けのセミナー等を活用したマッチングを実施。

○食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導を強化。

3. 地域力を活かした食品ロス削減等促進事業(35,203千円)

○食品ロス・リサイクルに係る市町村の取組状況の実態調査を実施するとともに、市町村における、家庭系食品廃棄物・食品ロスの排出状況の実態把握や、3R見える化ツールなどを活用した家庭系食品ロス削減取組を支援。

○学校給食等の実施に伴い排出される廃棄物の3R促進のモデル事業を実施。

## 事業目的・概要等

## 事業スキーム

環境省  
(施策の検討)

調査の請負発注

成果の報告

請負事業者  
(モデル事業実施地域を公募)

## 期待される効果

家庭・学校給食等から排出されるものも含めた食品ロスの実態把握が進み、食品ロス削減の先進事例の共有が図られる。また、食品リサイクル法基本方針に基づく食品関連事業者の再生利用等の実施率が向上するとともに、地域循環圏の構築が促進される。

## イメージ

食べられるのに捨てられる「食品ロス」が年間632万トン

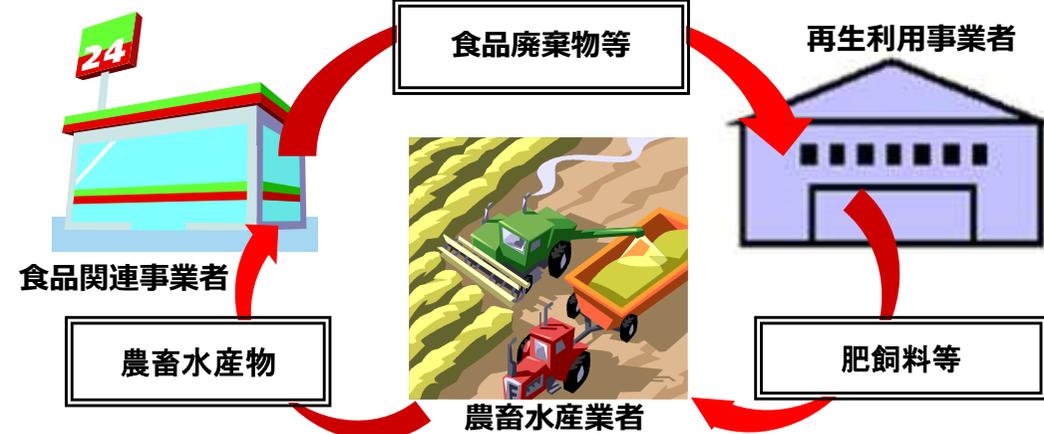
食品流通の川下（小売、外食、家庭）ほど再生利用が低調

食品ロスの削減

再生利用等実施率向上

地域循環圏構築促進

- ・官民あげた食品ロス削減の取組
- ・適正な再生利用等の実施の確保
- ・リサイクルループ形成促進
- ・地域の実情に応じた再生利用の促進





# 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (うち国際展開支援・ビジネスモデル支援)

平成29年度要求額 415百万円 (390百万円)  
うち399百万円 (374百万円)

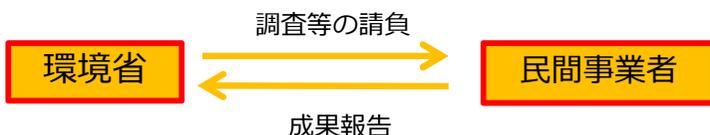
## 背景・目的

- 開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の懸念
- 廃棄物を含む循環資源の不適正な越境移動や途上国の一部における不適正なリサイクルも横行
- 我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び循環資源において先進的な技術・システムを有する
- 本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクルの実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、我が国の経済を活性化し、経済全体のパイの拡大・雇用の創出にもつなげる

## 事業概要

- 政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、制度の導入支援とともに、廃棄物処理・リサイクルシステムとしてパッケージ化を図った国際展開を推進
- 二国間協力や多国間協力と有機的に結びつけることにより、戦略的に支援
- 国内において、既存の枠組みにとらわれない新たな視点のリサイクルビジネスを支援するとともに、日系企業の国際進出に連動する国内循環産業の育成を支援

## 事業スキーム

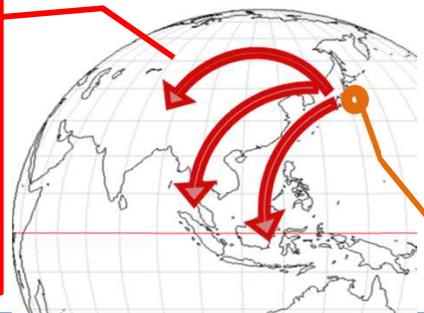


## 期待される効果

- 適正な廃棄物処理・リサイクルシステムをアジアを中心とした国々に普及→世界規模での環境負荷低減に貢献
- 循環産業の活発な国際展開→我が国経済の活性化

**【先行グループ】**

- ・既に国際展開に踏み出せる事業者を対象
- ・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



**【次世代グループ】**

- ・次世代の国際展開を担う循環産業を育成
- ・新たな視点のリサイクルビジネスを支援
- ・未利用循環資源の輸入の活用等

## 我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

243百万円  
(223百万円)

- (1) 環境負荷低減効果の大きい国に対する先行グループの国際展開促進  
重点国だけでなく、我が国の強みを特定した上で重点事業を明確にしてフィージビリティスタディを実施
- ① 具体的な海外事業展開や国際資源循環を想定したフィージビリティ調査支援。さらに、さらなる自治体間協力支援、次期フェーズに向けた重点国・分野の特定のための予備調査を実施
  - ② 現地での協力枠組み構築のための関係者合同WS
  - ③ 我が国循環産業の理解促進のための現地関係者への訪日研修

(2) 「地球規模の資源循環に向けた国際戦略」の策定、過年度の海外展開の経験に基づく課題の洗い出し、今後の対応方策の検討

## 次世代の海外展開を担う 循環産業の育成

79百万円  
(104百万円)

- 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海外展開しているよう、ビジネスモデルの確立を支援
- (1) 全国・海外展開に向けた実証事業の課題整理及び支援策の検討
  - (2) モデル的・産業・地域共生(エコタウン)支援事業
  - (3) 高度リサイクル技術・スキーム運用のトライアル実証事業

## 我が国循環産業海外展開支援 基盤整備事業

77百万円  
(47百万円)

- (1) 循環産業の国際展開に資する情報収集・発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 現地セミナー、展示会の開催
- (4) 廃棄物収集及び廃棄物由来固形燃料の国際標準化への積極対応



# 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (うち浄化槽グローバル支援事業費)

平成29年度要求額 415百万円 (390百万円)  
うち16百万円 (16百万円)

(※平成29年度より、し尿処理システム国際普及推進事業費から名称変更し、我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業に統合)

## 背景・目的

2015年に国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) を踏まえ、世界の生活環境・公衆衛生の向上に貢献するために、日本の浄化槽をはじめとする個別分散型の污水处理技術やその制度体系を海外に普及させることを目的とする。

また、世界のインフラ需要が高まっている中で、日本で進化を遂げた高効率・省資源な分散型污水处理の優れた技術力・ノウハウを活かし、国際貢献と浄化槽産業の成長というWin-Win の関係を築くことを目指す。

## 事業概要

- 分散型污水处理技術に関する情報収集及び情報発信
  - ・関係機関 (JICA、日本サニテーションコンソーシアム等) との連携
  - ・アジア展開...アジア分散型污水处理WSを通じたネットワーク活用
  - ・欧州展開...中東欧地域環境センターを通じたネットワーク構築
- 分散型污水处理技術の国際普及基盤整備に向けた人材育成
  - ・途上国の行政担当者等に向けた浄化槽導入に係る研修の実施
- 浄化槽技術のアジア向けローカライズに係る調査研究 (環境研究総合推進費との連携)

## 事業スキーム



## 期待される効果

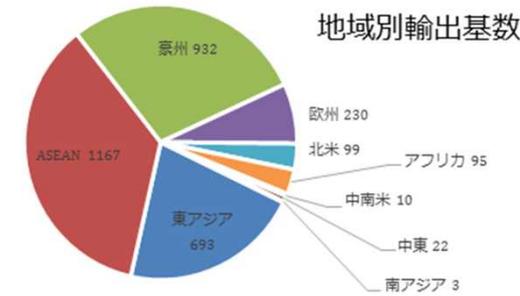
世界のし尿処理施設未普及の解消に貢献するとともに、2030年までに未処理の排水を半減する等のSDGsの目標達成に貢献し、世界の水環境の向上に寄与する。また、これとともに日本国内浄化槽関係業者の継続的な発展にも貢献する。

## イメージ

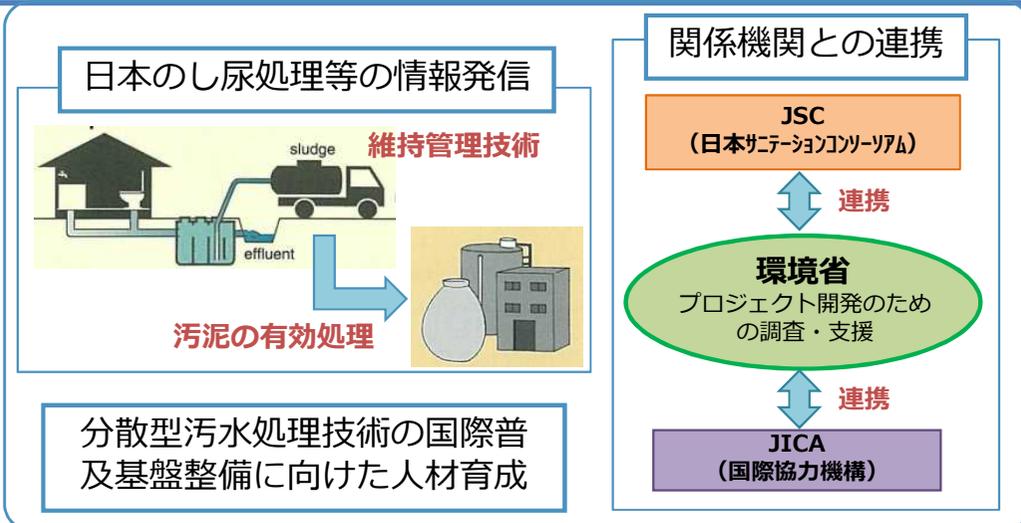
### 国連持続可能な開発目標 (SDGs)

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成 (6.2)
- 2030年までに、未処理の排水の割合半減 (6.3)
- 2030年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大 (6.a)



## 日本で進化を遂げた高効率・省資源な分散型污水处理技術による課題解決



世界規模の公衆衛生の向上に寄与するとともに、国内産業の成長を促す。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

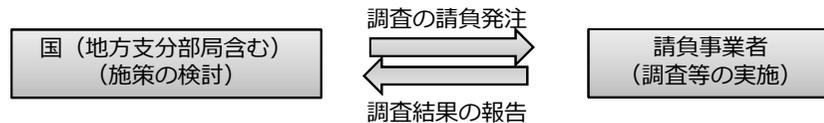
- 本年4月に熊本地震が発生し、熊本県及び大分県を中心に大きな被害が発生し、100万トンを超える量の災害廃棄物が発生している。また去年は9月に関東・東北豪雨災害が発生し、茨城県や栃木県、宮城県において大きな被害が発生し、今も尚災害廃棄物処理が実施されている。このように毎年のように激甚な災害が発生し、その都度さまざまな課題への対応が求められている。
- 東日本大震災を超える規模の首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生も懸念されており、骨太方針2016においても重点事項とされている国土強靱化の観点からも災害廃棄物処理システムの強靱化の一層の推進が必要とされている。

### 事業概要

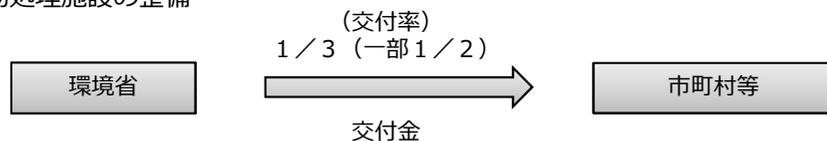
- (1) 大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築（872百万円）
- (2) 大規模災害時における災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備（5,661百万円）

### 事業スキーム

#### (1) 災害廃棄物処理体制の強化



#### (2) 廃棄物処理施設の整備



## イメージ

### (1) 強靱な災害廃棄物処理システムの構築

- 1) フォローアップと継続的な発信
  - 毎年のように発生している大規模な災害の分析
  - 災害廃棄物対策に関する継続的な情報発信
- 2) 自治体レベルの取組の加速化
  - 災害廃棄物対策指針の改定
  - 自治体レベルの取組加速化のためのモデル事業
    - ① 複数市町村による災害廃棄物処理計画策定モデル事業
    - ② 災害時処理困難物適正処理モデル事業
    - ③ 災害廃棄物分野のBCP策定及び図上演習モデル事業
- 3) 地域ブロック単位での広域的な災害廃棄物連携体制の整備
  - 大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画作成
  - 地域ブロック協議会の設置、協議
- 4) 全国レベルでの広域的な災害廃棄物連携体制の整備
  - 混合廃棄物の処理フロー、広域輸送、広域的施設の活用
  - D.Waste-Netを通じた専門家の派遣体制の維持、充実

### (2) 災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備

- 1) 災害時の電気・熱・水等の供給機能の整備支援
- 2) 災害に耐えられる設備を増強するための施設の整備支援

### 期待される効果

- 事前に災害時の対応体制（必要な廃棄物処理施設の整備を含む）を整備することにより、災害発生時において、国民の生活環境が保たれ、早期の復旧・復興につながる。



## 背景・目的

- **近年**、世界各地で**自然災害が頻発・激甚化**してきており、特に**アジア・太平洋地域の国における災害廃棄物対策が課題**となっている。
- これらの国は、**平時の廃棄物処理体制も不十分**である場合が多く、災害時に一度に大量に発生する災害廃棄物を適正に処理できない状況となっており、**生活環境や公衆衛生の悪化**だけでなく、**資源効率の観点からも改善すべき状況**となっている。
- そのため、我が国のような**災害廃棄物対策に係るノウハウや技術を持つ国による支援が必要であり、G7環境大臣会合において支援の実施が合意された。**

## 事業概要

災害廃棄物対策に係る国際支援スキームの強化

## 事業スキーム



## 期待される効果

- アジア・太平洋地域の国による災害廃棄物対策の充実
- 各国による災害廃棄物対策に関するマニュアル等の作成支援



路上に放置された災害廃棄物(水害)



地震による建物の崩壊(地震)

災害時に一度に大量に発生する災害廃棄物を適正に処理できない状況となっており、生活環境や公衆衛生の悪化だけでなく、資源効率の観点からも改善すべき状況

**G7環境大臣会合**及び**第18回日中韓三カ国環境大臣会合(TEM18)**において、災害廃棄物対策に関する国際支援や情報共有の促進について合意

## 災害廃棄物対策に係る支援スキームの強化

- ① 災害廃棄物対策強化のための**ガイドラインの策定**
- ② アジア・太平洋地域における災害廃棄物対策**フォーラム(仮称)の開催**
- ③ 国際支援スキームの検討 (JICA、ADB等との連携)

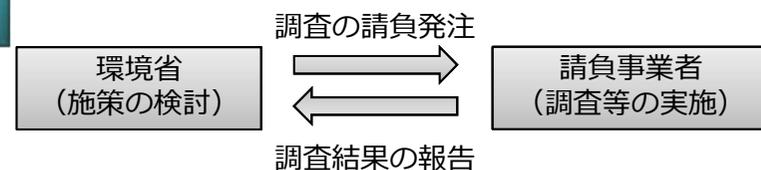
支援対象を想定している国:フィリピン、タイ、インドネシア、その他のアジア太平洋地域の国々等



## 事業目的・概要等

- H27.3 中環審意見具申「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」
  - H27.11閣議決定「気候変動の影響への適応計画」  
気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すものとされた。
- ⇒ **気候変動が廃棄物・リサイクル分野に与える影響について、中長期的視点から、適正処理、3R、災害対等の観点から多角的に分析し、予防的かつ効果的な適応策を検討、提示する。**

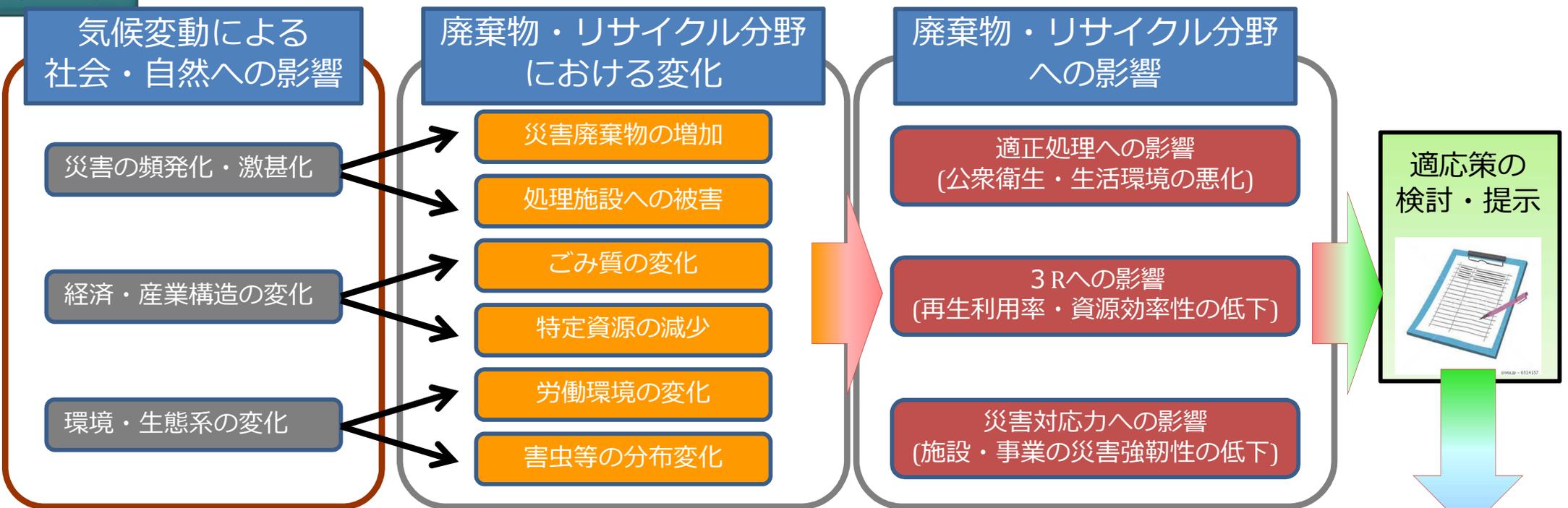
## 事業スキーム



## 期待される効果

- 頻発・激甚化する災害に対応した処理施設の強靱化、災害廃棄物の適正・迅速な処理・再生利用の促進
- 経済・産業構造の変化に伴う天然資源の消費変化に対応した戦略的3Rによる資源効率性の効果的向上
- 環境・生態系変化に伴う感染リスクの低減、適正処理方策の改善等を通じた公衆衛生・生活環境の確保

## イメージ



気候変動に対して強靱かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築



# 浄化槽システム強靱化事業費

平成29年度要求額  
20百万円（13百万円）

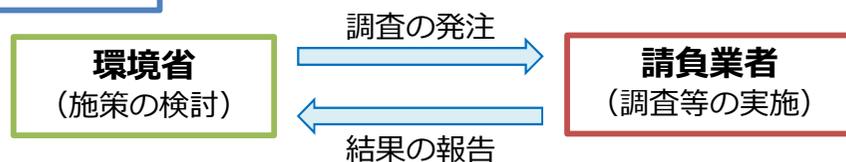
## 背景・目的

- 汚水処理施設の長期間にわたる機能停止は生活環境の保全及び公衆衛生上避けなければならない事象であるため、国土強靱化の一環として生活排水処理施設の早期復旧体制の確保が求められている。
- 浄化槽は地震等の災害に強く、概ね1週間程度で設置できるため、排水処理効果の発現が早いという特長があり、強靱な生活排水処理システムの構築に貢献する。
- 浄化槽の災害対応力の強化を図ることで、浄化槽システム全体での更なる強靱化を図ることを目的とする。

## 事業概要

- 災害対応力強化に資する浄化槽の活用手法に関する調査検討  
災害時の浄化槽の活用事例等に関する調査を行い、災害対応力強化に資する浄化槽の活用手法に関する検討を行う。
- 浄化槽防災体制の構築に関する調査検討  
災害協定や事業継続計画（BCP）等の浄化槽に関する先進的な防災体制の構築事例に関する調査検討を行う。
- 官民双方におけるICT化の促進  
地方自治体において浄化槽台帳システムのGIS化等による浄化槽の管理基盤の強化を図るとともに、浄化槽の関係団体、維持管理業者における情報ツールのICT化の促進策の検討を行う。

## 事業スキーム



## 期待される効果

- 地域の生活排水処理システムの強靱化に資する浄化槽整備の推進
- 浄化槽の復旧体制の強靱化
- 生活排水処理システム全体の防災・減災化

## 災害対応力強化に資する浄化槽の活用手法に関する調査検討

- 活用事例調査
- 活用手法の検討等

地域の生活排水処理システムの強靱化に資する浄化槽整備の推進

### 活用例)

- 防災拠点（役所、学校、公民館等）への浄化槽整備
- 応急仮設住宅への浄化槽整備
- マンホールトイレの適用



【応急仮設住宅に設置された浄化槽】

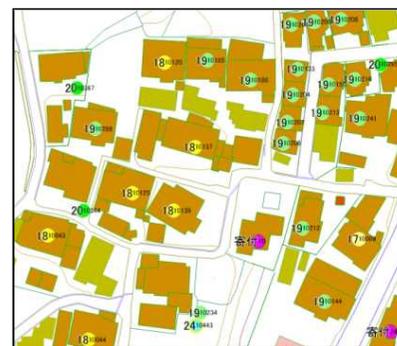
## 浄化槽防災体制の構築に関する調査検討

- 災害協定
- BCPの策定等

浄化槽復旧体制の強靱化

## 官民双方におけるICT化の促進

例) 台帳システムへのGIS導入



日々のメンテナンスを担う民間企業のICT化により、浄化槽情報基盤の効果UP

- 浄化槽設置状況の視覚化
- 災害時の被害状況の迅速かつ正確な把握
- 民間による機動的な復旧活動

防災・減災及び信頼性向上に貢献



# 浄化槽整備推進費

平成29年度要求額  
29百万円（9百万円）

## 背景・目的

- 地方部を中心とした汚水処理未普及地域において、経済的・効率的かつ地震に強い特徴をもつ浄化槽は、その特性について十分に認知されておらず、整備を推進する上では自治体、市民、NPOへの情報提供を通じた認知度向上が必要。
- H13年以降に新設が禁止されている単独処理浄化槽が多数残存しており、合併処理浄化槽へ転換することが大きな行政課題。
- 3省(国交省、農水省、環境省)が連携し、自治体に対して汚水処理施設整備構想の見直しを要請。今後10年程度で持続可能な汚水処理施設の整備が概ね完了する目標に向け、平成28年度に作成する普及戦略に基づく着実な整備促進策が必要。
- 少子高齢化、人口減少等の社会情勢の中で、下水道計画等の縮小見直しが進んでおり、これらに代わって浄化槽整備への需要は増大。

## 事業概要

### ① 情報提供・ネットワーク形成事業

- 浄化槽行政ネットワーク会議の開催、
- NPO等ネットワーク形成促進事業の実施

### 新② 整備促進事業「地域くらしの水環境整備促進事業」

- 交付金モデル事業の整備促進効果をも高めるソフト事業の実施
  - ・ 地域住民や地元業者等と連携したプロモーション事業支援
  - ・ 交付金モデル事業の効果検証
  - ・ 浄化槽整備促進のための戦略的な広報

## 事業スキーム



## 期待される効果

- 自治体、市民、NPO等における浄化槽への認知度向上
- 浄化槽整備推進による地方部の汚水処理施設の未普及解消
- 浄化槽の特性を活かした地方創生・地域活性化・国土強靱化

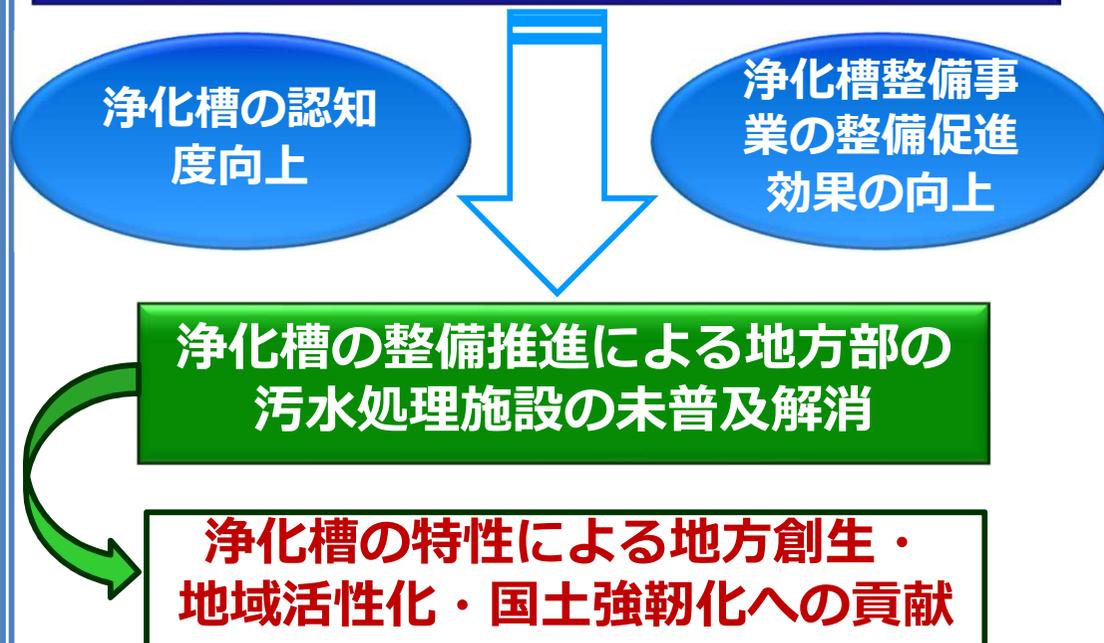
## 現状

- 汚水処理未普及人口は約1,300万人で地方部に多い  
⇒ 地方部を中心に未普及の早期解消が必要
- 未普及地域には単独処理浄化槽が相当数（約423万基）現存  
⇒ 合併処理浄化槽への早期の転換が必要
- 浄化槽処理人口普及率約9%（目標：H29までに12%）

## 浄化槽の特長

- 地域の水環境を保全し、生活の質の向上に寄与
- 地方部において経済的かつ早期に整備可能
- 個別分散処理で地震等の災害に強い（東日本大震災での全損率：3.8%）

## 自立・分散型の地域社会構築に資する 浄化槽普及戦略（H28策定予定）



# ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

平成29年度要求額  
97百万円（100百万円）

## 背景・目的

### ○電子マニフェストとは

マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を徹底し、不法投棄等を防止するためのもの。

## 不適正事案の発生

本年1月、産業廃棄物処理業者による食品廃棄物の不適正転売事案が発生。当該処理業者は電子マニフェストで虚偽報告をしていたが、現行システムにこれを検知する機能がなかったため、看過されていたもの。

## 事業概要

- 電子マニフェストシステムの機能強化
- 電子マニフェスト普及啓発事業の実施

## 期待される効果

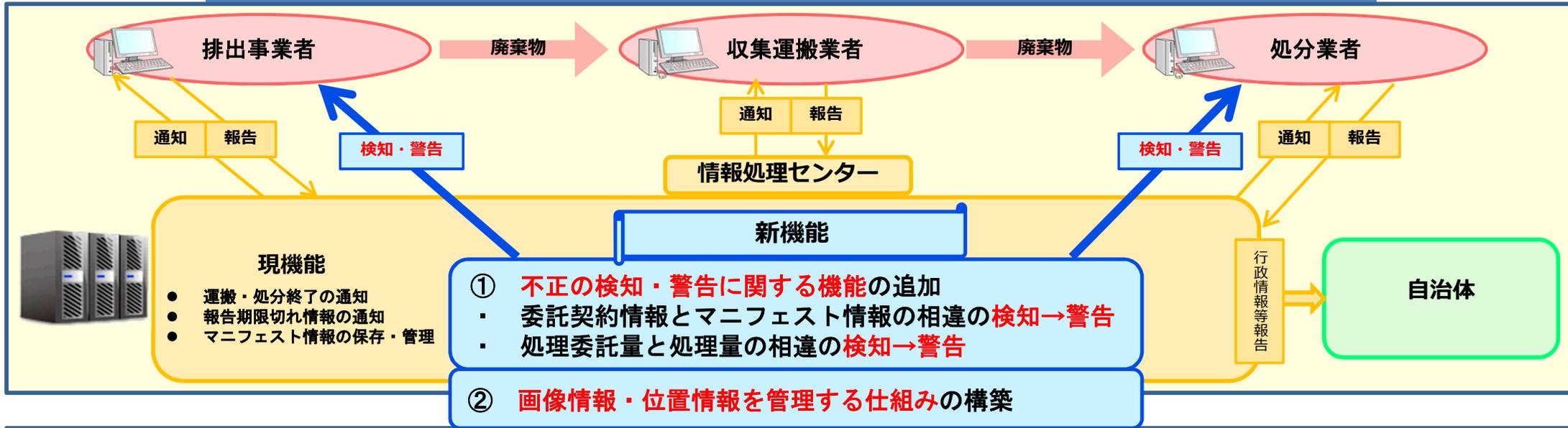
- 廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与。

## 事業スキーム



不正事案の防止及び排出事業者の処理責任の徹底へ向けた電子マニフェストシステムの機能強化が重要課題

## 食品廃棄物の不適正転売事案を踏まえた電子マニフェストシステムの機能強化



## 電子マニフェスト普及啓発事業の実施

- 研修会（電子マニフェストの仕組み、メリット、導入事例等を説明）及び操作説明会（システムの実際の画面を使用し、操作方法を説明）の開催、利便性の改善へ向けたシステムの改修等の検討
- 別途電子マニフェスト加入の義務化を検討



# PCB廃棄物適正処理対策推進事業

平成29年度要求額  
230百万円（150百万円）

## 背景・目的

- 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）による全国5箇所のPCB処理施設の期限を延長。この際、地元自治体の受入条件として、「期限の再延長はしない」ことを約束
  - 地元と約束した期限を確実に達成するため、本年5月に改正PCB特措法が公布され、原則、約束期限の1年前までに保管事業者に対してJESCOへの処分委託を義務付け
  - 改正法で処分委託を義務付けた処分期間は、**北九州地域では平成29年度末に終期を迎えるという逼迫した状況**
  - 期限達成には、国内にある全ての高濃度PCB廃棄物の処分委託が必要であり、地方自治体が把握していない高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査を早急に完了しなければならない
- 地方自治体において未だ把握されていないPCB廃棄物等の掘り起こし調査を一刻も早く行い、未処理事業者への早期処理実施の指導が必要だが、調査対象が86万事業場にのぼり、地方自治体の負担が膨大なことから、調査の効率化に向けた支援策が不可欠
- 低濃度PCB廃棄物については、処理促進のための受け皿の充実・多様化が必要

## 事業概要

- 地方自治体が行う掘り起こし調査の効率化、早期完了に向けた取り組み
- 地方自治体や掘り起こし調査対象事業者からの調査実施に係る相談に対応するための専門家を派遣し、現場に出張して直接支援を行い、調査の効率化・早期化を図る
  - 地方自治体の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、これをインターネット等で公開することにより、調査の進捗状況を管理
  - 掘り起こし調査結果から新たに把握されたPCB廃棄物等の種類、個数、所有・保管業種等を解析し、未把握廃棄物等の残存量の推計を行う
  - 掘り起こし調査及び事業者指導に向け、PCB使用製品の製造者、電気保安関係事業者等の関係機関との連携体制を構築・強化するための連絡協議会を開催
- 低濃度PCB廃棄物の処理促進
- 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る

## 事業目的・概要等

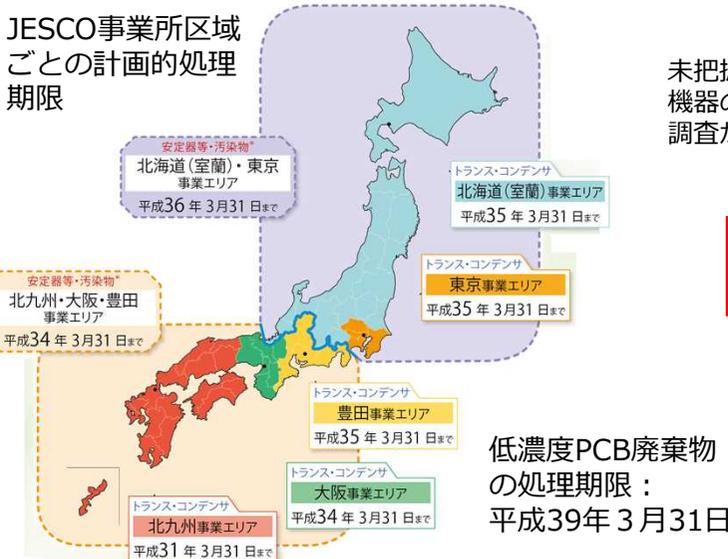
## 事業スキーム



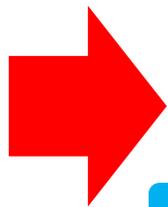
## 期待される効果

- 地方自治体が行う掘り起こし調査の実施加速化、未把握のPCB廃棄物等の全数把握の早期化
- JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の処理完了
- 低濃度PCB廃棄物の処理促進及び期限内処理の履行

## JESCO事業所区域ごとの計画的処理期限



未把握のPCB含有機器の掘り起こし調査が緊喫の課題



## 環境省

- 掘り起こし調査の加速化のため相談窓口の設置
- 専門家を派遣し自治体へ技術的助言
- 調査結果の整理及び精査
- PCB廃棄物等の早期処理体制の構築

専門家

派遣・助言



## 経済産業省

- 電気工作物に該当するPCB使用製品の調査・指導
- PCB使用製品の廃止促進



## 都道府県市

- 効率的かつ早期の掘り起こし調査実施
- PCB廃棄物等の期限内処理に向けた効率的な指導

## イメージ

JESCOの計画的処理期限内での高濃度PCB廃棄物の確実かつ早期処理の完了



## イメージ

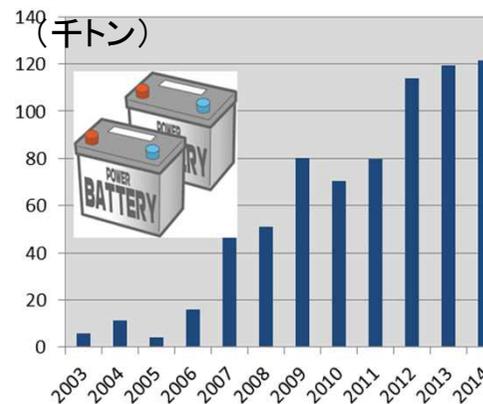
(雑品スクラップ等の不適正な輸出に伴い生じている問題)



雑品スクラップの輸出：  
廃家電等が混入する不適正な輸出が行われる事例が頻発。不適正な処理により、国内外の環境汚染に懸念。船舶・ヤード火災も頻発。

海外での不適正処理の例：  
金属回収目的の被覆電線の野焼き。環境規制等が十分整備されていない輸出先国において、鉛、カドミウム等の環境汚染に懸念。

(使用済鉛蓄電池の輸出増加)



使用済鉛蓄電池の海外流出が進み、国内リサイクル施設の維持が困難に。

(輸入ニーズが高い電子部品)



バーゼル法に基づく手続きに時間がかかり、諸外国に比べ競争条件上の不利が発生。

## 背景・目的

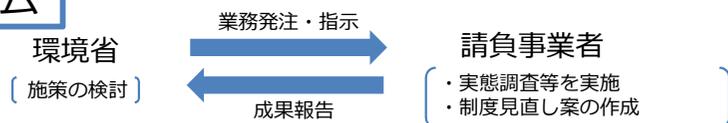
廃棄物等の越境移動については、平成4年のバーゼル条約発効を受け、バーゼル法を制定、廃棄物処理法を改正し、輸出入の制度を整えてきた。しかし、国際資源循環が活発化する中、バーゼル法の点検は制定以来行われておらず、様々な問題が顕在化。例えば、使用済家電等の不適正な輸出、輸出先国からのシップバックの頻発、国内で循環利用されるべき資源の国外流出、循環資源の海外からの受入れにおける諸外国との競争上の不利等、環境のみならず、経済の側面からの問題も生じている。

こうした問題については、本年6月に閣議決定された成長戦略においては、「国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、バーゼル法における規制の在り方等について、28年度中に必要な検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる。」こととされたところ。

## 事業概要

- ・廃棄物等の越境移動の適正化のための制度的・技術的検討及びその検討結果を踏まえた措置の準備
- ・地方環境事務所での水際対策実施のための人員（補助員）の確保

## 事業スキーム



## 期待される効果

迅速かつ機動的な水際対策による不適正輸出防止を通じた国内外での環境汚染の未然防止、国内で循環利用されるべき循環資源の国内循環の適正化、海外からの循環資源輸入の円滑化による国内リサイクル技術・施設の活用等



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

水銀に関する水俣条約の発効を見据え、国内外において水俣条約に基づく取組を実効性のあるものとするため、水銀廃棄物の環境上適正な管理方策の検討や回収品の回収促進を継続的に行う必要がある。

### 事業概要

1. 廃水銀等の処理技術の検証 58百万円（78百万円）  
 ・商業規模設備における硫化・固型化実証試験  
 ・硫化・固型化物の長期管理実証試験
2. 廃水銀の適正管理方策の検討 18百万円（12百万円）  
 ・国を含めた関係者の適正な役割分担の下での最終処分場の確保等の処理体制及び長期間の監視体制等の検討
3. 回収されている水銀使用廃製品の回収促進 60百万円（60百万円）  
 ・回収促進事業の更なる全国展開  
 ・回収促進事業の対象機関の拡大
4. 国際的な水銀廃棄物の適正管理の推進 6百万円（6百万円）  
 ・水俣条約交渉として水銀廃棄物の閾値、追加附属書等について検討  
 ・アジアを中心とした国々への知見提供

### 事業スキーム



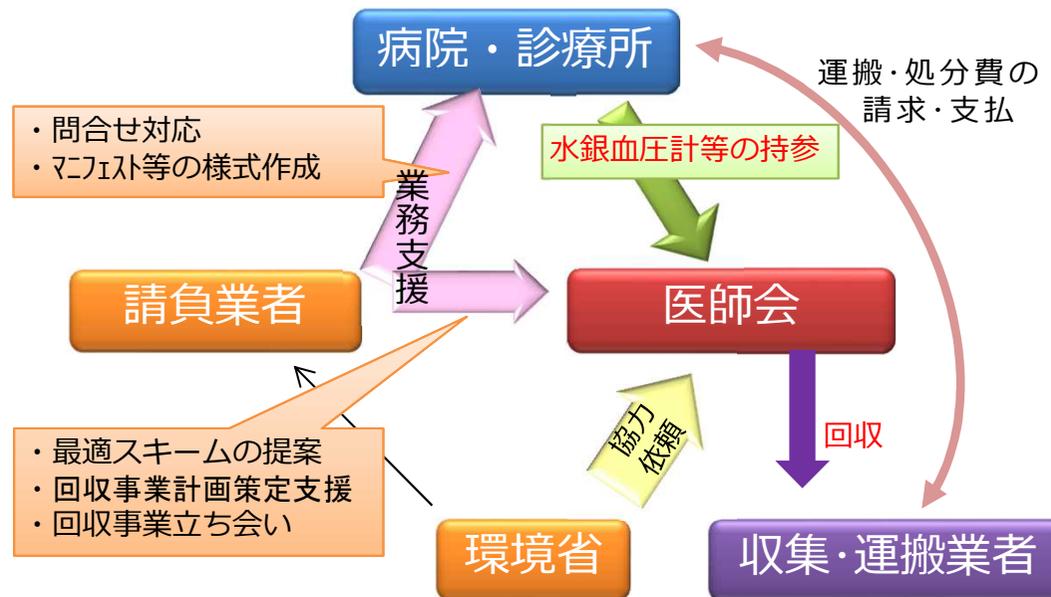
### 期待される効果

・水銀廃棄物の環境上適正な管理方策が確立され実践されることで、地球規模での環境負荷低減に貢献する。

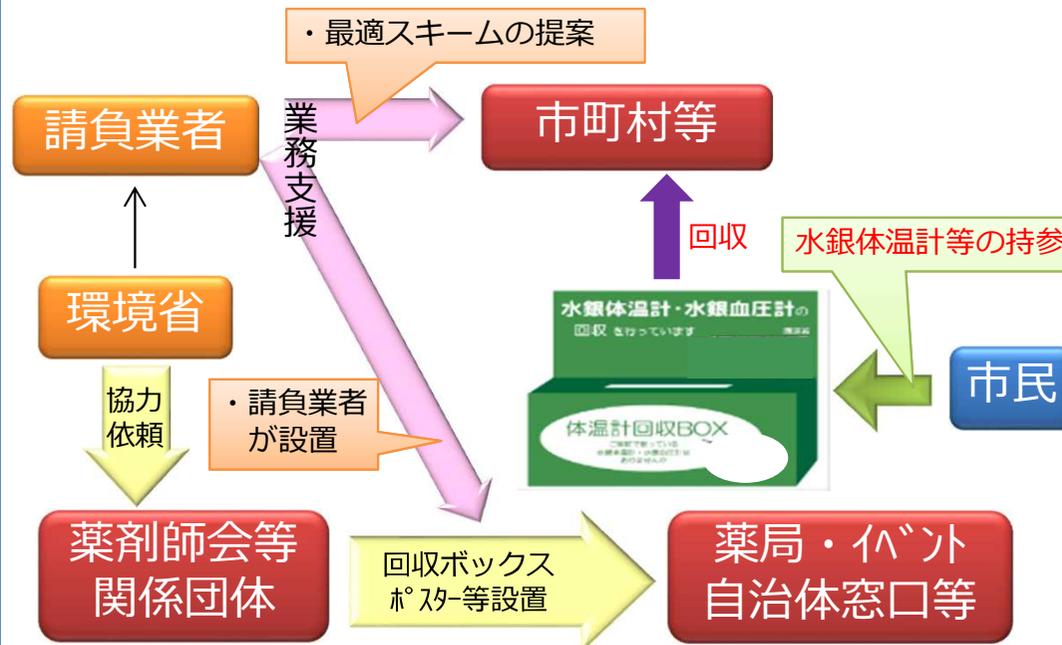
## イメージ

### 【3. 回収されている水銀使用廃製品の回収促進】

#### ①医師会等と連携した回収促進事業（産業廃棄物）



#### ②市町村と連携した回収促進事業（一般廃棄物）



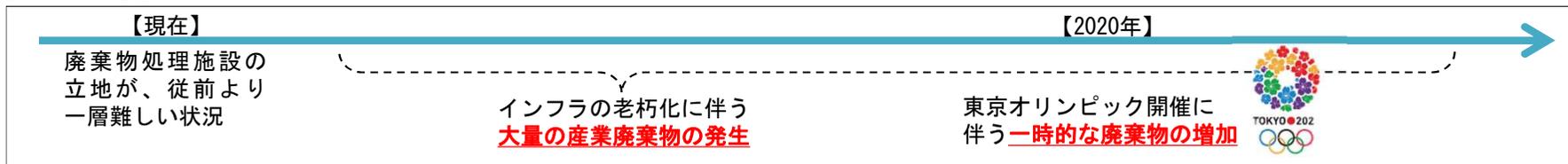


# 産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業

平成29年度要求額  
100百万円（100百万円）

## 背景・目的

廃棄物処理業は社会に不可欠な産業であるものの、施設設置の適地が限られていることや設置に当たっての住民合意の取得の難しさなどが課題となっている。一方、今後、インフラの老朽化に伴う産業廃棄物の大量発生や東京オリンピック（2020年）の開催による廃棄物の一時的な増加が見込まれる。産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業を、循環型社会の中核として地域社会からの要請に応え、これまで以上に社会的信頼を得られる「環境産業」とも呼ぶべき産業廃棄物処理業へと転換すること（グリーン成長）が喫緊の課題となっている。



## 事業概要

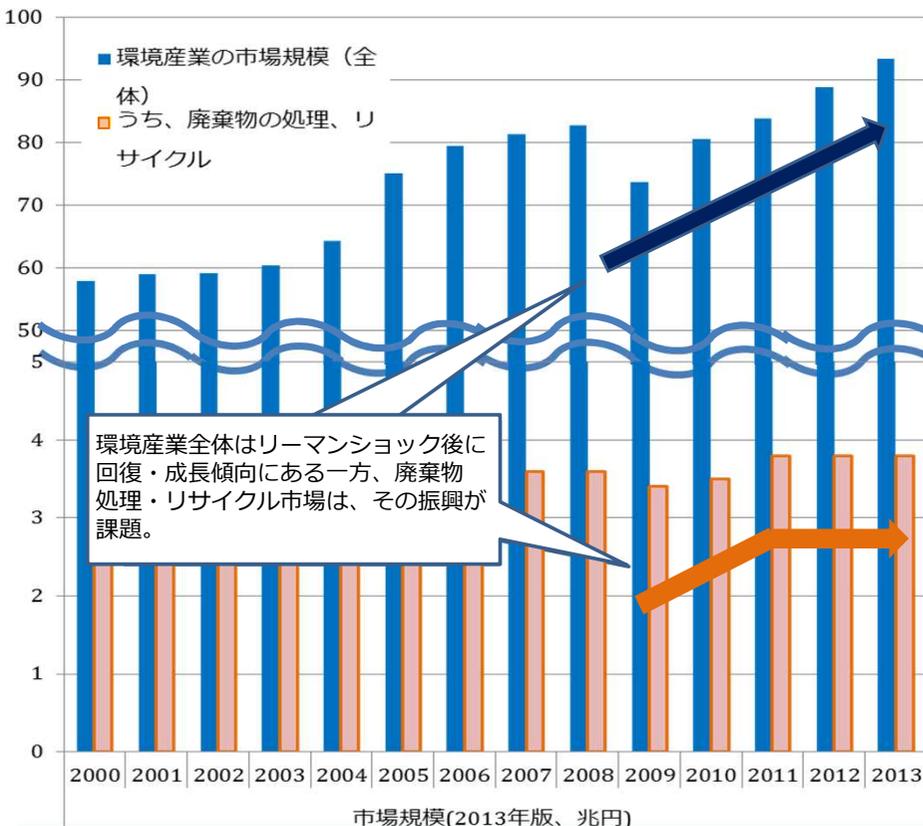
地域社会への貢献や国際展開等を含めた産業廃棄物処理業の振興策の検討

## 事業スキーム



## 期待される効果

- 産業廃棄物処理業のグリーン成長
- 高度化・優良化
- 地方創生
- 循環型社会の形成
- 地球温暖化対策



|                                     | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 産業廃棄物処理ビジネスの振興策支援                   |     |     |     |     |
| 産業廃棄物処理業の経営戦略作成支援                   |     |     |     |     |
| 産業廃棄物処理業の付加価値の検討                    |     |     |     |     |
| 低炭素型産業廃棄物処理のポテンシャルの検討・BAT/BEPリストの作成 |     |     |     |     |
| マニフェスト等産業廃棄物処理に係る情報の更なる活用に向けた検討     |     |     |     |     |
| 排出事業者と産業廃棄物処理業者とのマッチングを通じた3Rの推進     |     |     |     |     |
| 海外展開の促進                             |     |     |     |     |
| 食品残さ等を扱う優良な産廃処理業者の育成                |     |     |     |     |
| 地域社会に貢献できる産業への転換支援                  |     |     |     |     |
| 地域の魅力創出への貢献策の検討                     |     |     |     |     |
| 担い手の確保及び技術労働者の育成支援                  |     |     |     |     |
| 産業廃棄物処理振興ビジョンの策定                    |     |     |     |     |
| 優良産廃業者に関する情報発信                      |     |     |     |     |
| 優良産廃業者に関する情報発信                      |     |     |     |     |



# 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

平成29年度要求額  
1,546百万円(300百万円)

## 背景・目的

## 事業目的・概要等

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

## 事業概要

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、可能な限り早期に支障除去等を行為者等に対して実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や所在が不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助するものである。

## 事業スキーム

### <平成10年6月16日以前の不法投棄等>

#### ●産廃特措法に基づく支援

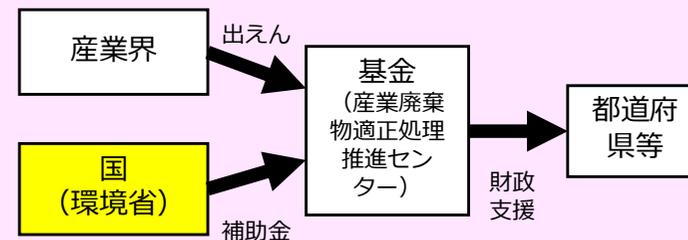
〔産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援〕



<補助率> 有害産業廃棄物：1/2  
その他の産業廃棄物：1/3

### 平成10年6月17日以降の不法投棄等

#### ●廃棄物処理法に基づき設置した基金による支援



<補助率> 定額補助

## 期待される効果

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障等の除去。

## イメージ

### 都道府県等を財政支援





# PCB廃棄物対策推進費補助金

平成29年度要求額  
1,100百万円（1,000百万円）

## 背景・目的

- 国の主導のもと中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用し、全国5箇所の拠点的広域処理施設においてPCB廃棄物を処理
  - JESCOの処理施設は施設立地条件等により化学処理方式となっており、PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額
  - 中小事業者等のPCB廃棄物保管事業者は資力に乏しいため、これらの事業者が保有するPCB廃棄物の処理をスムーズに進めることは困難
  - 排出事業者が存在しない又は資力不足の場合等、PCB廃棄物処理基本計画に定める処理期限内に適正に処理が行われないおそれがある高濃度PCB廃棄物が一定数存在
  - 平成28年4月改正のPCB特措法において処理期限内に処理が行われないおそれがある高濃度PCB廃棄物に対して都道府県市が行政代執行できるよう規定しているが原因者から代執行費用を徴収できない場合の都道府県市への支援が必要
- PCB廃棄物処理基金を造成し、費用負担能力が小さい中小事業者等のPCB廃棄物処理費用を軽減し、中小事業者等の保有するPCB廃棄物の円滑な処理を促進するとともに都道府県市の行政代執行を支援

## 事業概要

- 国及び都道府県の協調補助により、PCB廃棄物処理基金を（独）環境再生保全機構に造成
- 中小事業者等がPCB廃棄物を処分業者（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）に処分委託する際にその処理費用を軽減する補助の積立
- PCB廃棄物の処理が安全かつ確実に実行されることを確保するための環境整備に関する事業に対し補助
- 行政代執行に係る自治体の負担軽減のための支援費用をPCB使用製品製造者と協調して積立

## 期待される効果

- 費用負担能力が小さい事業者の処理促進
- PCB廃棄物の円滑な処理及び確実な早期処理の推進
- 都道府県市の円滑な行政代執行の施行

## 事業目的・概要等

事業スキーム



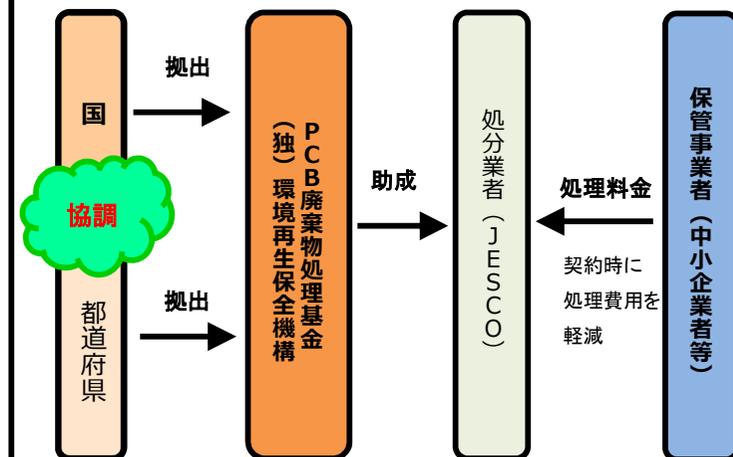
## イメージ

### 助成実績

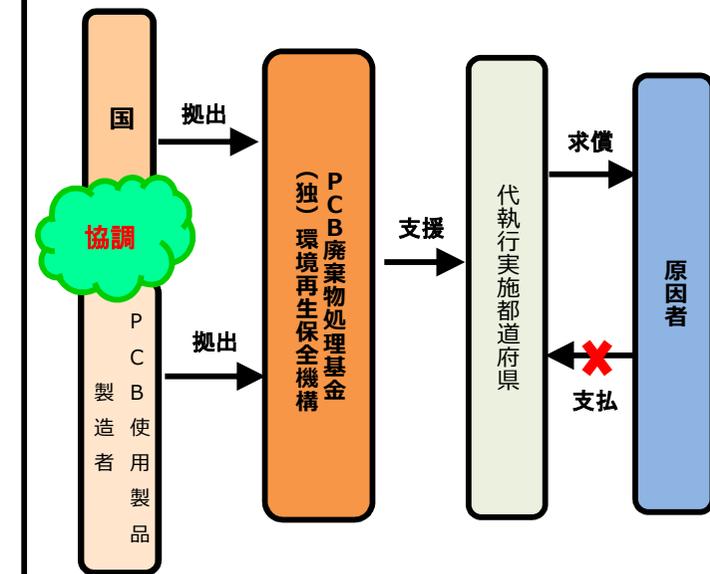
|        | 助成台数   | 助成金額<br>(百万円) |
|--------|--------|---------------|
| H17~19 | 1,984  | 374           |
| H20    | 3,994  | 701           |
| H21    | 6,317  | 1,160         |
| H22    | 7,684  | 1,464         |
| H23    | 9,212  | 1,716         |
| H24    | 12,528 | 2,447         |
| H25    | 10,577 | 2,292         |
| H26    | 9,507  | 2,144         |
| H27    | 8,898  | 2,140         |

→処理の本格化に伴い、確実に処理を実施

### 基金による中小企業者助成の流れ



### 基金による行政代執行支援の流れ



## 事業目的・概要等

## 事業概要

- JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

## 事業スキーム



## 期待される効果

- PCB廃棄物処理に係るJESCOの財務基盤を強化し、地域住民の安心を確保した早期処理を実施。
- 処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を確実にかつ速やかに実施。

## 背景・目的

- PCB特措法（平成13年施行）に基づき、国が中心となってPCB廃棄物処理施設を整備
  - 日本環境安全事業株式会社（JESCO、政府100%出資。現在は中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組）を設立し、化学処理方式による処理施設の整備に着手
  - PCB廃棄物処理基本計画により、JESCOでの計画的処理完了期限を規定
  - JESCOでの処理完了後、事業終了準備期間内に速やかにPCBを除去し、処理施設のある土地を有効に活用できるようにするために、原状回復を行うことが必要
- 処理設備のPCB除去及び土地の原状回復を行うことを確実にするため、JESCOにおいては、必要な費用に充てるための財源を毎年引き当てていく必要がある。

## イメージ

### 特措法施行後

- 地元で反発がある中、国や自治体が協力して丁寧な説明（最初の北九州では100回以上の説明会）を行い、処理施設を整備。
- トランス・コンデンサについて、北九州（H16）、大阪（H18）、豊田（H17）、東京（H17）、北海道（室蘭）（H20）事業所を整備
- その後、安定器処理のためプラズマ溶融処理設備を、北九州（H21）、北海道（室蘭）（H25）事業所に整備



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道（室蘭）事業所

- **施設整備は、PCB処理装置については国費100%で整備、建屋や管理棟はJESCOが自ら資金調達して整備。**

### 将来の解体撤去

- 北九州事業所の高圧トランス・コンデンサ等の事業終了準備期間が平成31年4月1日から平成34年3月31日までとされており、平成34年以降各事業所の解体撤去が本格化する見込み。
- 処理完了後、地元からは、速やかなPCB除去・原状回復が求められている。  
⇒処理施設もPCB汚染物として適正に処分する必要がある。
- 処理費（国費）は非常に多額であるため、計画的に準備する必要がある。
- 監査法人からは、早期の引き当てを求められている。



**将来の適正かつ速やかなPCB除去・原状回復を確実にするため、JESCOに出資**



# PCB処理施設整備事業

平成29年度要求額  
3,700百万円（1,700百万円）

## 背景・目的

- PCB特措法（平成13年施行）に基づき、国が中心となって施設整備を実施。（PCB廃棄物処理基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）を活用して行うことを明記）
  - 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画の変更を行い、JESCOの処理期限を延長
  - 地元自治体からは、JESCO処理期限延長の受入条件として、JESCOに対し「一日でも早い処理完了」、「安全を第一とした適正かつ確実な処理」が求められている
- JESCOのPCB処理施設の改造等により処理を加速化し、長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じ、設備・機器の更新・補修を確実にすることにより、地域の安心、安全を確保する必要がある。

## 事業概要

- 処理促進のための改造  
比較的早期に処理が終わる見込みのPCB含有機器の処理ラインを改造し、処理に比較的長期間処理にかかる見込みの機器についても処理できるようにすることで、処理の促進を図る。  
また、従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。
- 補修又は更新  
操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

## 事業目的・概要等

## 事業スキーム



## 期待される効果

- PCB処理施設の健全性の確保
- 地域住民に対する安全・安心な処理の確保

## PCB廃棄物処理基本計画の変更（平成26年6月6日環境省告示第75号）

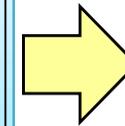
## イメージ

- PCB廃棄物の処理を一日でも早期に完了する必要がある。

【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件（抜粋）】  
一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。

【基本計画抜粋】

- JESCOによる拠点的広域処理施設の処理体制  
各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。



- 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る

- 操業期間の延長に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修又は更新を行う必要がある。

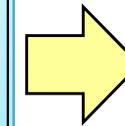
【JESCOのPCB処理施設設置自治体からの受入条件（抜粋）】  
長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の更新・補修を確実にすること。

【JESCOの取組】

- 国は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実にすることが重要である。各事業所ごとに長期設備保全計画を策定し、これに基づく設備の更新を着実にやっていく。

【基本計画抜粋】

- 国の取組：JESCOが行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。



- 設備の安全性の点検や補修又は更新を行う

## 事業目的・概要等

## イメージ

### 背景・目的

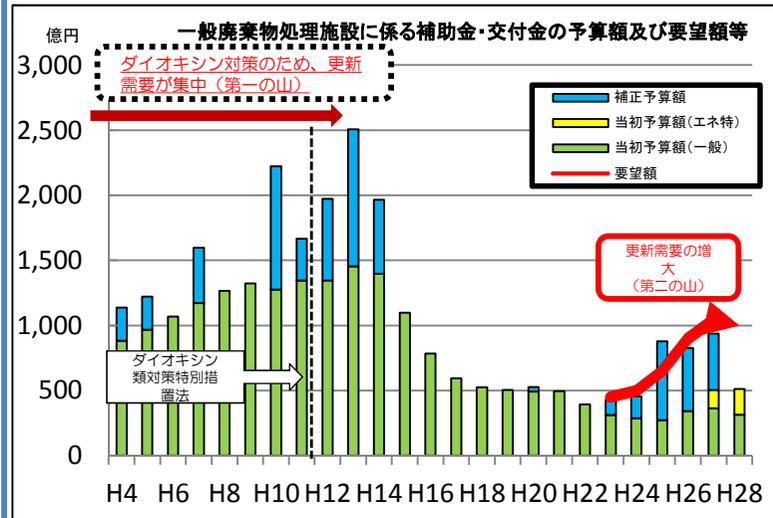
- 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。
- 平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、新たな更新需要も踏まえ、循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。
- また、ごみ焼却施設において廃熱利用は一部にとどまっていることから、ごみ焼却施設を中心とする地域の廃棄物エネルギー利用のポテンシャルは高く、自立・分散型のエネルギー拠点としての役割が期待できる。

### 事業概要

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 高効率なエネルギー回収を行う施設の整備だけでなく、更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。

### 期待される効果

- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。
- 廃棄物をエネルギー源として有効利用することで、地域における自立・分散型エネルギーの拠点施設を構築。



＜廃棄物焼却施設・老朽化の現状＞  
全国1,162施設のうち  
築20年超：417施設  
築30年超：184施設  
築40年超：28施設



### 事業スキーム



#### 【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

#### 【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

#### 【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。

# 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

平成29年度要求額  
11,000百万円（8,421百万円）

## 背景・目的

- 全国に、未だに約1,300万人が汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用しており、**生活雑排水が未処理の状態。**
  - 3省（国交省、農水省、環境省）が連携し、自治体に対して汚水処理施設整備構想の見直しを要請し、**汚水処理施設の早期整備（10年概成）**を目指す中、各地域において集合処理整備区域から個別処理整備区域への計画見直しが進行中。
  - 浄化槽は①下水道と同等の処理性能②設置コストが安い③地震に強いなどの特徴があり、今後のその役割は増大。公共インフラとしての公設浄化槽の更なる普及も求められている。
  - 新設が禁止されている**単独処理浄化槽が、未だ約423万基**残っており、合併処理槽への**早期転換が大きな課題。**
- ⇒浄化槽の整備推進を図り、**地域の水環境を保全し、自立・分散型の地域社会の構築**を目指す。

## 事業概要

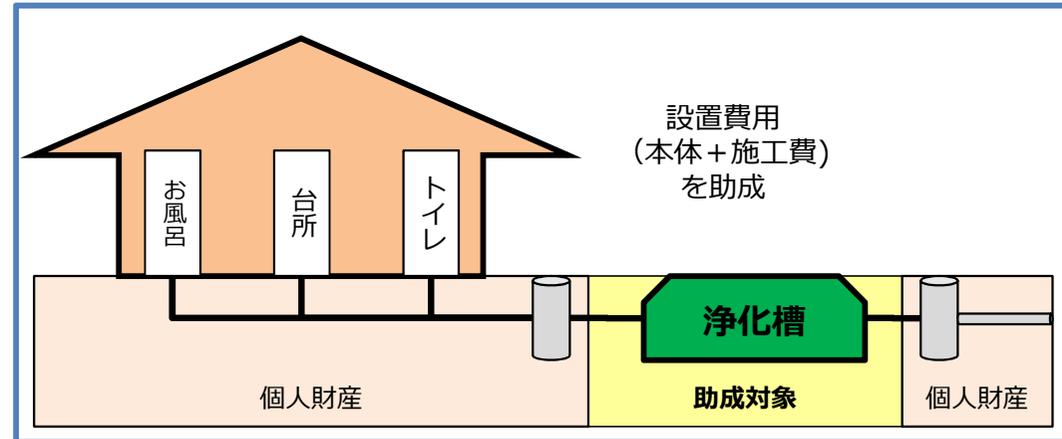
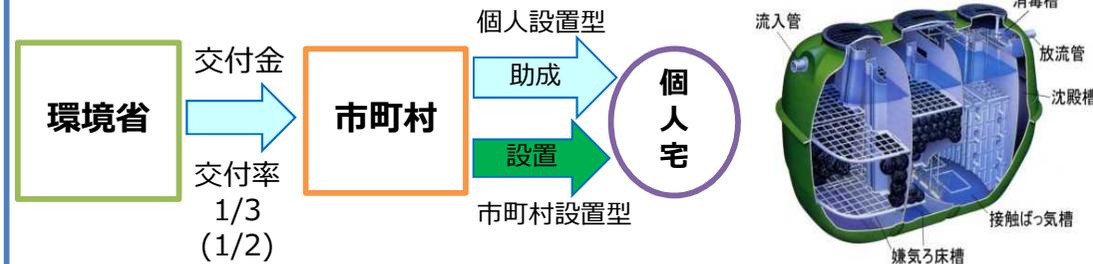
- 浄化槽設置整備事業（個人設置型）
  - ・ 通常事業（交付率1/3）
  - ・ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（1/2）
- 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）
  - ・ 通常事業（1/3）
  - ・ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（1/2）
  - ・ 公的施設単独処理浄化槽集中転換事業（1/3,1/2）

新・地域くらしの水環境整備促進モデル事業（1/2）  
改・市町村相互間の広域・共同化を実施する場合の基数要件緩和

## 期待される効果

- 汚水処理未普及が解消され、地域の水環境保全が図られるとともに、地域での快適な暮らしが確保され、**地方創生に大きく寄与**
- 浄化槽を活かした災害に強いまちづくりを推進、**国土強靱化に貢献**

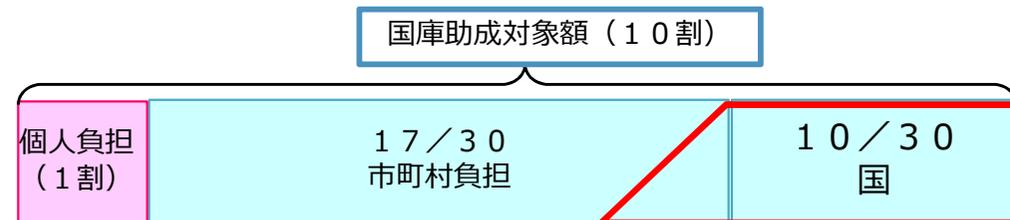
## 事業スキーム



### ○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



### ○浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）





# 自然環境保全基礎調査費（植生図整備推進）

平成29年度要求額  
171百万円（171百万円）

## イメージ

### 背景・目的

### 事業目的・概要等

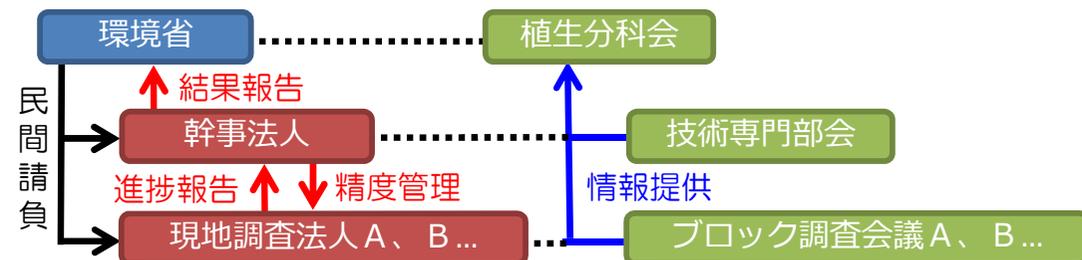
- ・自然環境保全法第4条に基づき、自然環境保全基礎調査の一環として、昭和48年度から継続的に実施されている。
- ・我が国の自然環境行政の推進に不可欠な生物多様性に関する基礎情報を提供するとともに、近年は各種の行政施策や民間経済活動等において活用されている。
- ・平成11年度からは1/2.5万植生図の作成に着手しており、例えば環境アセスメントの迅速化等の観点からも早期の全国整備を完了させることが求められている。

### 事業概要

- ・平成27年度末までに全国の約77%の地域の植生図を整備済。
- ・植生図作成の効率化を図りつつ、継続して全国整備を進める（概ね平成32年度の整備完了を目指す）。

- (1) 植生図案の作成：  
資料収集、現地調査、植生図案の作成
- (2) 植生図のとりまとめ：  
植生図の図幅ごとの精度管理、全国植生情報の更新
- (3) 植生図の効率的な作成：  
衛星画像等を利用した効率的な植生図作成

### 事業スキーム



### 期待される効果

- ・我が国の自然環境保全施策（国立公園の区域指定、生物多様性戦略の策定等）の基礎資料として寄与。
- ・環境アセスメントや防災・開発計画、公共事業等の各種行政施策の基礎資料としても活用。

### 1/2.5万植生図

- 全国整備率  
77%（平成27年度末）

■ : 整備済み地域



● 植生図（GISデータ）

ウェブ上での情報公開・提供

### 生物多様性情報の基礎データとして利活用される

- 自然環境保全施策の基礎資料  
（国立公園の区域指定、生物多様性地域戦略の策定等）
- 各種行政施策への活用  
（防災・開発計画、公共事業等）
- 環境アセスメントの迅速化
- 再生可能エネルギー導入のための立地検討

各種計画・事業等における環境配慮の内部化、新たな価値創出等



## イメージ

国内施策への貢献  
↓  
適応計画への貢献  
↓  
地球規模の施策への貢献

## 背景・目的

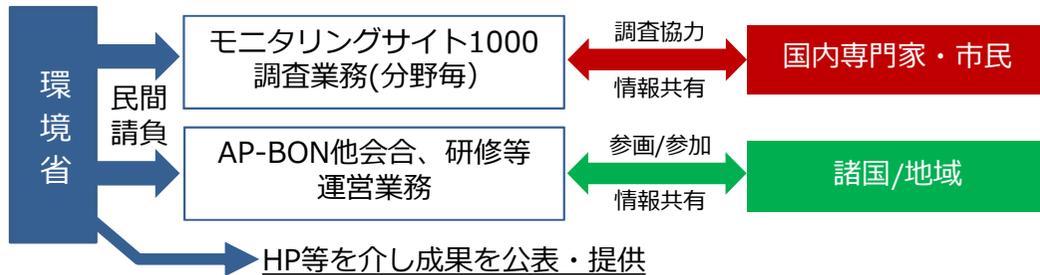
- ・生物多様性基本法において、生物多様性に関する調査実施及び体制整備、標本収集保存、情報提供並びに生物多様性保全のための技術協力その他国際協力の推進に必要な措置を講ずる旨が記載。
- ・生物多様性国家戦略2012-2020においても、我が国の代表的生態系の変化の把握、多様な主体の参画による調査体制を構築すべき旨が記載。
- ・CBD-COP10で採択された愛知目標達成の進捗評価、気候変動が生態系等にもたらす影響の把握及び評価の迅速化・精度向上や適応策の検討等に寄与する情報を集積・公表。

## 事業目的・概要等

## 事業概要

- (1) 重要生態系監視地域モニタリング推進事業 233 ( 231)  
→各生態系の調査サイトのモニタリング継続実施、データ解析等
- (2) 地球規模生物多様性モニタリング体制の構築 42 ( 43)  
→アジア太平洋地域生物多様性モニタリング体制構築支援（AP-BON）、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）推進等
- (3) 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブの推進 60 ( 61)  
→東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備・提供、能力向上支援等

## 事業スキーム



## 期待される効果

- [国内施策]
  - ・愛知目標達成に向けた進捗評価等生物多様性保全施策に活用
  - ・適応計画推進に必要な生態系情報を集積、提供
- [地球規模]
  - ・アジア太平洋地域の観測データ集積 ・IPBESの推進
  - ・GEOSS（全地球観測システム）への貢献
  - ・新興国/途上国における水際管理・生物分類等の能力向上

## 重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (モニタリングサイト1000)

【国内の生態系の変化を約1000サイトで継続監視】



・気候変動による生態系変化の監視を強化

## 地球規模生物多様性モニタリング体制の構築

アジア太平洋地域生物多様性  
モニタリング体制構築支援  
(AP-BON)

IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）への貢献



## 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブの推進 (ESABII)

【東・東南アジア15ヶ国/地域で協力、情報整理・共有】

各種研修の開発・実施  
・水際管理者 (CITES担当官等)  
・生物分類能力構築





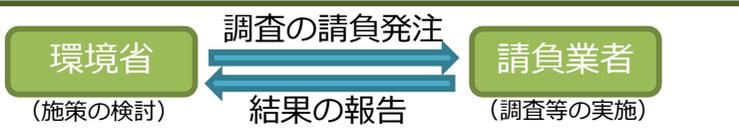
# 生物多様性国家戦略推進費

平成29年度要求額  
42百万円（38百万円）

## 背景・目的

平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成32年（2020年）に対象期間を終えることから、次期戦略の策定に向けた検討を開始するとともに、政府全体の適応計画に基づき、対応が求められる生物多様性分野の適応策をより具体化し、次期戦略に盛り込む。

## 事業スキーム



## 事業概要

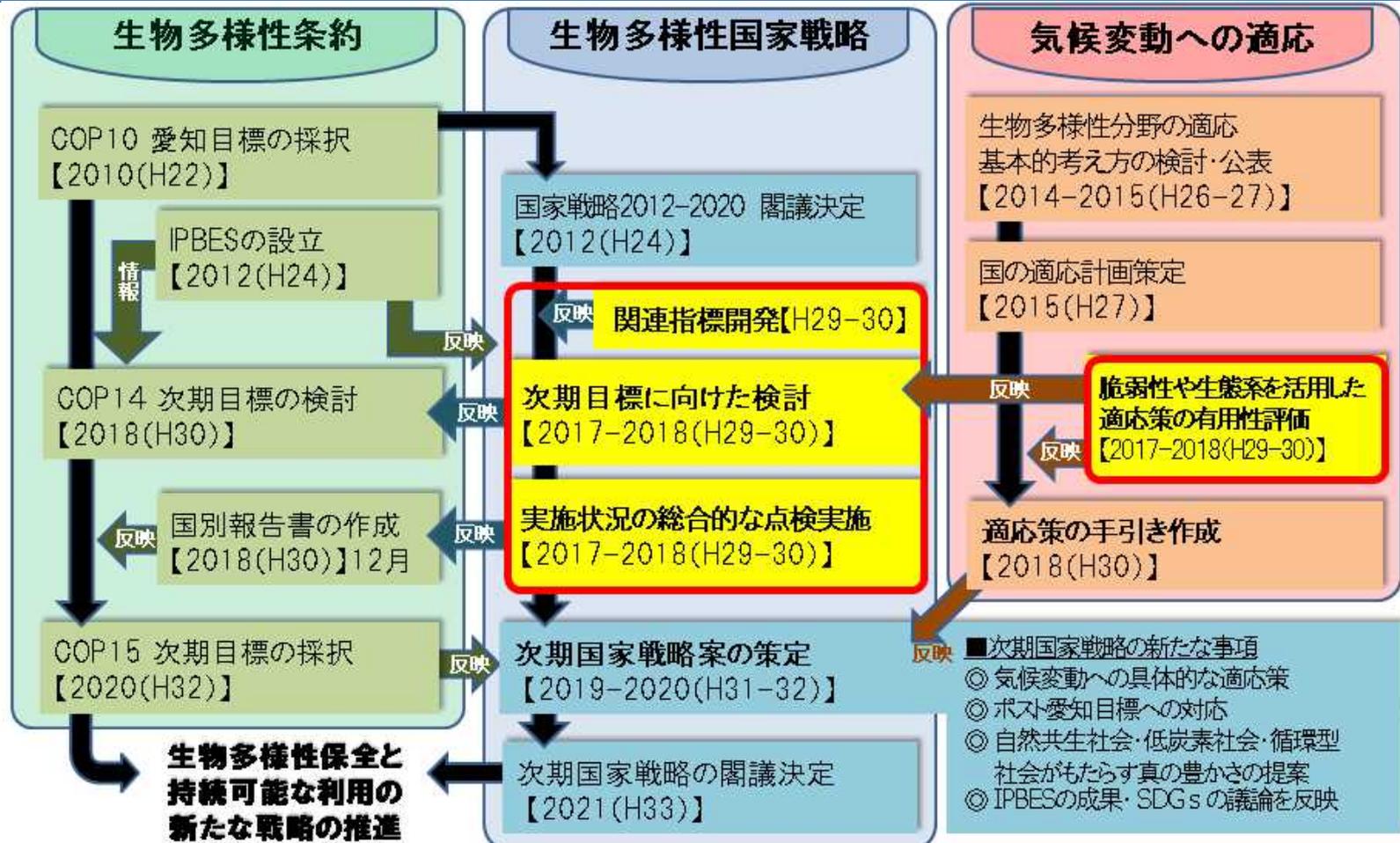
1. 国家戦略実施状況の点検・取組加速・年次報告用調査
2. 国家戦略に関する指標の開発
3. ポスト愛知目標・次期生物多様性国家戦略のコンセプトの策定
4. 生物多様性分野の適応の手引きの作成

## 期待される効果

- 生物多様性国家戦略に基づく取組の一層の充実・強化・加速
- 次期生物多様性国家戦略の方向性
- 生物多様性に関連する計画等への適応策の反映

## 事業目的・概要等

## イメージ



※赤枠はH29年度実施事業の該当部分。

※H29年度は、次期国家戦略の策定に向け、ポスト愛知目標検討、総合点検、関連指標の開発、適応ガイドラインの内容となる生態系を活用した適応の有用性評価等を行う。

- 次期国家戦略の新たな事項
- ◎ 気候変動への具体的な適応策
  - ◎ ポスト愛知目標への対応
  - ◎ 自然共生社会・低炭素社会・循環型社会がもたらす真の豊かさの提案
  - ◎ IPBESの成果・SDGsの議論を反映

生物多様性保全と持続可能な利用の新たな戦略の推進



## 事業目的・概要等

## 事業概要

- ①自然の恵みとのつながりを可視化し評価する手法の開発  
②資金や労力を確保するための方策検討、活動指針の策定  
③自然の恵みをひきつぐ国民運動
- ボトムアップによって取組を進める新たな仕組みの構築

## 期待される効果

- 生物多様性とそこから得られる恵みの次世代への継承
- 国土強靱化、健全な水循環の形成

## 背景・目的

- 我々のくらしは、自然の恵み（生態系サービス）によって支えられているが、人口減少や高齢化により、人と自然のつながりが希薄になり、これまでのきめ細やかな管理が困難になることにより、生態系が劣化し、全国民が享受する生態系サービスへの影響が懸念。
- 地域の自然資源のストック（自然資本）の持続的な管理手法とそれを支える仕組みを備えた「地域循環共生圏」を構築し、日本の豊かな生物多様性と、その恵みを持続的に次世代に継承していく「環境・生命文明社会」の実現を目指すもの。

## 事業スキーム



## 1. 自然の恵みをひきつぐ地域循環共生圏実現に向けた方策検討

## イメージ

(1)自然の恵みの評価手法の開発  
(H28-H30)



主要プログラムによる実証調査

①プログラムの効果の定量的評価→②プログラムの検証と評価手法の開発

8つの地域プログラム

|                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| 森林のメタボ解消・健全化プログラム      | 健康で心豊かな社会づくりプログラム    |
| 生態系を活用したしなやかな災害対策      | 鳥獣等から国土・国民生活を守るプログラム |
| 江戸前などの地域産食材再生のための環境づくり | 森里川海からの産業創造プログラム     |
| トキやコウノトリなどが舞う国土づくり     | 美しい日本の風景再生プログラム      |

効果と地域間でのつながりの見える化、生態系ごとのプログラムの組立・活用

3つの全国プログラム

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 森里川海の中で遊ぶ子どもの復活プログラム     | 森里川海の恵み見える化プログラム |
| 森里川海と繋がるライフスタイルへの転換プログラム |                  |



(2)資金や労力を確保するための方策検討・指針の策定 (H28-H30)

資金メカニズム、ナショナルトラスト、地域間連携、地域資源を活用した流通システム、人材育成や雇用の環境づくり等の事例の収集・分析及び、これらを実現するための研究開発の実施や活動指針の策定

(3)自然の恵みをひきつぐ国民運動 (H28-H31)

戦略的な広報活動、民間企業との連携、シンポジウムの開催等により  
(1)(2)の成果の情報発信、国民の気運醸成

## 2. 自然の恵みをひきつぐボトムアップ型の仕組みの構築 (H30-H31) 全国協議会及び地域ブロック会議の設置



## 背景・目的

世界遺産である小笠原諸島の西之島は、2013年の噴火に伴って南東沖に新たな陸地が誕生した。

不毛の地から生態系が形成されていく過程を観察できる千載一遇のチャンスとして、国内外から注目を集めている一方で、自然改変や外来生物の持ち込みなどにより、その価値が損ねられる危険性があることから、早急に適切な保護担保措置を行う必要がある。

このため、西之島において総合学術調査を実施し、当該地の生態系の価値を判断し、当該価値を守るために必要な保護担保措置について検討を行う。あわせて、生態系の変化を記録するための長期のモニタリング計画を策定する。

## 事業概要

### ○西之島における総合学術調査

自然環境に係る各分野の専門家による調査団を組織し総合学術調査を実施。あわせて、調査に係る計画や、調査後の分析評価、長期モニタリングに計画の策定等を行う学術検討会を実施。

### ○保護担保措置の検討に当たっての基礎的調査

保護区の必要面積に係る最新知見や事例収集、一般人の立ち入りの可能性やそのことによる生態系への影響に係る基礎的調査

## 事業スキーム

環境省

請負契約

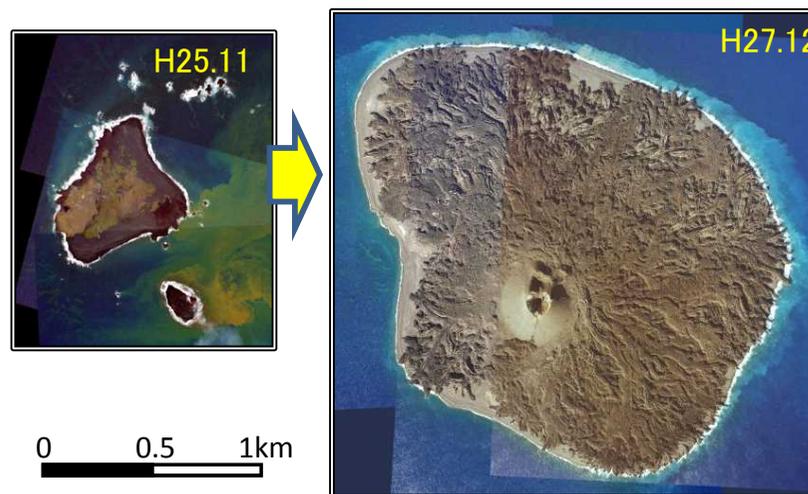
民間団体等  
(調査の実施)

## 期待される効果

- 拡大区域を含む西之島全域を保護区域に指定
- 世界自然遺産地域（小笠原諸島）への編入
- モニタリングサイトとしての厳正な管理

## 事業目的・概要等

### ○ 噴火により南東沖に新たな陸地が誕生

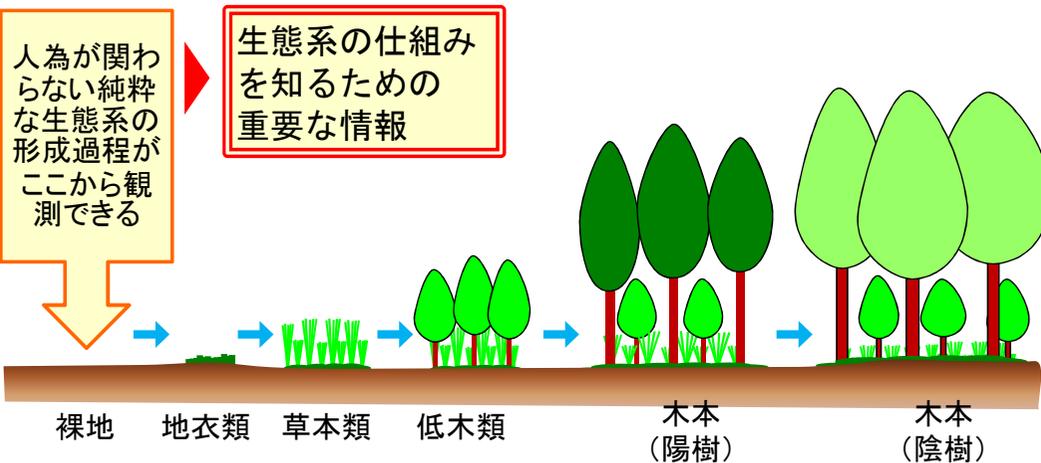


## イメージ

撮影：  
海上保安庁

出典：  
海上保安庁HP

### ○ 生態系形成過程を一から観測できるチャンス



### ○ 当該地の価値を損ねないように厳正な管理が必要

島外からの生物（種など）の持ち込み、土地の改変などにより、本来の自然遷移を再現できなくなる可能性。



行為制限などを含む保護担保措置が必要



# 国際希少野生動植物種流通管理対策費

平成29年度要求額  
42百万円（27百万円）

## 背景・目的

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の科学当局としての責務を担うため、必要な科学的知見の集積及び関係機関への情報の提供を行う。

また、平成25年度に改正された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」の附則に、施行後3年を経過した場合、新法の規定を検討すること、とあることを踏まえ、平成29年度通常国会に改正法案の提出を検討中。主たる改正内容としては、国際希少野生動植物の個体識別や登録票の更新制度の導入を想定していることから、登録データベースの改修、既登録データの電子化を行うもの。

## 事業概要

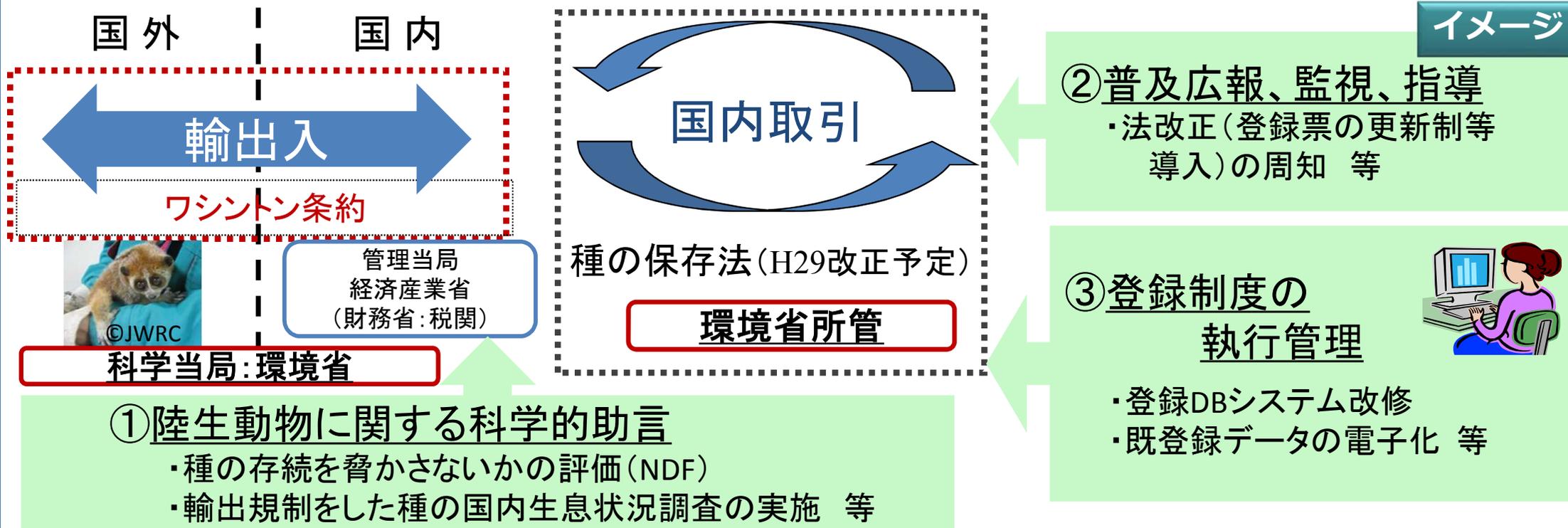
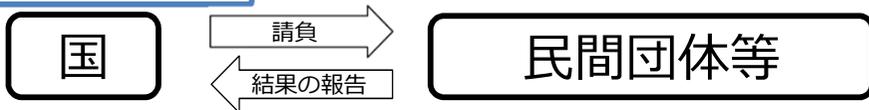
- ・ワシントン条約の科学当局としての責務を担うための条約関連情報の収集、NDF判断のためのデータの収集等
- ・種の保存法の流通管理を適正に行うための普及広報(法改正の周知)、立入検査の実施
- ・種の保存法の届出電子システムの運用。法改正による登録票の更新制・個体識別導入に向けた、登録データベースの改修、既登録データの電子化

## 事業目的・概要等

## 期待される効果

ワシントン条約の締約国としての責務を遂行するとともに種の保存法の改正後の施行準備を適切に実施することで、種の保存法に基づく国際希少野生動植物種の国内流通を適切に管理し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図る。

## 事業スキーム





# 自然再生活動推進費

平成29年度概算要求額  
9百万円（9百万円）

## 背景・目的

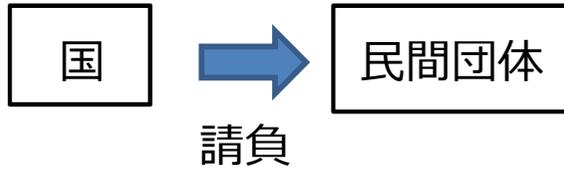
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、地域の自然再生の取組を促進し、自然と共生する社会の実現を図る。

## 事業概要

自然再生推進法に基づき、NPOや地域住民、行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生活動を全国的に推進するための取組を実施。

- (1) 自然再生専門家会議の運営等  
(自然再生協議会の技術的課題への支援)
- (2) 自然再生の推進に向けた具体的事例、課題解決策など取り纏め
- (3) 自然再生協議会の設立に向けた調査・課題解決策の検討・普及啓発

## 事業スキーム



## 期待される効果

自然再生の取組の継続的かつ円滑な推進により、自然と共生する社会の実現を図る。

## イメージ

- (1) 自然再生専門家会議の運営等  
(自然再生協議会の技術的課題への支援)

自然再生推進法第9条6項等に基づき、自然再生事業の実施者が作成した自然再生事業実施計画について助言を頂く機会を設ける。



- (2) 自然再生の推進に向けた具体的事例、課題解決策など取り纏め

自然再生事業を円滑かつ継続的に行うために、事例収集や課題解決策の検討を行う。



- (3) 自然再生協議会の設立に向けた調査・課題解決策の検討・普及啓発

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の数を増やすため、原因調査や自然再生全体構想の作成支援等を行う。



## 自然再生推進法（平成15年1月1日施行）

- ・ NPOや地域住民・関係行政機関など多様な主体が連携し、順応的な進め方により過去に損なわれた自然環境を取り戻し、自然と共生する社会の実現を図る。
- ・ 現在、全国25地区で法に基づく自然再生の取組を実施。



## 背景・目的

### 日本には世界の人々を魅了する豊かな自然が多数存在

国立公園等の自然や自然に根ざした地域の文化は、観光資源等として極めて高い価値を有している。

日本の自然を活かし、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化。

## 事業目的・概要等

## イメージ

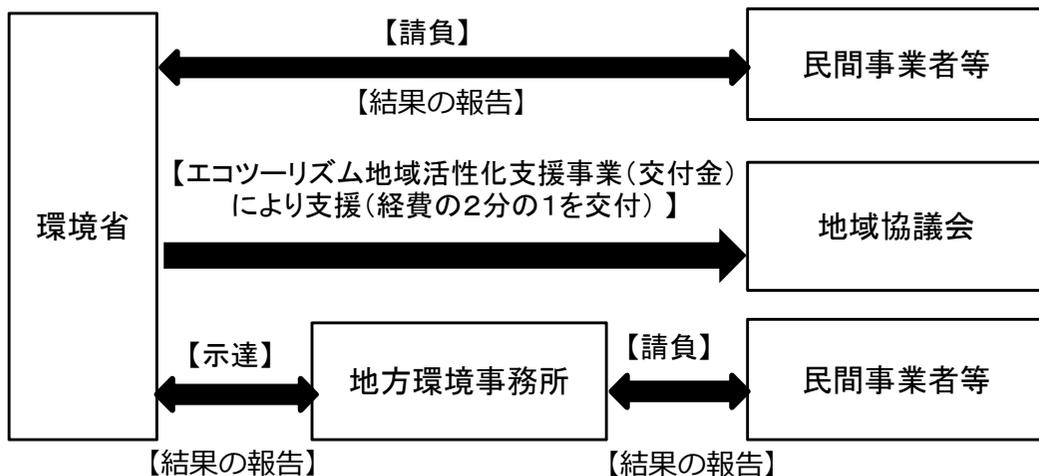


我が国は、観光資源等としてポテンシャルの高い豊かな自然を多数有する

## 事業概要

- ① エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制等における地域連携の強化と運営管理の抜本的向上
- ② 子どもの自然体験活動の推進体制強化
- ③ 国立公園等における質の高い保護管理

## 事業スキーム



## 期待される効果

国立公園等の自然資源を保全し、これを活かした地域づくりに寄与することで、地方経済の活性化や地方の雇用機会を創出する。

魅力をさらに引きだすプログラム等を実施

### ① 国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制強化や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



### ② 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。



### ③ 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



**国立公園等の利用者増による地域の活性化及び雇用機会創出**



## 事業目的・概要等

## 事業概要

- ① 国立公園におけるユニバーサルデザインの情報発信推進事業
- ② ユニバーサルツーリズムの推進のための人材養成

## 期待される効果

国立公園の魅力の向上により、国立公園利用者数の増加をはじめ、地域の観光振興・活性化に寄与する。

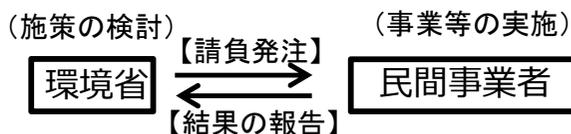
## イメージ

国立公園の魅力の向上により、国立公園利用者数の増加をはじめ、地域の観光振興・活性化に寄与

## 背景・目的

- 「『日本再興戦略』改訂2015」において、観光は経済再生のきわめて重要な柱と位置づけ。
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」を観光先進国に向けた3つの視点の1つに挙げ、高齢者、年少者や障がい者等が「旅する喜び」を味わえる環境整備の促進を言及。
- 環境省では、「国民公園・国立公園ユニバーサルデザインプロジェクト」を実施し、平成27年6月にとりまとめた。

## 事業スキーム



## 課題

情報発信の方法等が不十分

高齢者・障がい者へのおもてなしが不十分

## ① 国立公園におけるユニバーサルデザインの情報発信推進事業

- ・ 国立公園内利用拠点のサービス等、利用者の必要とする情報に関する調査
- ・ ICTを活用し、障がい者、高齢者、ベビーカー利用者等に対するアクセス情報や施設情報、施設内の表示等に関する情報発信を強化



## ② ユニバーサルツーリズムの推進のための人材養成

- ・ 国立公園のビジターセンターの職員等に対するユニバーサルマナーの研修の実施





# 国立公園満喫プロジェクト推進事業

平成29年度要求額  
500百万円（新規）

## 事業目的・概要等

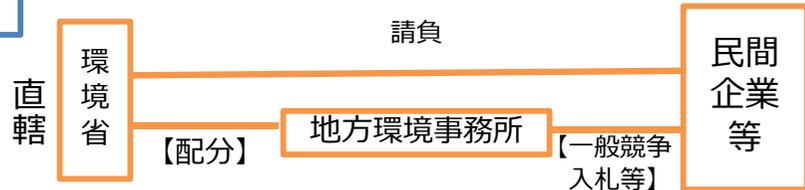
## 背景・目的

政府の新たな観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月）」において、国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化し、2020年までに、外国人国立公園利用者数を年間430万人から1000万人に増やすこととされた。これを受け、「国立公園満喫プロジェクト」として、まずは8箇所の国立公園で、「国立公園ステップアッププログラム2020（仮称）」を策定し、保護すべきところは保護しつつも、利用の大幅な拡大を図るための取組を推進する。

## 事業概要

プロジェクトの迅速かつ円滑な実施と国内外への積極的な情報発信を行うため、地域協議会における施策の取りまとめやフォローアップに必要な調査等を行うとともに、具体的な施策や事業の検討とその進捗管理及びフォローアップを行う。また、外国人向けツアーコンテンツの発掘・磨き上げ、ガイド等の人材育成や戦略的な情報発信、広報を行う。さらに、我が国の魅力的な観光資源である温泉を核として、多様な温泉利用推進モデルプラン（新型湯治プラン（仮））の構築を行う。

## 事業スキーム



## 期待される効果

- ・観光ビジョンに掲げられた外国人国立公園利用者数に関する数値目標（2020年までに1000万人に増やす）の達成を目指す。
- ・2020年までに、新型湯治プラン（仮）の策定・普及を行った温泉地については、宿泊者数を1.3倍に増やすことを目指す。

## イメージ

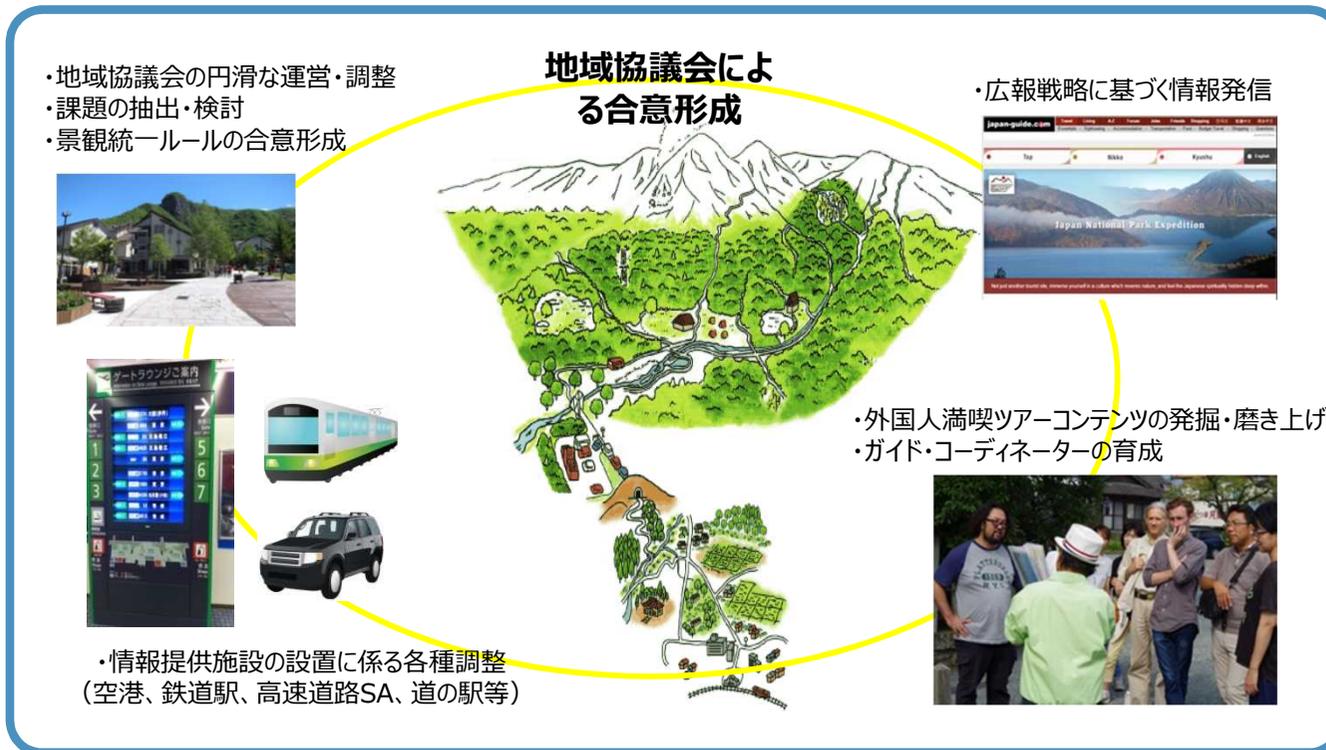
## 地域協議会による国立公園ステップアッププログラム2020の実施

## フォローアップ

- 国立公園ステップアッププログラム2020の進捗管理と評価、支援及び有識者、関係省庁等との連携

## 水平展開

- 8か所の国立公園における成果を全国の国立公園に水平展開



## 温泉地活性化



連動



## 背景・目的

### ◆動物愛護管理法

- 平成25年9月に施行された改正法附則において、必要な措置を講じることとされており、調査・検討が必要
- 改正法を受けて策定された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬・猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す
- 地震等の災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化

## 事業概要

- 動物愛護管理法附則等に基づく調査・検討等：請負
- 人と動物の共生する社会の実現推進事業：請負
- 災害時のペット受入れ体制強化推進事業等：請負

## 事業目的・概要等

## 期待される効果

- 改正法の附則に係る措置についての調査・検討の推進
- 犬猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等に向けた検討の推進
- 災害発生時における避難所でのペット受入れに関するトラブルを軽減し、適正飼養を実現

## 事業計画

## イメージ

### 動物愛護管理法附則等に基づく調査・検討等【89百万円】

- シンポジウム開催、パンフレット等による総合的な普及啓発
- 各種基準、ガイドライン等の作成
- 基本指針のフォローアップ調査
- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査

### 人と動物の共生する社会の実現推進事業【13百万円】

- 「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえ、犬猫の引取り数の削減、返還・譲渡の推進、殺処分率の削減
- モデル事業の実施及び結果評価、ガイドライン等の作成
  - 犬猫の適正飼養に関する普及啓発・教育活動

### 災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化推進事業【30百万円】

- 熊本地震の避難所におけるペット飼育の課題等を踏まえ、人口密集地における大型地震発生を想定したペット対策を実施
- 飼い主の適正飼養意識の向上、避難所等におけるペット飼育規定の充実
  - モデル事業の実施及び結果評価
  - 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂・フォローアップ





## 背景・目的

○近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている一方で、都道府県等の収容施設に引き取られる犬及び猫の数は、平成26年度に約15.1万頭となっており、そのうち約10.1万頭が殺処分されている。  
○平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法においては、都道府県等が引き取った犬猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者への返還や新たな飼い主への譲渡に努めるものとされた。

## 事業概要

○都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付。  
交付先：都道府県、政令市及び中核市  
補助率：1/2以内

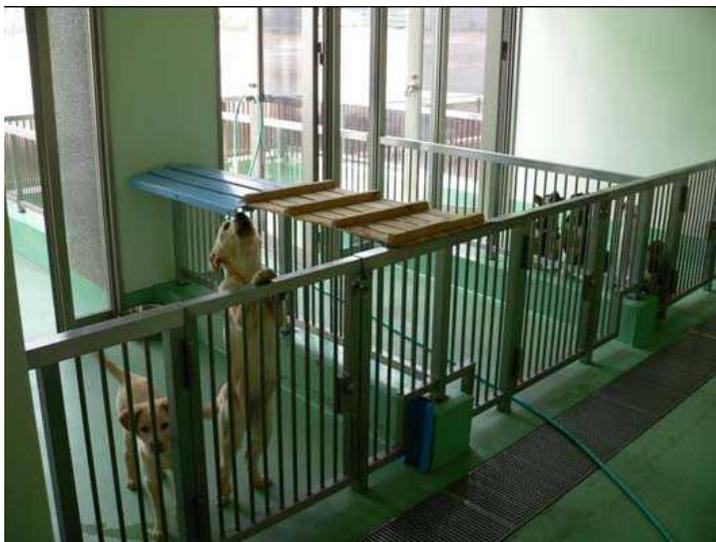
## 事業目的・概要等

### 効果

○動物愛護管理に関する基本指針では、平成35年度までに犬及び猫の引取り数10万頭を目指すこと、殺処分の更なる削減を目指すことを目標に掲げている。  
○犬及び猫の引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の普及活動とともに、収容後の譲渡機会の拡大が重要であり、そのためには、収容・譲渡施設の拡充・改善を図ることが不可欠である。  
○施設の改善を図ることにより、適正飼養の啓発の場の確保による引取り数の減、及び引き取った犬猫の収容期間の延長、返還・譲渡機会の増大が図られ、殺処分数、殺処分率の減少を図ることが出来る。

### ◇保管施設の新築・改築・改修

(動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等が必要)



### ◇譲渡のための専用スペースの設置 (改修を含む)

(譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等の実施会場)



## イメージ



# 特定野生生物保護対策費

平成29年度要求額 291百万円 (290百万円)  
 本省分 83百万円 (83百万円)  
 地方分 208百万円 (208百万円)

## 事業目的・概要等

### 事業概要

- ・種の絶滅を回避するために保護増殖を図る優先度が特に高い63種について、保護増殖事業を実施
- ・事業内容は対象種ごとに異なり、生息状況の調査、飼育繁殖、野生個体への給餌、保護のための普及啓発及び生息を脅かす要因の除去等である。

### 期待される効果

種の絶滅を防ぐとともに、次なる絶滅危惧種の保全に活用される保全技術等の科学的知見を集積する。

## イメージ

種の絶滅防止

保全技術等の科学的知見の集積

※各地域の主な取組事例

## 保護増殖事業 (49種)

### ■ ツシマヤマネコ (対馬)



再導入手法の検討、飼育繁殖、傷病救護、等

### ■ トキ (佐渡)



飼育繁殖、野生復帰 等

### ■ ライチョウ (H25より新規) (中部山岳、南アルプス等)



生息状況調査、減少要因の把握 等

### ■ イタセンパラ (中部、北陸、近畿)



外来種対策、飼育繁殖、密漁対策等

### ■ レブンアツモリソウ (北海道)



盗掘対策、ササ地刈払い効果の検証 等

## 背景・目的

種の絶滅を防ぐとともに、絶滅危惧種の保全に活用される保全技術等の科学的知見を集積するため、種の保存法に基づく国内希少野生動植物の指定、保護増殖事業計画の策定及び保護増殖事業の実施等を推進している。これらの取り組みを通じて、我が国の絶滅危惧種について、効果的かつ機動性の高い保全施策をより一層推進することが求められている。

## 事業スキーム

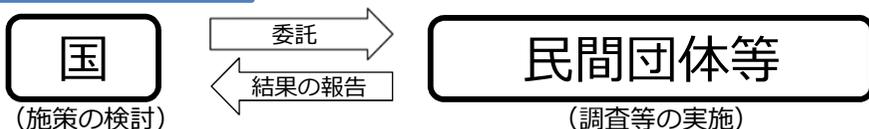




## 背景・目的

生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、絶滅危惧種保全の推進に向けた基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」が平成26年4月に策定された。本戦略に基づき、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定促進及び種の保存法の改正等の取組みを通じて、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存を図る。

## 事業スキーム



## 事業概要

- ・野生生物の現状を把握する基礎資料としてレッドリストの作成・更新
- ・種の特성에応じて法的に保護を担保する種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の追加指定の検討
- ・動植物園等における生息域外保全の支援

## 期待される効果

レッドリストの作成・更新、国内希少野生動植物種の指定拡大、種の保存法改正に伴う新制度の円滑な運用により、絶滅危惧種の保全をより一層推進。

## 事業目的・概要等

平成24年9月閣議決定  
「生物多様性国家戦略2012-2020」

絶滅危惧種の保全を国の重要な施策と位置づけ

平成25年の第183回国会  
種の保存法の改正法が可決

レッドリストの絶滅危惧種数(約3600)に対し、国内希少野生動植物種数(当時90種)は極めて不十分であるとの指摘。衆参両議院の附帯決議で2020年までに300種追加指定を求められた。

平成26年4月  
「絶滅のおそれのある種の保全戦略」

絶滅危惧種保全の促進を目指した施策を明記

- 陸レッドリスト・レッドデータブックの更新
- 2016年度に海洋生物のレッドリストを公表  
→レッドデータブックの作成検討、レッドリスト見直し検討  
→陸レッドリストとの整理検討

## イメージ



- 2020年までに新たに300種の指定  
2015年5月：41種、12月：4種、2016年3月：41種を追加指定で計175種残り214種の追加指定に向け、2016年度以降も40～50種指定予定

- 動植物園等における生息域外保全の推進  
実施方針検討、域外保全技術の検討・開発等





# 希少種保全のためのノネコ対策事業費

平成29年度要求額  
30百万円（20百万円）

## 背景・目的

近年、奄美大島・徳之島、やんばる地域、対馬、天売島等の島嶼部において、ノネコが国内希少野生動植物種であるアマミノクロウサギ、ヤンバルクイナ等を捕食する等により、深刻な被害を与えている。

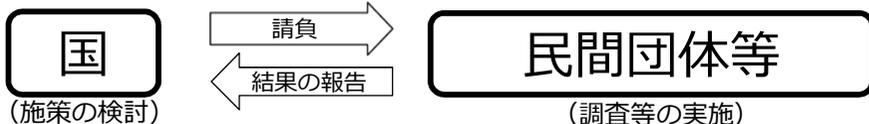
特に、世界自然遺産登録の準備を進めている奄美大島・徳之島においては、遺産価値を説明するために重要な種の存続を脅かしており、対策が急務となっている。

## 事業概要

- 対象地域 奄美大島、徳之島（世界自然遺産候補地）  
※当面緊急的な対策が必要な上記2地域で実施し、平成31年度以降は沖縄県やんばる地域、対馬等でも実施予定
- 事業内容
  - ・ノネコの生息状況調査
  - ・ノネコ捕獲 等

## 事業目的・概要等

## 事業スキーム



## 期待される効果

国内希少野生動植物等の生息域からノネコを排除することにより、国内希少野生動植物種の個体数を回復

## 国内希少野生動植物種



アマミノクロウサギ



ヤンバルクイナ

## ノネコによる捕食等



ノネコにくわえられたアマミノクロウサギ

該当する島嶼：  
奄美大島・徳之島、等

希少種の  
生息に  
重大な影響

## 事業内容



センサーカメラ



箱ワナ

## イメージ

アマミノクロウサギ等の  
個体数  
回復

## 背景・目的

生物多様性条約第10回締約国会議で決議された「愛知目標」では、2020年（平成32年）までに、「侵略的外来種とその定着経路を特定し、優先度の高い種を制御すること」等が掲げられ、各種法律の改正、計画の策定等を推進。

- 外来生物法の改正（H26年6月施行）**
  - ・ 特定外来生物の対象への交雑種の追加
  - ・ 輸入品等の検査、特定外来生物が付着している輸入品等の消毒命令 等
- 外来種被害防止行動計画（H27年3月）**
  - ・ 国、地方自治体など各主体の役割
  - ・ 対策の優先度の考え方 等
- 生態系被害防止外来種リスト（H27年3月）**
  - ・ 侵略的外来種の特定
- 海洋汚染防止法の改正（H26年6月公布、条約発効時施行）**
  - ・ バラスト水排出の規制、適切なリスクアセスメントこれら法律、計画等の確実な執行、適切な運用を進めていくことが必要。

## 事業目的・概要等

## イメージ

我が国の生態系に悪影響を及ぼす外来種への対応



## 事業概要

- 特定外来生物等の選定及び調査等**
  - ・ 専門家による特定外来生物選定の会合
  - ・ 大量飼養されている外来種の段階的規制のあり方の検討
- 愛知目標達成のための外来種対策強化にかかる調査・検討**
  - ・ 非意図的な導入対策にかかる調査・検討
  - ・ 早期発見体制の構築及び情報共有システムに関する検討
- 改正海洋汚染防止法の施行にかかる調査・検討**
  - ・ バラスト水に関するリスクアセスメント手法の検討

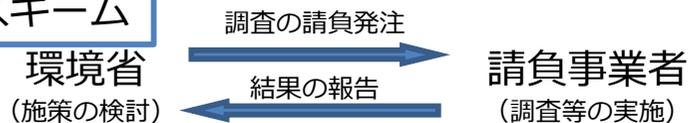
## 期待される効果

優先度を踏まえた  
特定外来生物の指定と  
計画的な規制等の実施

水際対策の強化など  
による改正外来生物  
法の効果的な運用等

我が国の生物多様性保全  
愛知目標の達成

## 事業スキーム



# 対策困難外来種防除計画策定調査費

平成29年度要求額  
40百万円(40百万円)

## 背景・目的

外来種の中には、日本中に蔓延し、対策が難しい外来種（対策困難外来種）がいる。「生態系被害防止外来種リスト（平成27年3月）」において、緊急対策外来種に位置づけた**アカミミガメ**は、全都道府県に800万匹が定着していると推計され、在来種・生態系等への悪影響を引き起こしている対策困難外来種であり、当該種の対策を検討する。



アカミミガメ

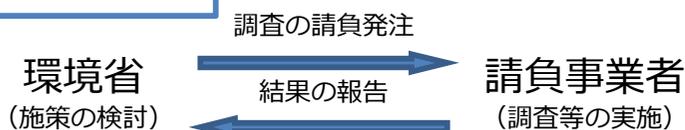
## 事業目的・概要等

## 事業概要

アカミミガメの対策の推進には、「**段階的な規制** →」、「**普及啓発等による遺棄の防止** →」、「**野外における防除及び防除後の管理** →」を総合的に実施することが重要である。

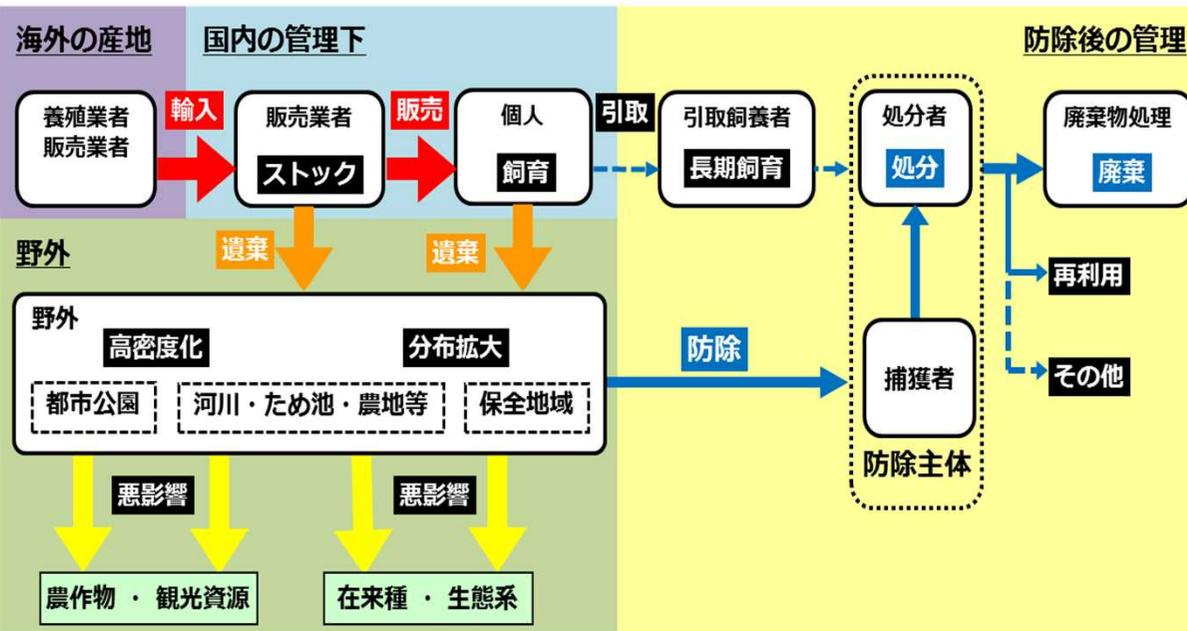
→の検討を中心に「**防除技術の確立**」、「**防除後の処分体制の構築**」等について、自然環境等の生息状況の区分毎のモデル事業を実施し、全国における防除の展開に向けた**全国計画を策定**する。

## 業務スキーム



## イメージ

《アカミミガメを取り巻く現在の状況》



国、地方自治体、市民団体等の役割分担に応じた対策困難外来種の防除の全国展開

## 期待される効果

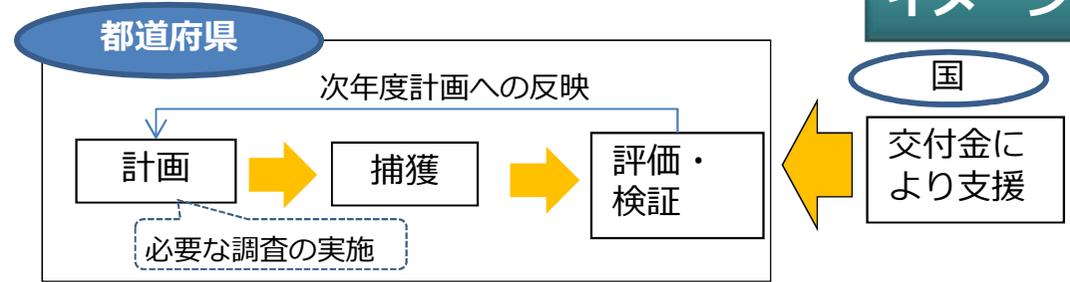
既に被害を受けている生態系を本来の生態系へと回復させ、我が国の生物多様性を保全する



# 指定管理鳥獣捕獲等事業費

平成29年度要求額  
1,500百万円（500百万円）

## イメージ



## 背景・目的

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化。
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表。
- 捕獲数の大幅な拡大を図るため、鳥獣法の改正により、創設した指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援。
- 27年度において、ニホンジカは現状（23年度）の捕獲率の2.5倍の捕獲数（70万頭）が必要な状況にあり、また、高密度地域が広範囲に及んでおり、更なる捕獲の強化が必要。



## 事業概要

- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県が実施する捕獲等を交付金により支援
- 対象鳥獣：指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）
- 対象者：指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

| 交付対象事業   | 交付割合   |
|--|--|
| ① 実施計画策定等事業  | ➤ 事業費5,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超えた分は事業費の1/2以内）  |
| ② 指定管理鳥獣捕獲等事業<br>ア 指定管理鳥獣捕獲等事業<br>イ ニホンジカ追加的捕獲重点管理事業 | ➤ アは、事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の2/3以内）<br>➤ イは、ニホンジカの捕獲を行う活動経費の一部を定額補助 |
| ③ 効果的捕獲促進事業  | ➤ 事業費10,000千円を上限とする定額補助  |
| ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成                                     | ➤ 事業費の一部を定額補助（ただし、定額を超えた分は事業費の1/2以内）   |

①、②イ、③の定額補助はH30までの時限措置

## 事業スキーム



## 期待される効果

- 都道府県による指定管理鳥獣の捕獲等を円滑かつ迅速に強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与する。

## 現状

- 指定管理鳥獣捕獲等事業は、市町村による捕獲が難しい奥山、鳥獣保護区、高標高地等の低密度地域における捕獲が中心のため、都道府県の捕獲目標は低く、また、捕獲数は低調。
- 一方、ニホンジカの高密度地域が拡大しているが、市町村や都道府県による捕獲が十分でない状況。

## 新たな課題

- ① 捕獲経験の少ない低密度地域における捕獲手法の確立。
- ② 急速に高密度地域が拡大しているニホンジカについて、集中的かつ広域的な個体群の管理を担う都道府県が、迅速に追加的な捕獲を行う等、重点的な管理の強化が必要

## 拡充

- 効果的捕獲促進事業
- 効率的捕獲モデル・技術開発タイプ
  - 市町村連携タイプ

## 新たな支援策

- ニホンジカ追加的捕獲重点管理事業
- 市町村による捕獲が十分でない高密度分布地域において、追加的に捕獲を進めるため、都道府県が委託した認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲活動経費を定額補助

ニホンジカ、イノシシの生息頭数の半減に向けた捕獲を加速化



# 国立公園満喫プロジェクト推進施設等整備費

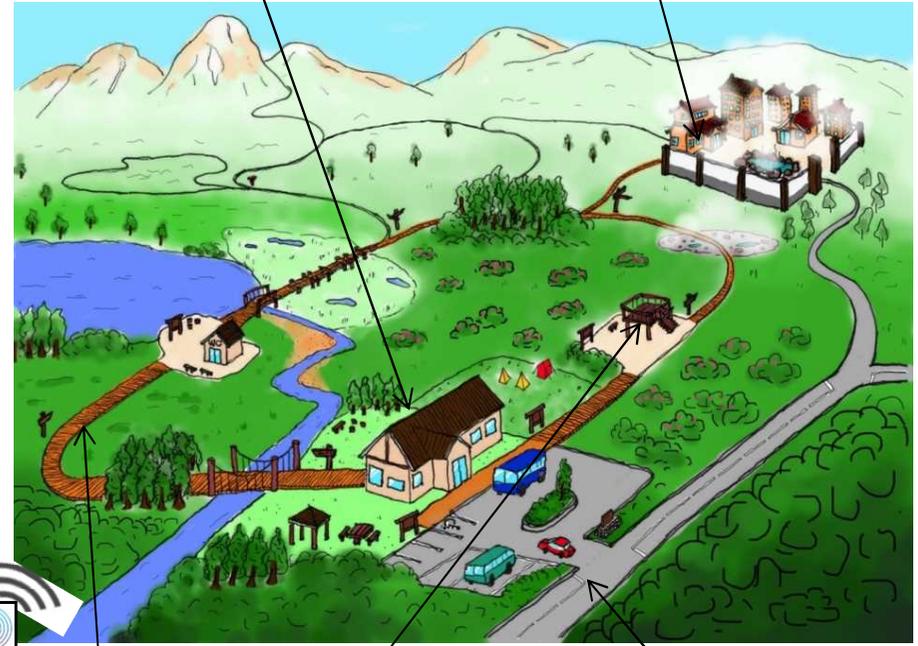
平成29年度要求額  
1,500百万円（新規）

## イメージ

### ビジターセンター等の再整備

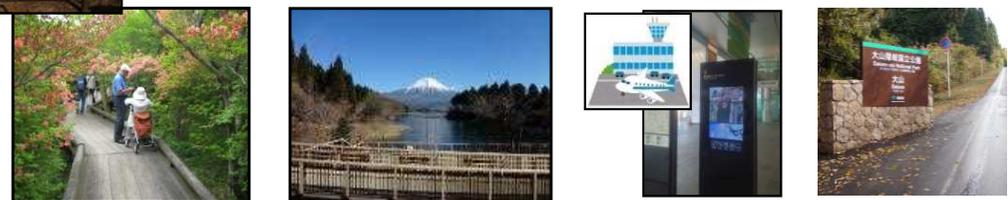


くつろぎ空間の創出      IT等を活用した情報提供      園地等の再整備と合わせた廃屋撤去



### ビューポイントの整備

### 国立公園への誘導



展望地や自然歩道の整備      誘導案内や入口標識の整備

## 事業目的・概要等

## 背景・目的

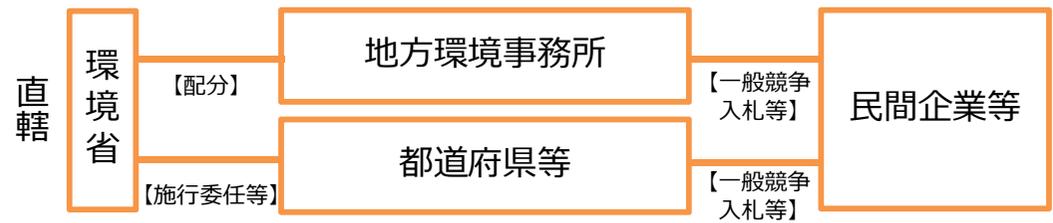
政府の新たな観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン構想（平成28年3月）」において、国立公園を「ナショナルパーク」としてブランド化することとされ、世界水準の先導的モデル候補となる国立公園を「国立公園満喫プロジェクト」実施箇所として、平成28年7月に8箇所選定した。当該公園において、インバウンド拡大に向けた取組を計画的、集中的に実施し、公園利用施設のインバウンド対応を促進する。

## 事業概要

大自然の中に身を置き、体感できるような施設整備として、IT等を活用した情報提供の実施や、ビジターセンターを利用者目線で作りかえるなど、訪日外国人が快適に滞在するための利用環境の整備を行う。

- ・国立公園への誘導
- ・ビューポイントの整備
- ・ビジターセンター等の再整備

## 事業スキーム



## 期待される効果

国立公園におけるインバウンド対応を促進することにより、最高の自然環境をツーリズムに開放し、地方創生に寄与する。



# 自然公園等事業費

平成29年度要求額  
8,114百万円（8,113百万円）

## イメージ

### 背景・目的

### 事業目的・概要等

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業並びに国民公園等の施設の整備・維持管理を行う。

### 事業概要

国立公園、国民公園等における施設整備や、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の支援及び、国が整備した施設や園地等の維持管理を行う。

- ・ 国立公園等整備費
- ・ 自然環境整備交付金
- ・ 自然公園等事業調査費
- ・ 国立公園等維持管理費
- ・ 営繕宿舍費

### 事業スキーム



### 期待される効果

自然公園等事業により、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。



【十和田八幡平国立公園】園地整備



【西表石垣国立公園】自然再生事業



【国指定浜甲子園鳥獣保護区】保全事業



【鳥海国定公園】木道整備



【皇居外苑】整備・維持管理



【東海自然歩道】登山道整備



# 外客受入施設等整備事業 (自然公園等事業費の一部)

平成29年度要求額  
8,114百万円の内数 (新規)

## イメージ

### 背景・目的

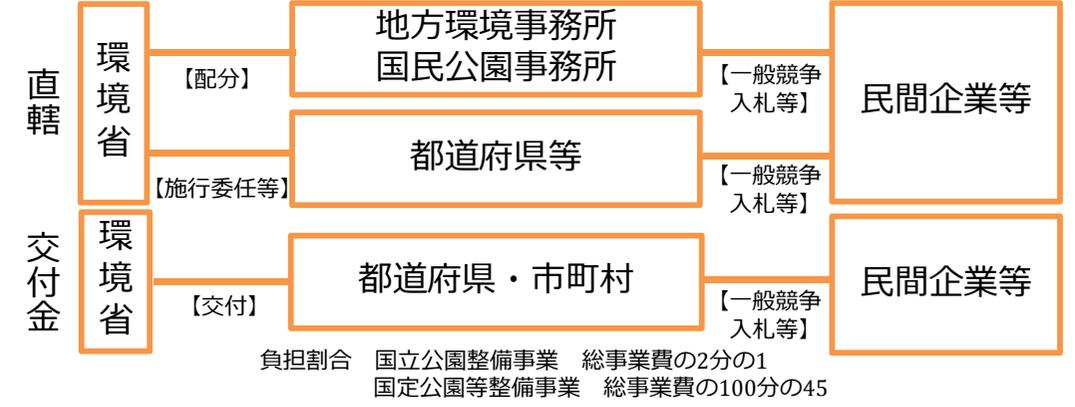
政府の新たな観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン構想 (平成28年3月)」のとりまとめを踏まえ、我が国を代表する自然景勝地である国立公園等において、豊富で多様な観光資源を磨き上げるとともに、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくなど、外客受入環境整備を早急に進める必要がある。

### 事業概要

訪日外国人を含め、子育て世代、高齢者、障がい者などあらゆる人が利用しやすい環境となるよう、公園利用施設等の多言語化やユニバーサルデザイン化に配慮した外客受入環境等の整備を集中的に行う。

- ・ 国民公園の外客受入施設等の整備
- ・ 国立公園・国定公園等の外客受入施設等の整備支援
- ・ 温泉地における滞在型利用環境整備支援
- ・ 利用者の安全確保のための火山防災対応

### 事業スキーム



### 期待される効果

外客受入環境等の整備により、自然を活かした観光資源の魅力を極め、地方創生に寄与する。

### 事業目的・概要等

#### 国民公園の外客受入施設等の整備



凹凸のある園路改修  
多言語標識の整備  
等

#### 国立公園・国定公園等の外客受入施設等の整備支援



分かりやすい標識の整備

快適な展望地や散策路の整備

#### 温泉地における滞在型利用環境整備支援



地獄めぐりなど  
周辺歩道・利用施設  
の整備

#### 国立公園維持管理



火山防災対応のため  
の避難計画策定  
等

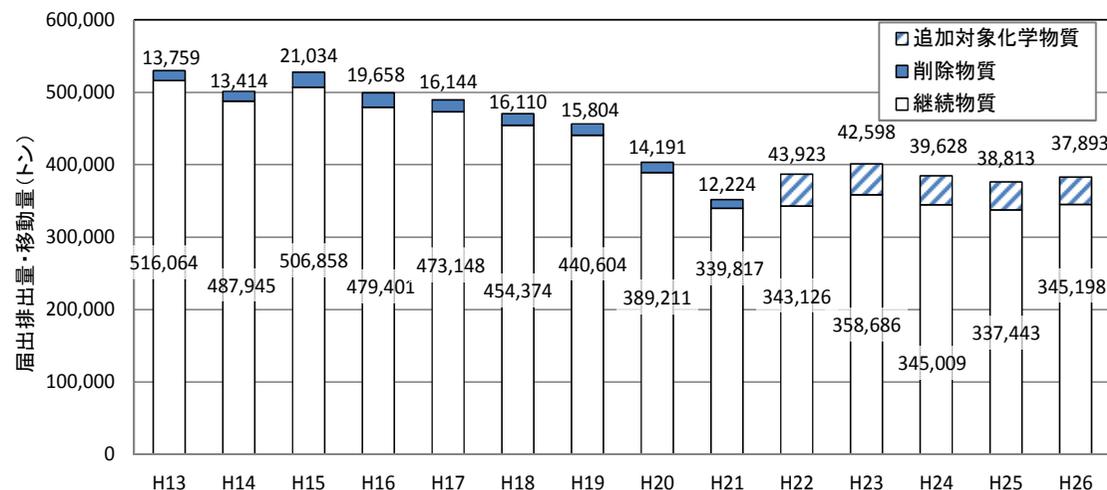


# PRTR制度運用・データ活用事業

平成29年度要求額  
202百万円 (130百万円)

## 背景・目的

- 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づくPRTR制度は、これまでの「規制的手法」に代わる「情報的手法」として、環境汚染の未然防止と事業者の自主的な化学物質管理の促進に効果を上げてきたが、制度の定着に伴い、一層の対策の推進が重要。
- 平成28年度より制度見直しに向けた検討経費を計上しているが、規制改革会議に登録されている規制見直し時期（平成30年）を踏まえ、検討を加速していく必要がある。
- WSSD2020目標の達成に加え、2020年オリンピック・パラリンピックの開催、2030・2040年代を見据えて必要な対策についても検討を行う。



【届出排出量・移動量の経年変化】

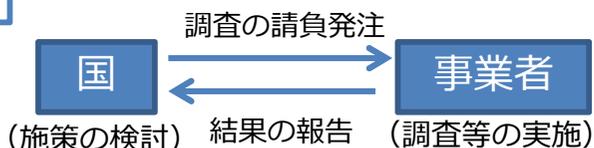
## 事業概要

### 化管法の制度見直しに関する検討

- 以下のような具体的な観点に着目し、制度見直しの検討を加速化する。  
【PRTR制度】 施行状況(正確性、自主管理の改善)・対象物質・対象事業者要件・届出事項・未届け事業者に対する対応・届出排出量等の把握手法・届出外排出量の推計手法・リスクコミュニケーション・多面的利用  
【SDS制度】 履行状況、GHSとの整合
- 検討には、国民・現場行政の期待、諸外国・地方公共団体の動向、事業者にとっての負担と便益等を考慮する。
- 検討結果のアウトプットとして、制度の改良に加え、共有情報の充実(分析法、応急措置等)により環境保全上の支障を未然に防止することも念頭に置く。
- 特に対象物質の見直しについては、候補物質や情報源の拡充の必要性を踏まえた選定の検討を行う。

※化管法の着実な運用に加え、届出事業者による算出方法の改善やPRTR届出の促進に向けた実態調査を行う。

## スキーム



## 期待される効果

- 平成32年（2020）年の施行を見据え、平成30（2018）年までに制度に係る必要な見直しを行い、WSSD 2020年目標の達成に貢献。



## 背景・目的

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で合意された目標（WSSD2020年目標）に向けて、工業用化学物質の安全性を緊急的に点検し、国民の暮らしの安心の基盤となる化学物質対策を実施する。また、平成21年の化審法改正時の附則に基づき、改正法施行5年目（平成28年4月）の見直しに向けた所要の検討を行う。さらに、WSSD2020年目標のための国際戦略（SAICM）に重点分野として位置づけられた途上国の能力向上のための支援について、環境大臣間で署名した環境協力の覚書に基づき現地での講習等を実施する。

## 事業概要

### ① 上市後化学物質のリスク評価の加速化等

既存の試験法では有害性評価が困難な物質について試験法の検討、複雑な組成からなる混合物（例：石油由来化合物等）の評価手法の検討等を実施することにより化審法に基づくリスク評価を加速化する。

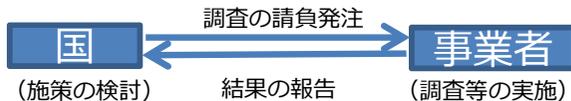
### ② 化学物質審査等の規制改革の推進

施行5年目の見直しに向けて化審法の施行状況を点検し、化学物質のリスクの最小化による安全・安心の一層の確保に向け、我が国の実態に則した具体的な措置を検討し、中央環境審議会等での審議に供する。その際、国民の安全・安心の確保のためのセーフティネット確立と、規制合理化や国際基準調和の推進による我が国事業者の競争力向上との両立を目指す。

### ③ アジア諸国の化学物質対策能力向上促進

我が国とインドネシア・ベトナムの環境大臣間の覚書に基づき、化学物質の製造規制・排出規制を含めた政策パッケージについて、我が国の知識・経験や手法を伝達して両国の能力向上に資するため、実務者を現地に派遣し、行政官等を対象に講習を行う。

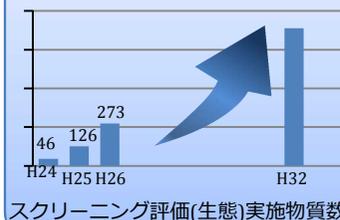
## 事業スキーム



## 期待される効果

・化審法に基づくリスク評価の加速化を実施し、リスクを低減すべき物質を特定する。

## 上市後化学物質のリスク評価の加速化等



### (1) 生態毒性試験困難物質の試験法検討事業

疎水性・難水溶性等の評価が困難な化学物質について、新たな毒性試験法を検討・確立。また、事業者向け説明会の開催により、事業者に生態毒性試験の実施を促す。

### (2) リスク評価単位グループ化検討事業

複雑な組成からなる混合物（石油由来化合物、界面活性剤等）などについて、海外での具体的な評価事例や既存の知見を収集し、生態毒性の評価手法を構築する。

## 化学物質審査等の規制改革の推進

### ○化学物質の用途・使用方法に応じた対策

・化学物質の用途や使用方法に応じた一層のリスク管理措置、情報伝達手法を検討・確立（例：環境への排出を抑制すべき物質に係る情報伝達など）

### ○化学物質含有製品への対策

・高懸念の化学物質を含む製品等のリスクの評価手法や規制手法を検討（化学物質を使用した製品の製造・使用・廃棄などライフサイクル全体を踏まえた対策の確立）

### ○新規化学物質審査制度の一層の合理化

・産業界からの合理化要望の是非・セーフティネットのあり方を検討  
〔H29年度からは、少量新規制度（全国・個社10トン以下）に加え低生産量新規制度（全国・個社10トン以下）も検討〕

### ○産業界のリスク評価・リスク管理の促進

・化学物質の取扱い・排出実態の把握、産業界のリスク評価・リスク管理促進のための具体的手法の検討、事業者用マニュアル等の整備、国による産業界の取組の評価手法等を検討

中央環境審議会等での審議結果を受けて、必要に応じて法改正や政省令改正及び各種規定の整備等による運用改善を行う。

## アジア諸国の化学物質対策能力向上促進

目的：現地での講習会等の開催等により、相手国の化学物質対策能力の向上を促進し、アジアにおける適正な化学物質対策の実現を図る。

### 講習の主な議題：

- －当該国における化学物質対策の現状と課題
- －化学物質対策に関する日本の知識と経験
- －化学物質のリスク評価手法

講習開催実績：ベトナム（H23～ 5回開催）

インドネシア（H26～ 2回開催）

講習参加者：相手国政府の関係各部署、地方自治体、その他行政関係者





## 背景・目的

難分解性、高蓄積性等の性質を持つPCB等の残留性有機汚染物質（POPs）による地球規模の汚染を防止し、POPsによる環境リスクの低減を図るために制定された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」では、国内及び国際的な環境実態を監視すること（第11条）を締約国に義務付けており、締約国会議は、調査結果を活用した条約の対策面での有効性の評価を行っている（第16条）。

我が国は2002年にPOPs条約に締結しており、適切に条約を遵守し、条約の有効性/効果の監視のための取組を進める必要がある。

## 事業スキーム

支出予定先：民間団体等

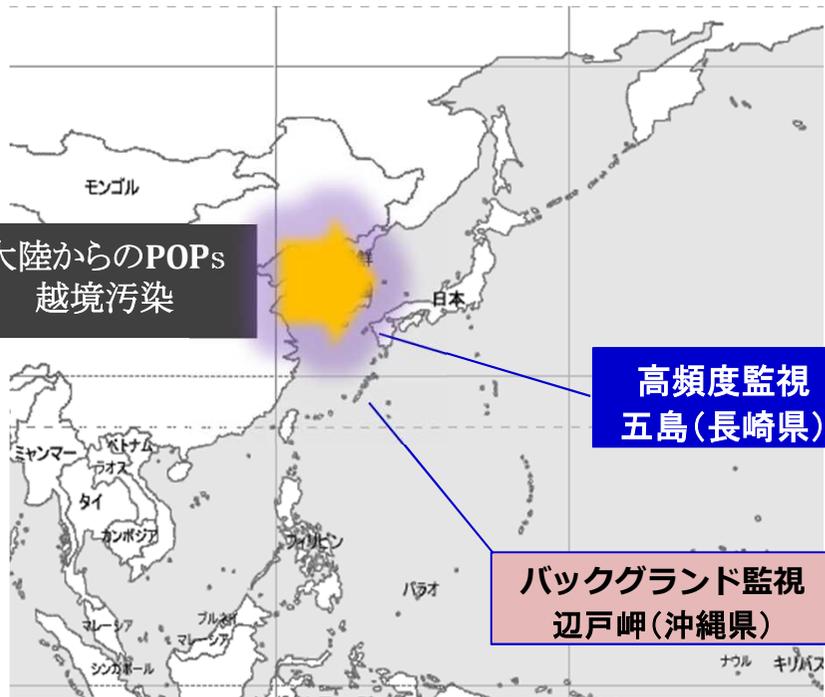
## 事業概要

- POPs条約に基づく国内POPs残留状況の監視
  - 全国規模での大気、水質、底質、生物等のPOPsモニタリング調査
  - 東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬（沖縄）での高頻度監視
- POPsの越境汚染に係る高頻度監視
  - 五島（長崎県）において、越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度監視

## 期待される効果

国内及び国際的な環境実態を監視することとしたPOPs条約第11条に係る義務を適切に履行する。また、得られた情報をPOPs条約第16条の条約の有効性評価に役立てる。

## 事業目的・概要等



## ● POPs条約対象物質の変遷

|       |                |                 |
|-------|----------------|-----------------|
| 平成14年 | 我が国の締結時        | 12物質群           |
| 平成21年 | 第4回締約国会議（COP4） | → 9物質群追加        |
| 平成23年 | 第5回締約国会議（COP5） | → 1物質群追加        |
| 平成25年 | 第6回締約国会議（COP6） | → 1物質群追加        |
| 平成27年 | 第7回締約国会議（COP7） | → 3物質群追加（下表赤文字） |

## 条約対象物質（26物質群）

アルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、ディルドリン、DDT、クロルデン、PCB、トキサフェン、マイレックス、PCDDs、PCDFs、クロルデコン、リンデン、 $\alpha$ -HCH、 $\beta$ -HCH、テトラ・ペンタプロモジフェニルエーテル、ヘキサ・ヘプタプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモビフェニル、PFOS及びその塩・PFOSF、ペンタクロロベンゼン、エンドスルファン、ヘキサプロモシクロドデカン、ポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類

## イメージ

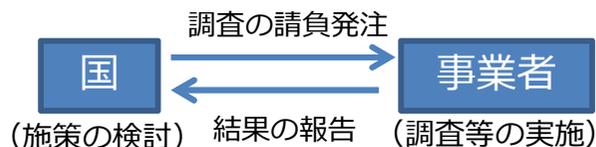


## 背景・目的

\*Strategic Approach to International Chemicals Management : 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ

- 2002年9月、持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)で定められた実施計画において、**2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への著しい悪影響を最小化することを目指すとの目標(WSSD 2020年目標)**を設定。
- 2006年2月、第1回国際化学物質管理会議(ICCM1)がドバイで開催され、WSSD 2020年目標達成のための方途としてサイカム<sup>サイカム</sup>を採択。2012年9月「化学物質と環境に関する政策対話」での議論を踏まえ、化学物質対策に関する我が国の今後の戦略を示すものとして、環境省が関係各省の施策を取りまとめ、政府として「SAICM国内実施計画」を策定。
- 2016年中に整理される第四次環境基本計画の点検結果を踏まえ、**2017年度に行われる予定の第五次環境基本計画改定の内容について検討を行う(SAICM国内実施計画についても必要に応じて改定を行う。)**。

## 事業スキーム



## 事業概要

### ○環境基本計画及びSAICM国内実施計画の推進

化学物質対策の基本となる計画の点検結果を踏まえつつ環境省が、関係各省と協議し、計画の見直しに向けた検討を進める。

### ○諸外国の動向に関する調査

各国及び国際機関における化学物質制度や、ポスト2020年目標に関する動向等を調査する。

### ○「化学物質と環境に関する政策対話」の実施

市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の化学物質に関係する多様な主体が参加し、化学物質と環境に関する政策に係る合意形成を目指す。

### H29年度

### 第五次環境基本計画に向けた検討

- ・平成28年度の第四次環境基本計画の点検を踏まえ、第五次環境基本計画について検討。環境側面からの化学物質対策の包括性の向上を目指す。
- ・その他、各制度の連携やライフサイクル全体の管理、調査・研究、モニタリングの推進等について、事例に加え、**海外の取組状況**を参考に検討を進める。

## 期待される効果

- 化学物質リスクの最小化を目指すWSSD2020年目標の達成
- 2020年以降の国際的<sup>サイカム</sup>化学物質管理に関する枠組み構築への貢献



# 水銀に関する水俣条約実施推進事業

平成29年度要求額  
319百万円（260百万円）

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

- 水銀に関する水俣条約（水俣条約）の発効を見据え、国内における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく関連施策の適切な運用を図る。
- 水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、条約に規定されるガイダンス、有効性評価に資するモニタリングデータ等の水俣条約の運用体制の整備支援をするとともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援を行う。

### 事業概要

#### ○水俣条約の発効に向けた国内体制の整備

水俣条約発効時からの水銀汚染防止法の本格施行を見込み、制度周知、実施状況のフォロー等を関係者と協力して実施、同法関連施策の適格な運用を図る。また、平成29年夏頃に開催が見込まれる第1回締約国会議で採択が予定されているガイドライン等を踏まえ、国内施策の検討を行う。

#### ○水俣条約運用体制の整備支援

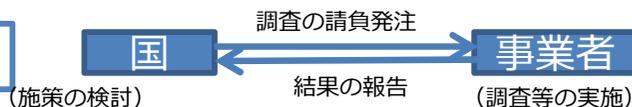
- 条約交渉において、水銀対策先進国としての立場を活かして、国際的なルール作りを主導。 例：世界モニタリング計画の策定支援
- 条約の確実な実施を進めるため、評価に必要となるモニタリングデータ等の整備を進める。 例：大気モニタリングの継続、毛髪水銀データベースの整備

#### ○我が国水銀対策手法の国際展開

- 水銀マイナスプログラムに基づき、途上国の水銀対策ニーズ調査結果をもとに、我が国の技術、知見を活用した途上国を支援を実施。その際には米国等の関係国・機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

例：GEF資金を活用したアジア地域における水銀モニタリング能力強化、JCM, JICA等の資金メカニズムを活用した協カプロジェクトの形成推進

### 事業スキーム



### 期待される効果

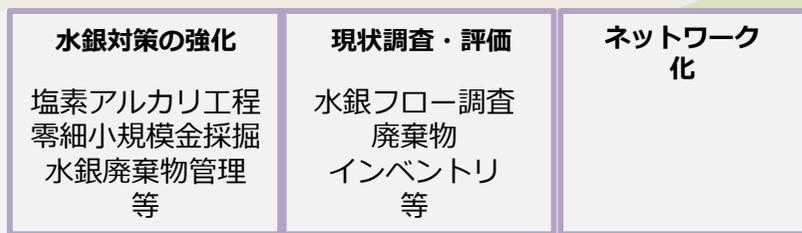
国内外の水銀対策を推進しグローバルな「マーキュリー・ミニマム」の環境の構築に貢献

### 水銀マイナスプログラム

### 国際的な水銀対策の強化に向けたリーダーシップの発揮

協働してモニタリングを支援

### 日米政策対話



環境省

GEF

米国

実施機関

アジア太平洋  
地域ネットワーク

ホスト機関

ネットワークの拡張

途上国の適切な条約  
履行を支援

ネットワークホスト機関  
の機能整備

参加国

参加国

参加国

参加国

参加途上国の  
能力強化



背景・目的

茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシ  
ン酸）による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が発生したが、  
当該物質の人への影響等については、十分な科学的知見に乏しく、  
かつ、早急な対策が求められている。

事業概要

有機ヒ素化合物汚染井戸飲用住宅への居住要件を満たし、毛髪・  
爪検査等によりばく露が確認された者※に対し、健康診査を行うとと  
もに、医療費等を給付する。  
※専門家による検討会（環境省）の審査を経て確認

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

治療を通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もって  
その健康不安等を解消する。

イメージ

|  |           |   |
|--|-----------|---|
| 医療手帳の交付  |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費（※自己負担分を公費負担）</li> <li>・療養手当（通院：月1.5万円、入院：月2.5万円（※併給なし））</li> <li>・健康診査（年1回）（※公費負担）</li> </ul> |
| 特に汚染の著しい井戸水の飲<br>用者  | 入院歴<br>なし | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理調査費用（月2万円）</li> <li>・健康管理調査協力金（初年度当初30万円）</li> </ul>  |
| →健康管理調査の実施（健康状態<br>等に係る報告票の提出による調査を<br>実施、病歴、治療歴等の調査を初年<br>度に実施） | 入院歴<br>あり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理調査費用（月2万円）</li> <li>・健康管理調査協力金（初年度当初70万円）</li> </ul>  |
| 小児期にばく露され、相当程度の精神発<br>達への影響がみられた者                                |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神発達調査費用（月5万円）</li> </ul>   |
| ※平成23年度～<br>→精神発達調査の実施（精神発達等に係る報<br>告票の提出等による調査を実施）              |           |   |
| 小児支援体制整備事業の実施  |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の成長過程に応じた支援体制を整備す<br/>るため、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点<br/>から、支援の実施について調整を行う</li> </ul>                |
| ※平成20年度～<br>（医療手帳の交付を受けた15歳以下の者のうち、親権<br>者等からの申請があった者を対象）        |           |   |

- ◇申請受付開始日：平成15年6月30日
- ◇対象者数等：医療手帳対象者148名（累計157名）  
うち健康管理調査対象者29名  
（※平成28年5月1日現在）
- ◇事業見直し等
  - ・平成18年6月7日  
平成18年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、当初3  
年間実施とされていた健康管理調査の継続を決定
  - ・平成20年5月22日  
平成20年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成  
20年7月以降も事業を継続することを決定
  - ・平成23年6月23日  
平成23年度第2回臨床検討会での意見を踏まえ、平成  
23年7月以降も事業を継続するとともに、小児期にばく  
露され、相当程度の精神発達への影響がみられた者に  
対し、精神発達調査を実施することを決定
  - ・平成26年6月  
平成26年度第1回臨床検討会での意見を踏まえ、平成  
26年7月以降も事業を継続することを決定
  - ・平成29年6月  
緊急措置事業見直し予定

申請者数：565名  
棄却者数：408名  
分析調査中等：0名



# 環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査）

平成29年度要求額  
193百万円（192百万円）

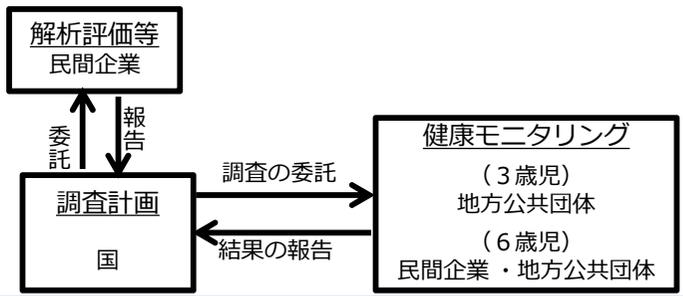
## 背景・目的

環境保健サーベイランス調査は、昭和63年の公害健康被害補償法改正（第一種地域指定解除）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施している。

## 事業概要

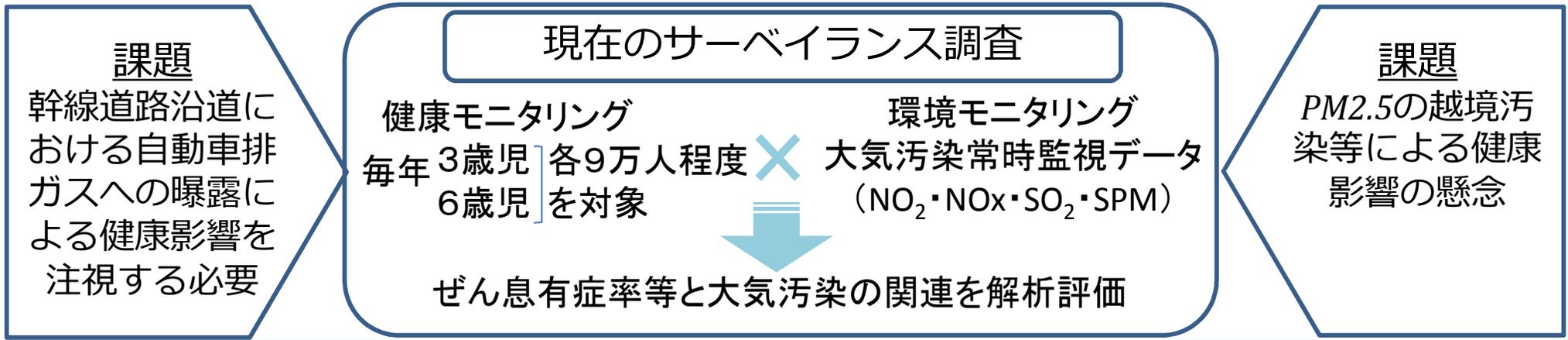
地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察する。また、近年の大気汚染の状況や局地的大気汚染に関する科学的知見等を考慮して本調査の改善を行い、大気汚染と健康状態の観察の更なる充実を図る。

## 事業スキーム



## 期待される効果

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察することで、必要に応じて所要の措置を早期に講ずることができる。また、局地的大気汚染の考慮及び大気汚染指標としてPM2.5等を追加することで、本調査によるより効果的な監視体制の充実を図ることができる。



- 【サーベイランス調査充実のための検討】**
- ◆ そらプロジェクト(局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査)の知見を活用し、局地的大気汚染を考慮した濃度推計モデルを検討
  - ◆ PM2.5等の評価も追加するため推計濃度の算出方法等を検討

地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係の定期的・継続的な監視体制の充実



## 背景・目的

平成21年7月に成立し、公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。

また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

## 事業概要

### 1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

- (1) 水俣病被害者等医療費等支給事業
- (2) 水俣病被害者等手当支給等事業
- (3) 健康管理事業

### 2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及びもやい直し・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

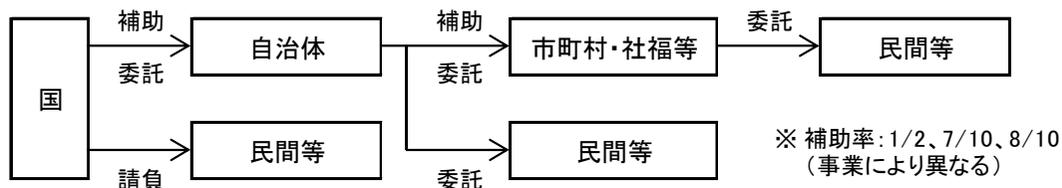
- (1) 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- (2) 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- (3) 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- (4) 水俣病問題の環境学習を推進する事業
- (5) 環境と経済が一体となった新しい地域づくり推進事業（「環境首都水俣」創造事業）

### 3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- (1) 公害医療研究事業
- (2) 水俣病検診機器整備事業
- (3) 水俣病国際貢献推進事業

## 事業スキーム



## 期待される効果

すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。

## ○平成29年度に取り組む主な事業

### 1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業

水俣病患者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進

- ・リハビリテーション事業の推進
- ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）



### 2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業

水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進

- ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
- ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）



### 3. 環境首都水俣創造事業

地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進

- ・護岸道路整備に伴う渚造成等整備
- ・水俣環境アカデミアの活動支援





## 背景・目的

石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（平成18年1月）  
「石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めること。」

石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）（平成23年6月）  
「健康管理によるメリットが、放射線被曝によるデメリットを上回るような、より効果的・効率的な健康管理の在り方を引き続いて検討・実施するべきである。」

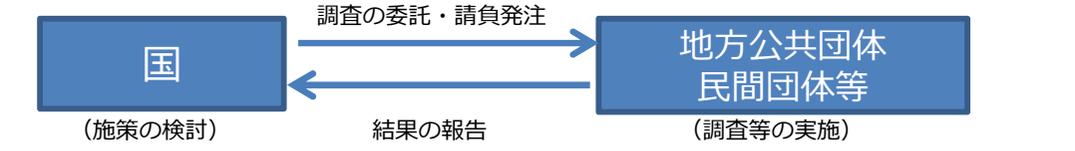
第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について（石綿の健康影響に関する検討会）（平成28年3月）  
「健康管理を行うに当たっては、健康管理による不安減少等のメリットと検査に伴う放射線被ばくのデメリットを踏まえて、放射線画像検査のみならず健康相談等を組み合わせて、効果的・効率的な健康管理の在り方を検討する必要がある。」

## 事業概要

（対象者）  
かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域の住民  
（実施項目※）  
石綿ばく露状況の聴取、石綿ばく露の評価、保健指導 等

※肺がん検診等で実施する胸部X線検査の画像を活用する等、可能な限り、既存の検診事業と一体的に実施  
※対象者の選定、検査頻度の適正化等により、放射線被ばくの影響を可能な限り低減

## 事業スキーム

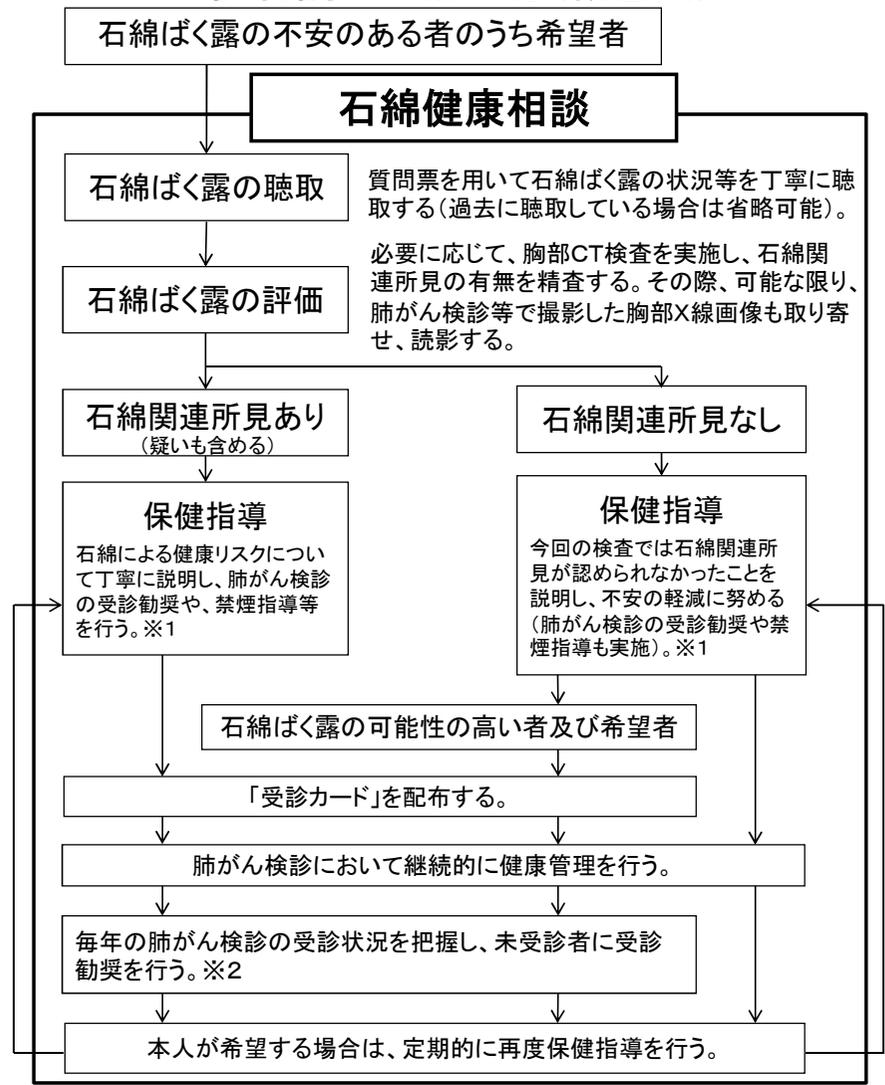


## 期待される効果

- 効果的・効率的な健康管理による
- 石綿ばく露地域の住民の不安の解消
- 石綿関連疾患の早期発見・早期治療
- 石綿健康被害救済制度による早期の救済・支援

## 事業目的・概要等

## 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進め方(概念図)



※1 精密検査の必要があると判断された場合は、医療機関を受診するよう指導する。  
※2 調査対象者が希望する場合には、リスク等を説明の上で年1回に限り胸部CT検査を実施できる。



# 税制全体のグリーン化推進検討経費

平成29年度要求額  
26百万円（26百万円）

## 背景・目的

- 低炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策のための税といった環境の視点を組み込んだ各種税制措置が講じられているところ。
- これらの環境関連税制等については、第四次環境基本計画や地球温暖化対策計画において、税制全体のグリーン化を推進するため、その環境効果等について調査・分析を行うこととされている。

## 事業概要

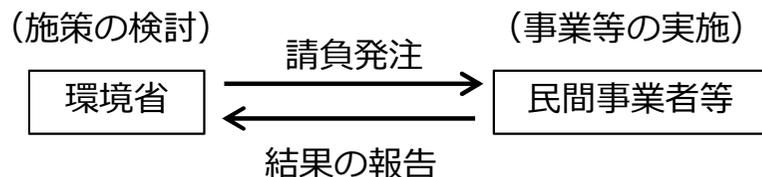
- ①地球温暖化対策のための税を始めとする炭素税の環境効果等の分析
- ②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析
- ③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

## 事業目的・概要等

## 期待される効果

エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等を中心に、広くそれらを与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行うことで、我が国の税制全体のグリーン化を推進する。

## 事業スキーム



## イメージ

### ①地球温暖化対策のための税を始めとする炭素税の環境効果等の分析

- 地球温暖化対策のための税のCO2削減効果や経済への影響について経済モデル分析の実施
- 諸外国における炭素税の最新動向・効果・影響に関する調査の実施

### ②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析

- 車体への課税制度による環境負荷削減効果（CO2、NOX等）・経済影響に関する経済モデル分析の実施
- 諸外国における車体課税のグリーン化の最新動向・効果・影響に関する調査の実施

### ③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

- 環境関連税制等について、環境効果等の分析や制度設計に係る有識者検討会・ヒアリング、諸外国における導入事例調査等の実施
- 税制全体のグリーン化による経済成長・雇用・イノベーション効果に関する調査の実施



**我が国の  
税制全体の  
グリーン化  
を推進**



# ESG投資など環境金融の充実・強化

平成29年度要求額  
4,868百万円 (4,068百万円)

## 背景・目的

温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、必要な温室効果ガス削減対策に的確に民間資金が供給されることが必要である。また、世界的にも機関投資家が企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きが急速に拡大している。このため、金融を通じて環境への配慮に適切なインセンティブを与え、グリーン経済を形成していくための取組を進める。

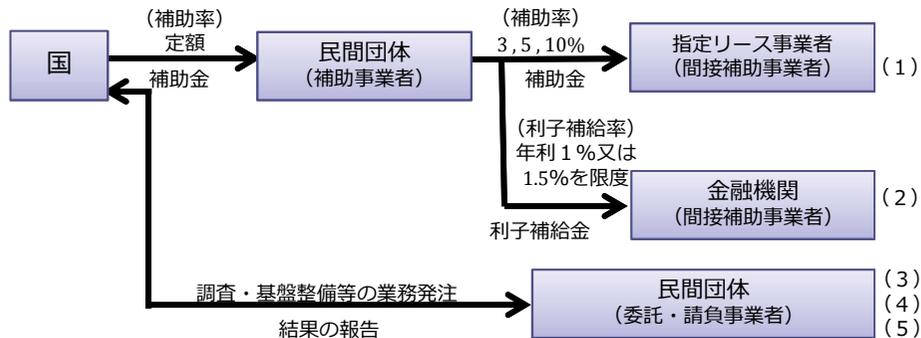
## 事業概要

金融を通じて環境配慮のインセンティブを与えるため、以下の事業を実施。

- (1) エコリース促進事業 2,500百万円 (1,800百万円)
- (2) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業 2,070百万円 (2,070百万円)
- (3) グリーンボンドの普及及び市場関係者による環境情報を活用した取組の支援 82百万円 (48百万円)
- (4) ESG情報を活用した対話促進トライアル 170百万円 (120百万円)
- (5) 環境報告ガイドラインの改訂に向けた検討等 46百万円 (29百万円)

## 事業目的・概要等

## 事業スキーム



## 期待される効果

金融の仕組みを活用して、環境経営度の高い企業の資金調達コストや企業再エネ・省エネをはじめとした環境事業に取り組む場合の資金調達コストの低減を図る。これにより、企業がより環境経営度を高め、又は再エネ・省エネをはじめとした環境事業により積極的に取組むインセンティブを与え、もって、経済・社会の脱炭素化に資する。

## イメージ

金融 = 経済の血流

環境負荷の低減に直接的に資する投融資

環境配慮の取組を評価・支援する投融資

環境分野への投融資が加速

再エネへの投資の促進

グリーン経済への転換

ESG投資、環境配慮型融資の促進



## 背景・目的

平成26年11月に「ESDに関するユネスコ世界会議」が日本で開催され、「国連ESDの10年」の後継プログラムであるグローバル・アクション・プログラム（GAP）が正式に開始され、今後もESDの取組を推進していくことが確認された。また、北川前環境副大臣を座長とした有識者からなる懇談会において、地域特性に応じた「人材育成」や「教材・プログラムの作成」、成果を共有するための「連携・ネットワーク体制の構築」が必要との報告がなされたところ。

## 事業概要

### 1. ESD活動支援センター運営等経費

様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターの体制を整備し運営する。

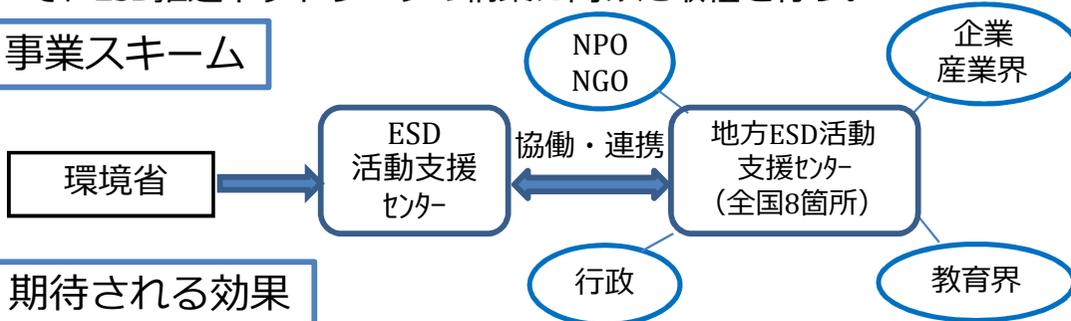
### 2. 環境教育・ESD基盤強化促進（人づくり・拠点づくり）促進事業

上記センターと連携し、環境教育・ESDの更なる促進のための人づくり・拠点づくりを計画的に進める。

### 3. 地方ESD活動支援センター（仮称）運営等経費

地域でのネットワークのハブとして地方ESD活動支援センター（仮称）を全国8箇所に整備し、ESD活動支援センターと協働・連携して、ESD推進ネットワークの構築に向けた取組を行う。

## 事業スキーム



## 期待される効果

- ・多様な主体が協働する体制を構築することで、地域のニーズを的確に反映させたESDの取組推進が可能となる。
- ・より国民に身近な場所において、効果的かつ効率的にESDの視点を取り入れた環境教育を実践することが可能となる。

## イメージ

### ESD活動支援センター運営等経費

- ESD活動支援センター維持費
- ESD活動支援センター事務局活動推進費
  - ・ 環境教育・ESD等相談・支援窓口業務
  - ・ 環境教育・ESD普及啓発事業
  - ・ ESD活動支援企画運営委員会

### 環境教育・ESD基盤強化（人づくり・拠点づくり）促進事業

- ESDコーディネーター育成支援事業
- ESD国際ネットワーク促進事業
- ESD推進のための先導的地域拠点整備事業
- ESDの世代・地域間連携推進事業

### 【新】地方ESD活動支援センター（仮称）運営等経費

- ESD活動支援センターとの協働・連携による
- ・ 地域における環境教育・ESD等相談・支援窓口業務
  - ・ 地域における環境教育・ESD普及啓発事業



- ・ 多様な主体が協働するネットワーク体制を整備することで、地域間の情報共有の促進や多様なニーズを的確に反映した取組の推進が可能となる。
- ・ より国民に身近な場所において、効果的かつ効率的にESDの視点を取り入れた環境教育を実践することが可能となる。



# 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) シリーズによる地球環境観測事業

平成29年度要求額  
263百万円(44百万円)

## 背景・目的

- 世界初の温室効果ガス専用の観測衛星である「いぶき」(GOSAT)は平成21年の打上げ以降、順調に観測を続けている。全球を精度良く観測し、陸上観測の空白域を大幅に減らしており、温室効果ガスの吸収・排出量の地理的分布と季節変動・年々変動の把握により世界に大きく貢献している。
- 平成28年4月に閣議決定された「宇宙基本計画」では、平成29年度をめぐりとした2号機の打ち上げや、同じく平成29年度を目処とした3号機の開発着手についての記述がされている。また、平成27年3月にNASAと締結した覚書には、2号機のミッションに関する協力が記載されている。
- 今後も継続的な観測により気候変動の科学に貢献し、全球の温室効果ガス排出量監視・検証やREDD+等での活用につなげるため、宇宙基本計画の記載に基づき、2号機の打ち上げを目指す。また、継続的な観測体制を実現するため、3号機について平成29年度中に開発の検討に着手する。

## 事業概要

- (1) 「いぶき」観測データの評価と得られた知見やREDD+のMRVの活用に向けた情報発信
- (2) 2号機の開発・打ち上げに向けた作業の着手
- (3) 3号機の開発に向けた概念検討の実施

## 事業スキーム

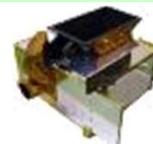
対象：民間団体等への請負により実施  
実施期間：開発・打上=6年間

## 期待される効果

- REDD+活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握し、世界の森林の減少・劣化に伴う温室効果ガスの排出の削減に貢献する。
- 現行機、2号機・3号機と継続的な温室効果ガス観測体制の確立により、全球的な高精度・長期連続観測の実施による監視情報の提供、都市単位での人為起源の温室効果ガス排出源の特定、世界各国の温室効果ガス排出量インベントリの検証等への活用が期待できる。

## 事業目的・概要等

### (3) 3号機の開発の検討



フーリエ変換分光計による温室効果ガス観測の高精度化・長寿命化に向けた検討の実施

## イメージ

### 国際的な貢献・施策立案への活用

- 排出量インベントリの検証等、国際的削減努力のモニタリングに貢献
- REDD+への活用
- 米国の観測衛星等との協力を通じた継続的な地球観測の推進

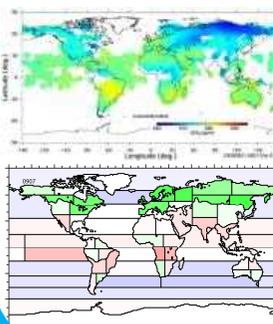
### (2) 2号機の開発・打上げ作業の着手



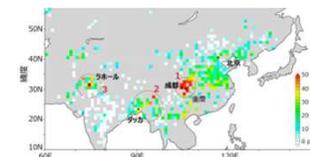
GOSAT-2

GOSAT

### (1) 「いぶき」観測データの評価・得られた知見の情報発信



- 「いぶき」観測データの高精度化
- 国別あるいは大都市・大規模排出源単位での温室効果ガス排出量把握



- 「いぶき」観測データを用いた低炭素社会に向けた情報発信

## 背景・目的

平成8年に海外の著書「奪われし未来」をきっかけに、化学物質が内分泌系をかく乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響に社会的関心が高まった。

我が国では、平成10年にSPEED'98、平成17年にExTEND2005、平成22年からEXTEND2010を策定し作用・影響評価等を進めている。平成28年には新たにEXTEND 2016を策定し、これまでの取組を着実に進めるとともにリスク管理のあり方を検討をしていく。

諸外国では、既に内分泌作用をもつ化学物質に関する規制の枠組みが定められていることに加え、国際的に2020年までにリスク管理を行うべき課題として取り上げられる等、我が国でも早急の対応が求められている。

## 事業概要

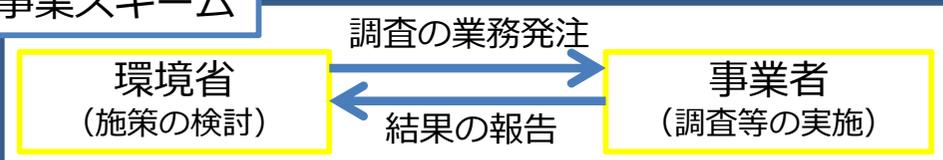
本事業では平成28年に策定予定のEXTEND2016に基づき、取組を推進する。特に、内分泌かく乱作用をもつ化学物質への今後の対応を検討するために、化学物質の内分泌かく乱作用に関する作用・影響評価に必要な試験を行いリスク評価を行っていくこと、リスク管理に向けた検討を行うこと、諸外国との国際協力事業に重点を置いている。

## 事業目的・概要等

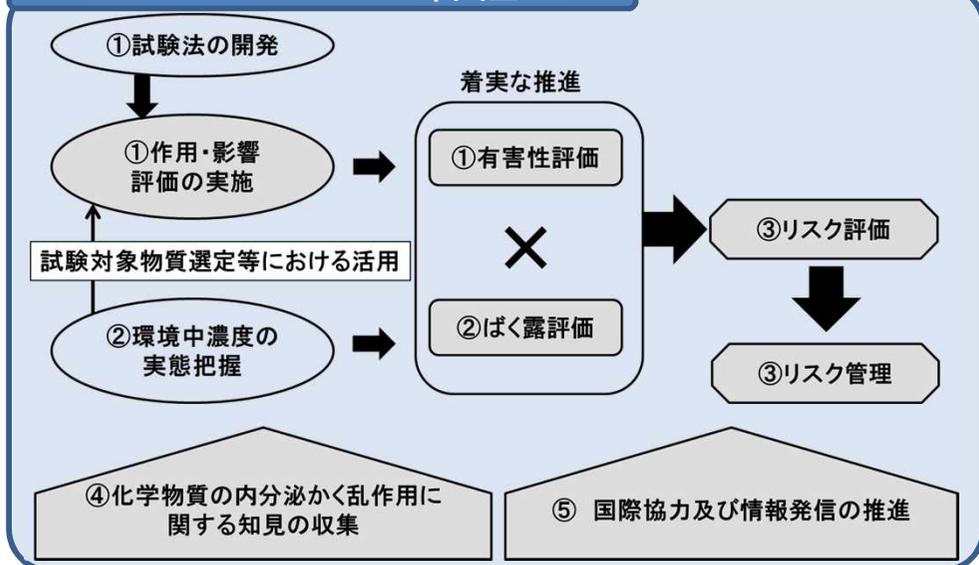
## 期待される効果

平成27年4月にOECDで、有害性のための確定試験が承認されている。この試験を実施することで、化学物質の内分泌かく乱作用に関する有害性およびリスクに関する評価を実施することができる。その結果を踏まえて具体的なリスク管理を行うための検討を行っていく。

## 事業スキーム



## EXTEND2016の枠組み



## <主な試験法の開発状況>

注1：第1段階試験 → 内分泌系への影響を確認  
第2段階試験 → 有害性の確認

注2：◎開発済み、○開発中（完成間近）、△開発中、⊙H27年承認

| 検出可能な作用     | 区分 | 第1段階試験<br>管内試験 | 第1段階<br>生物試験 | 第2段階<br>生物試験 |
|-------------|----|----------------|--------------|--------------|
| エストロゲン様作用   |    | ◎              | ◎            | ⊙            |
| 抗エストロゲン様作用  |    | ◎              | ◎            | ⊙            |
| アンドロゲン様作用   |    | ◎              | ◎            | ⊙            |
| 抗アンドロゲン様作用  |    | ○              | △            | ⊙            |
| 甲状腺ホルモン様作用  |    | ◎              | △            | ⊙            |
| 抗甲状腺ホルモン様作用 |    | ◎              | △            | ⊙            |
| 幼若ホルモン様作用   |    | △              | ○            | ◎            |
| 脱皮ホルモン様作用   |    | ◎              | △            | △            |

## イメージ

有害性評価、リスク管理へ向けた議論へ



# 化学物質環境実態調査費

平成29年度要求額  
367百万円（319百万円）

## 背景・目的

## 事業目的・概要等

## イメージ

### 化学物質環境実態調査の体系

調査対象物質の選定

分析法の開発

### 化学物質環境実態調査

〔地方公共団体と連携〕

初期環境調査

詳細環境調査

モニタリング調査

調査結果データの精査・解析

化管法

化審法

その他化学物質対策

それぞれの施策に活用

化学物質審査規制法（化審法）における規制対象物質の選定、化学物質排出把握管理促進法（化管法）における届出対象物質の選定、環境リスク初期評価などの、化学物質対策を推進するために必要となる、基礎データ（化学物質の残留状況）を得るための調査である。

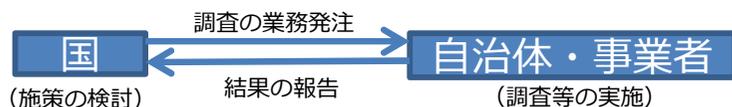
さらに、国際的な関心が高まっている環境中の医薬品等（PPCPs）についても実態を調査し対応の必要性を検討する。

## 事業概要

環境省内の化学物質管理施策を行っている部署から要望があった物質について、分析法を開発し、全国各地の一般環境での環境媒体（水質、底質、大気、生物等）を採取・分析し、調査物質の残留実態を把握する。

調査結果については、精査・解析を行い、要望を受けた部署にフィードバックし、各種の化学物質対策関連の施策に活用される。

## 事業スキーム



## 期待される効果

有害性の高い化学物質の環境汚染状況を速やかに把握することにより、環境リスクの評価・管理を促進し、環境リスクを削減させるとともに、化学物質による環境汚染の未然防止にもなる。



# 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

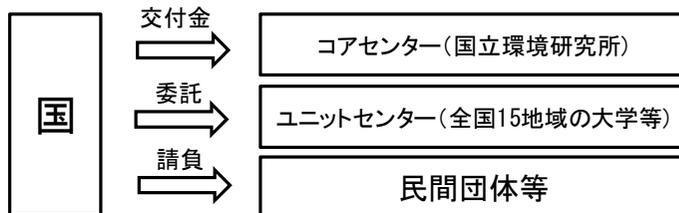
平成29年度要求額  
5,606百万円(4,462百万円)

## 事業目的・概要等

### 背景・目的

子どもの健康に環境化学物質が与える影響が解明されておらず、子育てへの不安が広がっている。その解明のため、大規模な疫学調査が必要。

### 事業スキーム



### 事業概要

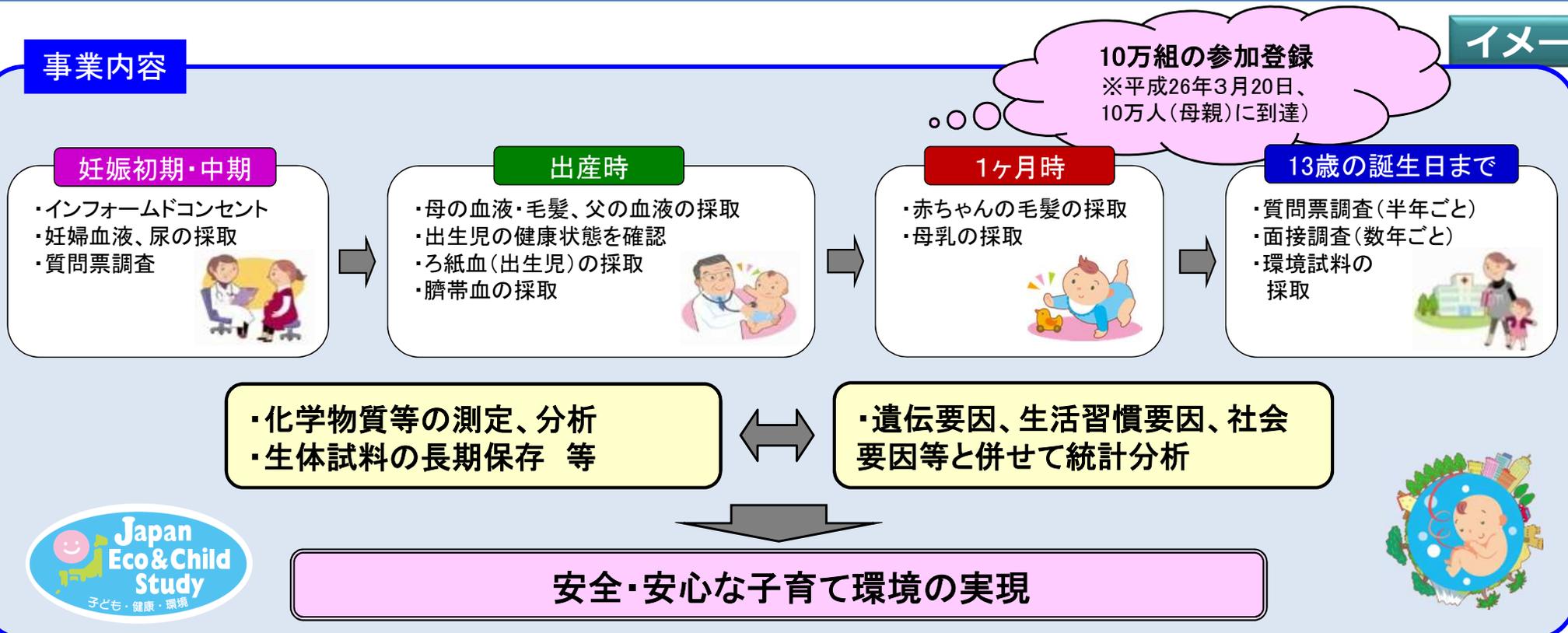
エコチル調査とは、胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査。

### 期待される効果

子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることにより、適切なリスク管理体制を構築し、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。

### 事業内容

### イメージ



※本調査は2016年のG7富山環境大臣会合において高く評価され、推進すべきとされた。



## 事業目的・概要等

### 背景・目的

熱中症は、毎年夏を中心に多くの被害をもたらしており、予防策の普及啓発は重要となっている。

加えて、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、夏季の大規模イベント等における熱中症のリスク把握手法の開発や、観客、特に日本の夏になれていない海外からの旅行者等に向けた熱中症予防策を検討する。

### 事業概要

- ・熱中症に係る指導者養成事業
- ・熱中症に関する普及啓発資料の作成
- ・熱中症予防強化月間（7月）における予防事業の実施
- ・2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた熱中症対策事業

### 事業スキーム

調査の業務発注

環境省  
(施策の検討)

結果の報告

事業者  
(調査等の実施)

### 期待される効果

国民の熱中症対策に関する意識を一層高めるとともに、自治体や地域の指導者を通じて、熱中症の発生や重症化予防に向けた取組を進めていただくことで、日本全体として熱中症による被害を減少させる。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて必要な対策に関する知見を収集する。

## イメージ

### （熱中症に関する普及啓発資料の作成）

- 熱中症について正しい知識を周知するための「熱中症環境保健マニュアル」をはじめとする普及啓発資料を作成し、自治体等に提供

### （熱中症に係る指導者養成事業）

- 幅広い分野に対応した、熱中症に関する最新のデータ、知見等を発信するシンポジウムを開催



### （熱中症予防強化月間における予防事業）

- 平成25年度に設定した熱中症予防強化月間（7月）におけるイベント活動等を通じ、国民の熱中症に対する意識を高める

### （2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた熱中症対策事業）

- 平成27年度に作成した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」について、有効性の確認や検証を行う
- 「熱中症環境保健マニュアル」についても見直しを行い上記ガイドラインと統合する。
- 外国人旅行者等に対する熱中症に関する普及啓発手法の検討し実施する



# 水俣病の治療向上に関する研究調査

平成29年度要求額  
67百万円（22百万円）

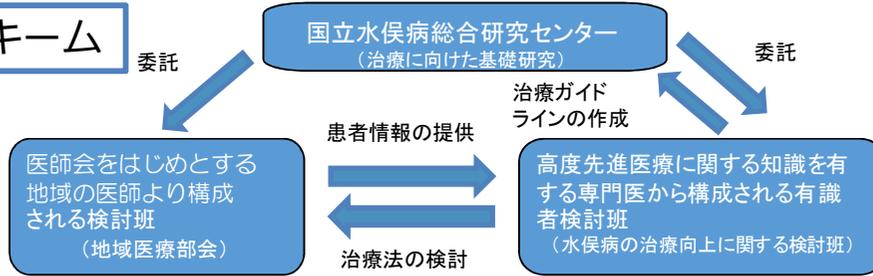
## 背景・目的

1. 近年、神経内科、機能外科分野での新たな治療法が急速に進展したことから、それらを用いてこれまで有効な治療法がなく積極的な治療や病態評価のなされなかった水俣病の治療効果の検証を行い、治療ガイドラインを作成する。
2. 既に血管疾患等の治療薬として実用化されている酵素阻害剤を転用した水俣病症状の改善を図る治療法の実用化に向けた基礎研究を進める。

## 事業概要

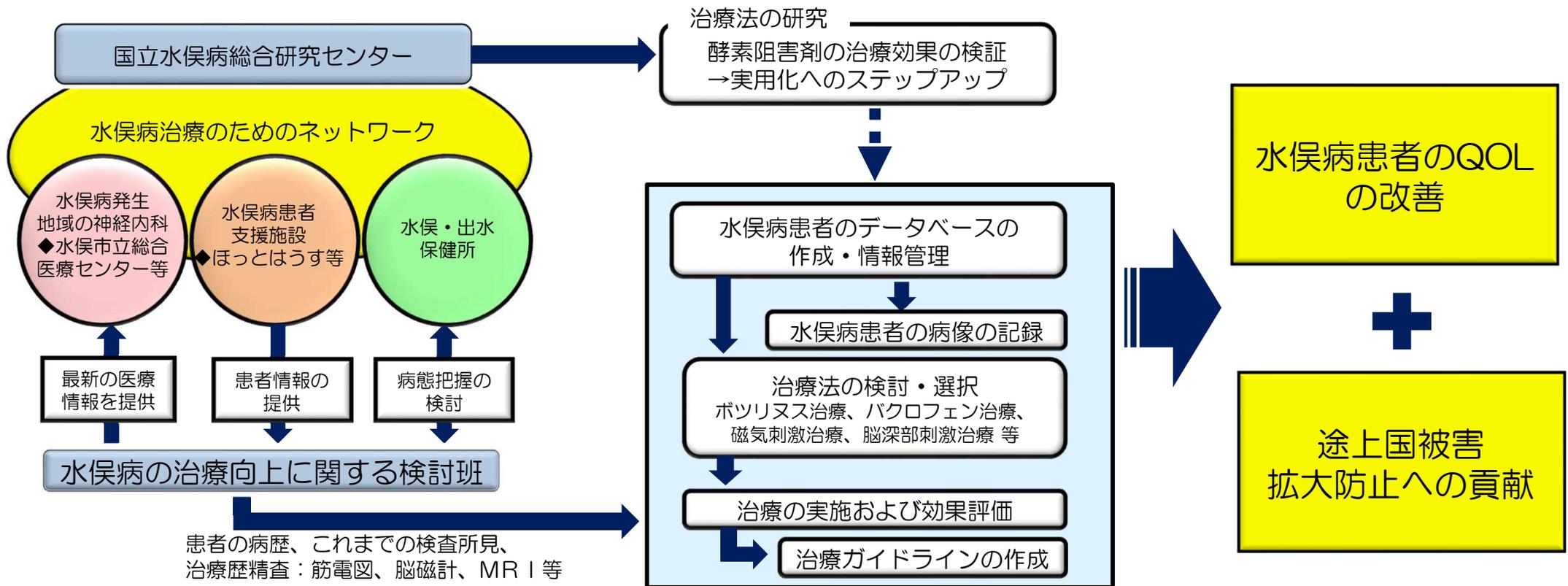
1. 水俣病発生地域の医師会、医療機関、福祉施設等の有識者による治療ネットワークの構築、及び高度先進医療に関する知見を有する専門医から構成される有識者検討班の設置により、水俣病患者のデータベースを作成した後、水俣病の治療効果の検証を行い、治療ガイドラインを作成する。
2. 酵素阻害剤を用いた水俣病治療の実用化に向けた動物実験等の基礎研究を促進し、治療法の実用化に向けた基礎研究を進める。

## 事業スキーム



## 期待される効果

1. 高度先端医療等による治療、及び既成薬を転用した治療に向けた基礎研究を進め、水俣病治療ガイドラインを作成、周知することで水俣病患者の生活の質（QOL）が改善されることが期待される。
2. 治療ガイドラインを活用することで、小規模金採掘等による途上国における被害拡大防止に役立つことが期待される。



# 環境研究総合推進費関係経費

平成29年度要求額

6,006百万円（5,293百万円）

## 背景・目的

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。

## 事業スキーム

競争的資金制度による交付

### 環境省

- ・基本方針
- ・行政ニーズ
- ・政策活用制度評価

### 機構※

- ・公募・審査
- ・配分・契約
- ・研究管理

委託

研究の委託

補助

成果報告

補助金

大学、研究機関、独立行政法人  
(研究の実施)

※ (独) 環境再生保全機構

## 事業概要

環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を提示して、公募を行い、広く産学民官の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金である。29年度は「パリ協定」を踏まえて、気候変動への柔軟なシナリオづくり、適応関連の研究開発を重点的に実施する。また、研究の高度化や効率化を目指したオープンデータ化に取り組む。

## 期待される効果

(ア) 環境政策の立案、及び政策の実施、(イ) 直面する環境問題解決、(ウ) 国際的取り組みや交渉及び政府間パネル等への科学技術的支援、(エ) 潜在的な環境リスク要因分析、(オ) 環境行政推進に必要な計測分析技術の開発・高度化、(カ) 各種審議会・検討会等における指摘への対応、(キ) 諸外国との環境政策や研究開発の協力関係構築

## 公募・審査の実施

・必要性・有効性・効率性等の観点から審査を実施

・行政ニーズ適合性評価を強化

### [研究部会（研究分野毎）]

- ・統合部会
- ・低炭素部会
- ・資源循環部会
- ・自然共生部会
- ・安全確保部会
- ・戦略研究プロジェクト部会

**「行政ニーズ」提示**

## 研究開発の実施

(1) 戦略的研究開発領域（温暖化対策の中長期的取組・適応関連研究等）  
年間予算：3億円以内、期間：5年以内

(2) 環境問題対応型研究開発領域（温暖化対策の中長期的取組・適応関連研究等）  
年間予算：数百万円～4千万円、期間：3年以内

## 研究成果の評価・活用

- ・研究成果の評価公表
- ・中間評価結果は次年度以降の予算に反映

### 環境政策への活用

※研究成果をフィードバック

## イメージ



## 事業目的・概要等

## 事業スキーム



## 事業概要

国立公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区等において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民によって構成される民間事業者等を活用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進する。

## 期待される効果

全国の国立公園等における登山道の補修、環境美化、登山マナーの向上など、生態系の維持回復のための総合的な取組により生物多様性保全、国立公園等の管理やサービスのグレードアップが図られる。

## イメージ

### ○ 事業の概要

国立公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区等において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民によって構成される民間事業者等を活用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進

#### 【平成29年度の重点課題】

- 1 野生生物の保護や外来種の駆除
- 2 地域景観の保全
- 3 登山道の維持・補修

#### 【実施予定箇所】

富士箱根伊豆国立公園、白山国立公園 など全国約2百箇所余りで事業を実施



### 具体的な活動例



登山道の維持・補修



外来種の駆除



地域景観の保全



公園内の清掃



# 特定野生生物保護対策費

平成29年度要求額 291百万円 (290百万円)  
 本省分 83百万円 (83百万円)  
 地方分 208百万円 (208百万円)

## 事業目的・概要等

### 事業概要

- ・種の絶滅を回避するために保護増殖を図る優先度が特に高い63種について、保護増殖事業を実施
- ・事業内容は対象種ごとに異なり、生息状況の調査、飼育繁殖、野生個体への給餌、保護のための普及啓発及び生息を脅かす要因の除去等である。

### 期待される効果

種の絶滅を防ぐとともに、次なる絶滅危惧種の保全に活用される保全技術等の科学的知見を集積する。

## イメージ

種の絶滅防止

保全技術等の科学的知見の集積

※各地域の主な取組事例

## 保護増殖事業 (49種)

### ■ ツシマヤマネコ (対馬)



再導入手法の検討、飼育繁殖、傷病救護、等

### ■ トキ (佐渡)



飼育繁殖、野生復帰 等

### ■ ライチョウ (H25より新規) (中部山岳、南アルプス等)



生息状況調査、減少要因の把握 等

### ■ イタセンパラ (中部、北陸、近畿)



外来種対策、飼育繁殖、密漁対策等

### ■ レブンアツモリソウ (北海道)



盗掘対策、ササ地刈払い効果の検証 等

## 背景・目的

種の絶滅を防ぐとともに、絶滅危惧種の保全に活用される保全技術等の科学的知見を集積するため、種の保存法に基づく国内希少野生動植物の指定、保護増殖事業計画の策定及び保護増殖事業の実施等を推進している。これらの取り組みを通じて、我が国の絶滅危惧種について、効果的かつ機動性の高い保全施策をより一層推進することが求められている。

## 事業スキーム





## 背景・目的

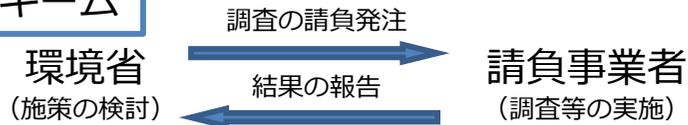
## 事業目的・概要等

## 事業概要

本来有する移動能力を超えて人為により海外から導入される外来生物の増加により、持ち込まれた地域の生態系等に被害が生じ、我が国の生物多様性損失の大きな要因となっている。これらの被害を防止するため、外来生物の防除を実施することが必要。

我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物のうち、以下の3つの観点から優先度の高いものについて、防除（駆除など）を実施する。

## 事業スキーム



### ① 特定外来生物防除直轄事業

世界自然遺産候補地等の生物多様性保全上重要な地域における防除

### ② 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業

最も費用対効果の高い、国内（もしくは地域）侵入初期における緊急防除

### ③ 広域分布外来生物対策強化促進事業

分布まん延期の外来生物の情報収集、共有など、関係機関との連携強化等

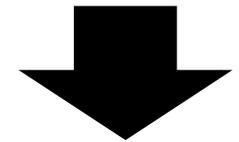
## イメージ

### ② 侵入初期等緊急防除

### ③ 広域分布対策

## 期待される効果

外来生物の防除実施により、外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下



希少種・生態系が回復するなど、我が国の生物多様性の保全を達成



ツマアカスズメバチ



オオバナミズキンバイ



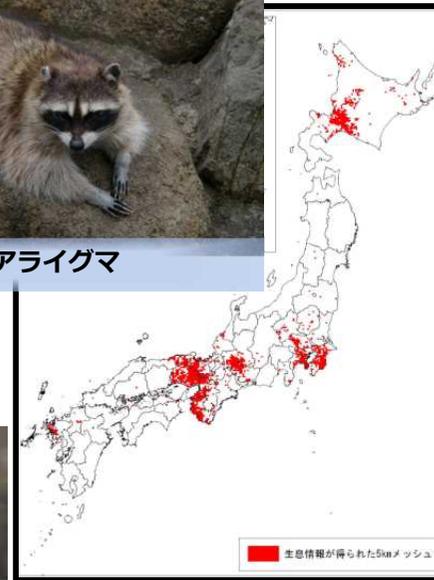
アライグマ



マングース



オオクチバス



全国に分布が拡大  
(まん延期)

### ① 特定外来生物防除